

10月12日(火)

出席委員

委員長 渡部 茂 君  
副委員長 小芝 新 君  
同 新妻 さえ子 君  
委員 おくの 晋 治 君  
同 松本 としひろ 君  
同 西村 直子 君  
同 せお 麻里 君  
同 のだて 稔 史 君  
同 くにば 雄 大 君  
同 田中 さやか 君  
同 吉田 ゆみこ 君  
同 湯澤 一 貴 君  
同 松澤 和 昌 君  
同 石田 ちひろ 君  
同 安藤 たい作 君  
同 高橋 しんじ 君  
同 須貝 行 宏 君  
同 つる 伸一郎 君

委員 あくつ 広 王 君  
同 塚本 よしひろ 君  
同 芹澤 裕次郎 君  
同 大倉 たかひろ 君  
同 木村 けんご 君  
同 高橋 伸 明 君  
同 鈴木 博 君  
同 中塚 亮 君  
同 鈴木 ひろ子 君  
同 西本 たか子 君  
同 藤原 正 則 君  
同 こんの 孝 子 君  
同 たけうち 忍 君  
同 若林 ひろき 君  
同 石田 秀 男 君  
同 渡辺 裕 一 君  
同 大沢 真 一 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

本多 健 信 君

## 出席説明員

区 長  
濱 野 健 君

副 区 長  
桑 村 正 敏 君

企 画 部 長  
堀 越 明 君

計画推進担当部長  
企画部財政課長事務取扱  
黒 田 肇 暢 君

企 画 調 整 課 長  
佐 藤 憲 宜 君

総 務 部 長  
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長  
古 卷 祐 介 君

会 計 管 理 者  
中 山 文 子 君

教 育 長  
中 島 豊 君

教 育 次 長  
米 田 博 君

庶 務 課 長  
有 馬 勝 君

学校施設担当課長  
小 林 道 夫 君

学 務 課 長  
勝 亦 隆 一 君

指 導 課 長  
工 藤 和 志 君

教育総合支援センター長  
矢 部 洋 一 君

品 川 図 書 館 長  
吉 田 義 信 君

区議会事務局長  
工 藤 俊 一 君

○午前10時00分開会

○渡部委員長　ただいまより、決算特別委員会を開きます。

それでは、令和2年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第7款教育費のみとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の説明を願います。

○中山会計管理者　おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

第7款教育費をご説明申し上げます。決算書の356ページをお願いいたします。

第7款教育費は、予算現額270億4,427万4,000円、支出済額は249億1,317万6,262円で、執行率は92.1%、対前年度比は24億5,946万7,532円、9%の減であります。減の主なもの、学校改築推進経費であります。

1項教育総務費の支出済額は96億5,668万6,147円で、執行率は96.1%であります。

1目教育推進費では、教育委員報酬や埋蔵文化財調査費、義務教育施設整備基金積立金などを支出いたしました。

次の358ページに参りまして、中段にございます、2目学務費では、就学援助費などを支出いたしました。

次の360ページに参りまして、下段にございます、3目教育指導費では、区固有教員の給与、生徒指導・いじめ防止対策、ルネサンス推進事業などのほか、マイスクールや特別支援学級の運営などを行いました。

続きまして、370ページに参ります。4目図書館費は、資料充実費の支出、地区図書館の運営費などであります。

次の372ページに参りまして、2項学校教育費の支出済額は、152億5,649万115円で、執行率は89.8%であります。

1目学校管理費では、学校ICT活用経費、屋内運動場空調設備などの学校環境整備事業、給食調理業務の代行、児童・生徒の健診のほか、芳水小学校、後地小学校、鮫浜小学校、浜川小学校などの校舎等改築工事などの経費を支出いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○渡部委員長　以上で、本日の審査項目の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在27名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。

芹澤裕次郎委員。

○芹澤委員　おはようございます。よろしくお願いたします。

私からは367ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、時間があれば、成果報告書46ページの学校ICT活用経費についてお伺いします。

1点目、オリンピック・パラリンピック教育推進事業の中で、オリ・パラ教育について、何点かお伺いしたいと思います。オリ・パラが閉会いたしまして、この開催の可否であったり、実施の内容、紆余曲折あって、今回の形に進んだと思います。

当初予定した事業がなかなかうまくいかなかったところもあると思うのですが、もともとオリ・パラ教育を始めようとしたときに、想定していたところから、思っていたより進まなかったという課題があ

ればお聞かせいただきたい。

ただ、総評として、多分効果はすごくあったのだろうと思うのですが、このオリ・パラ教育に取り組む前と、そして、取り組んだ後の子どもたちに現れた効果を教えてください。

**○工藤指導課長** それでは、オリンピック・パラリンピック教育につきましては、特に令和2年度からのコロナ禍におきましては、体験や講演などをオンラインによって実施することで、ねらいとした学びは一定程度達成できているものでございます。

令和3年度につきましては、学校連携観戦プログラムが中止となってしまいましたけれども、テレビや、アサガオの鉢植えを競技会場に提供するフラワーレーンプロジェクトなどを通じながら、子どもたちは、東京2020大会から多くの心のレガシーを得たものと捉えてございます。

また、オリンピック・パラリンピック教育の前と後ということですが、例えば、チームスポーツなどで思いやりをアスリートから学んだ児童・生徒につきましては、自分の生活の中で見直すきっかけになったということがございます。

例えば、部活動に直結したものでなくても、自らの生活を見直してしっかり生活したいなどの気づきになったというところが、前と後での特に現れた効果だと認識してございます。

**○芹澤委員** 非常に前向きな効果があったという理解ができました。

品川区は、オリ・パラ教育を通じて、各区いろんな個性のある教育をしてきたと思いますが、この『よい、ドン！ しながわ』を見ると、おもてなし、そして、スポーツ志向、障害者理解、和の心、国際的な視野、この5つの資質をオリ・パラ教育を通じて子どもたちに養っていただきたいと書いてありました。

特に、障害者理解に関しては、オリ・パラ教育の大きなレガシーの1つになると思っていて、ぜひ続けていただきたいという思いで質問していきませんが、このオリ・パラが閉会して、これまでのオリ・パラ教育は、国や都の補助金もたくさんあって進めてきたところがあると思うのです。

まず、この補助金の今後の見通しで何か聞いている情報があればお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、レガシーの側面を考えると、国や都の補助金は、当面は少なくとも支援をしていただきたいなと思っていて、もしなくなるのであれば、議会や行政からも働きかけをしていかないといけないのかなと思うのです。そこに対して何か思いがあれば、併せてお聞かせいただきたいと思います。先にその2点お願いします。

**○工藤指導課長** それでは、まず、障害者理解についてでございますが、これまで各学校におきまして、パラリンピアンなどのアスリートを招き、体験や講演を通しながら、障害者理解として学ぶ取組を行ってまいりました。引き続き、パラスポーツの体験やアスリートとの交流を継続し、障害者理解などの資質を高め、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーとして取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、これまでの都の補助金等につきましては、都の担当者からは、来年度は厳しい状況であると伺っているところでございます。

今後、市民科の学習の中でも多様性を尊重し、障害を理解する心を子どもたちに育むために、各学校の取組を継続、発展させていくことをしっかり検討することが重要であると考えております。

**○芹澤委員** 補助金が非常に厳しいというお話をいただきました。

オリ・パラ教育ですので、オリンピック・パラリンピックが閉会して、当然規模が縮小していくというのはある程度否めないのかなと思うのですが、オリ・パラを通じてやってきた障害者理解であって、

ほかの事業もそうですけれども、非常に効果が上がったというお話があって、そこはやはり、財政の支援が必要なのだろうと思っています。

都に働きかけをするところもちろん必要なのですが、なかなか財政支援が得られなかったとしても、ぜひ区の単費になるかもしれませんが、レガシーとして、障害者スポーツを通じた子どもたちへの障害者との交流であったり、理解の促進をしていただきたいと思います。ご意見をお聞かせください。

具体的などころで言うと、オリ・パラ教育の中では、区内全校でパラスポーツを楽しまれたと思っています。パラスポーツを楽しむだけではなくて、やはりこれは障害者の方々と一緒にパラスポーツを通じて交流できる機会を学校で定期的に設けていただきたいと思います。と思っています。

私個人としては、いつもボッチャを推していきまして、以前も区民大会や区の公式スポーツにボッチャをというご提案もさせていただきました。ボッチャに限らず、やはりこのパラスポーツで、障害者の方々と一緒に交流をする。パラスポーツで学ぶではなくて、交流をするというのが1つ大きな事業になるのかなと思いますので、そちらも併せてご見解をお聞かせください。

**○工藤指導課長** これまでも区立学校におきましては、ブラインドサッカーの体験教室、また、ボッチャ体験、あるいは車椅子バスケのパラアスリートとの交流などを実施しており、児童・生徒の感想の中には、やはり相手の立場や気持ちを考えることの大切さを学んだ、友達との関わりの中で活かしていきたいなど、前向きなものが数多くあり、体験が児童・生徒の貴重な学びの場になるものと考えておりますので、残す取組につきましては、しっかりと検討して継続していきたいと考えております。

**○芹澤委員** ぜひ前向きに障害者とともにパラスポーツを通じて、遊んだり、競い合えたりという働きかけをお願いいたします。

次の質問。5つの資質の中の国際的なシェアについてもお伺いします。

国際交流というところで、英語教育についてお伺いします。まず初めに、今、小学校から英語学習をしていると思います。その意義をお聞かせください。

**○工藤指導課長** 小学校から英語学習を行います意義につきましては、やはり、現在小学校1年生から繰り返し英語の音と文字に慣れ親しむとともに、英語というツールを用いて相手のことを知り、思いやるなどコミュニケーション能力を高めていくために、低学年の1年生から行うことが必要であると考えてございます。

**○芹澤委員** 英語学習はいろいろあると思っていまして、能力についても、読み書きの能力や、いわゆるスピーキング、ヒアリングという会話の能力があると思われています。

国際的な視野、国際交流というところという、ぜひ会話の能力を養っていただきたいと思います。英語で会話するということを主にした授業の取組を継続的に取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

例えば、今、品川区には姉妹都市、友好都市というものがあると思います。ポートランド、オークランド、ジュネーブの3都市のどこかで、ぜひ子どもたちとZoomを通じて英会話の交流というのを提案させていただきたいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

**○工藤指導課長** まず、英語学習におきまして、現在、区立学校、中学校、義務教育学校後期課程の英語の授業におきましては、オールイングリッシュで行っているという場面がございます。また、8年生全員が、オンラインレッスンの授業では外国人講師とマン・ツー・マンで英会話を行ったりといった機会を大切にしております。

また、海外との交流につきましては、現在もオークランドやイギリスの学校とオンラインで交流して

いる義務教育学校がございます。英語学習として成果は期待できるものの、相手となる学校の選定につきましては、時差の問題など、調整しなければいけないことが多少あり、今後、研究が必要であると考えてございます。

○芹澤委員 まさに時差の問題があつて、調べると、ジュネーブやポートランドは非常に時差があつて、なかなか難しいのですが、オークランドに関しては4時間程度プラスになるということで、こちらが10時だとあちらが14時など、ちょうどいい時間になるのかなと思います。

これは、今、一部の学校で取り入れられていると思いますが、全ての学校で姉妹都市との交流、そして、英語でのコミュニケーション能力を鍛えるというところで、ぜひご検討いただければと思います。

○渡部委員長 次に、つる委員。

○つる委員 お願いします。

363ページ、人権尊重教育推進経費と、365ページ、市民科・各教科充実経費。これについては、子どもの権利条約、児童の権利に関する条約、「わたしたちの権利」日本語版教材の活用について伺います。

381ページ、給食運営費、食器購入等については、強化磁器食器以外のお箸、スプーン、フォーク、トレーなどについて伺います。

371ページ、図書館運営費、377ページ、学校図書館経費については、学校図書館のSDGsコーナーについてと、また、図書館については、居場所としての図書館の対応について伺います。

379ページ、登下校区域防犯カメラ維持管理費については、面での把握や、今年度から小山三丁目が後地小学校の通学区域になっていますけれども、その辺の対応を伺っていきたいと思います。

まず、人権であります。品川区教育委員会の教育目標・基本方針の1番目には、人権教育を推進していくことが明記されております。

学校の先生においては、東京都の人権教育プログラムに基づいて、品川区で独自に制作した市民科の教科書を用いて、その授業の中で、学年、年齢、発達段階に応じた人権の学習に取り組んでいただいていると認識しております。

また、今回配付されたiPadの中に、子どもたちのSOS発信という趣旨で入ったことがメインかと思えますけれども、チャイルドラインのアイコンの中には、子どもの権利条約について触れているページがあります。

その内容については、人権啓発課で、品川区のホームページに記載していただいている大切な4つの権利とほぼ同じような形。若干、動画等も掲載しているところがありますけれども、そのような形で触れていただいています。

子どもたち、そしてまた、教える側の教職員への研修等については、2019年度の決算特別委員会で、新妻委員からは、児童・生徒についての学習の機会、こんの委員からは、保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の先生の研修についてはどうなっているかという質疑をした中で、児童・生徒については、子どもたちがネットで調べたり、そうした中で条約の内容そのものに触れるケースもあるよというご答弁があったり、また、先生については、人権の研修の中でやっているということで、条約について直接言及はなかったですけれども、これまで研修を行っているということでありました。

それで、今回、子どもの権利条約、児童の権利に関する条約について、紙芝居を用いて分かりやすく伝える教材が、日本語版として完成しました。これは、フラッシュカードというそうでありませう。2005年にスロベニア共和国が10歳から12歳向けとして、その13枚のフラッシュカードを

用いて、子どもの権利条約について分かりやすく、自分と他者が持つ権利について学びを提供するものとして、これは人権教育プロジェクト、「わたしたちの権利」の日本語版という形で、今回完成したわけであります。人権教育プロジェクトとして推進されて、ヨーロッパ、アジア、中東、アフリカなどの26か国の学校等で活用されて、現在、25万人の子どもたちが学んでいるもので、日本語版は24言語目ということであります。

日本語版については、筑波大学の福田弘さんという名誉教授が監修されて、子ども向けだけではなくて、教員向けの教材もセットになっています。人権教育プログラムの中には抜粋しかありませんけれども、教育向けの中には条約の全文が掲載されています。

そうしたことも含めて、この人権教育プロジェクト、「わたしたちの権利」日本語版教材の活用を提案というか、求めたいと思いますが、区の教育委員会の見解をお知らせください。

**○矢部教育総合支援センター長** 人権関係の資料のご提案でございます。本区としましては、人権教育は大変大事だと考えております。また、様々、いい資料も作成してあったり、また、それぞれの情報提供をいただいておりますので、ぜひ内容をしっかり確認して、教員研修等での活用等を研究してまいりたいと思います。

**○つる委員** ぜひ積極的に活用していただきたいと思います。既に25万人の子どもたちが学んでいるというところと、また、教員向けの教材とセットになっているのです。

大きい部分、条約そのものを学ぶ機会というところでは、なかなかそういう機会はこれまでなかったかと思いますが、こうした世界各国でしっかり使われている教材は、ぜひ積極的に参考にしていただいて、その上で、品川区や地域、日常生活の中で、人権に関する行動等については、まさに市民科で反映されていると私も認識しているところであります。その大本、根っこことというのはどのようなことなのか。やはりその根本、因を知ることとはすごく大事な。根が深ければ、それだけしっかりとした大樹も育ちますから、そうしたことも含めて、教える側の教員も、また受ける側の児童・生徒も、そうしたことの理解促進に、ぜひこの教材を活用していただきたいと思います。

これについては、また機会を捉えていろいろと確認等をさせていただければと思います。

次に行きます。給食運営費、食器購入等についてであります。これはSDGsの視点も含めて、サステナブル食器について伺っていききたいと思います。

昭和63年の第2回定例会で、会派の先輩議員が当時、食育という視点も含めて、陶磁器を提案させていただいております。

今現在、品川区の給食に使われる食器については、強化磁器食器が採用されておまして、実際、これが壊れやすいということで、それも大切に扱わないと物は壊れてしまうんだよといった視点も含めて活用されていることも伺っています。また、衛生上、その食器を洗うに際しての食洗機や熱風保管庫、こうしたことも全ていろいろ入れ替えて整備していただいて、そういう食器も整えていただいたということも確認させていただいております。

また、現在、この食器の破損等の取替えにあっては、平均で約1,900万円のお金が使われているというところでもあります。

陶磁器の食器というものは、今申し上げた視点もありますし、それ自体は再利用できるというところで、それ以外のもの、お箸については、積層強化木というものが使われているのでしょうか。強化木材と伺っていますが、それから、スプーン、フォークについてはステンレスが使われていて、トレーについては、強化プラスチックが使われている。

木材は木材。言わずもがなでありますけれども、そういった視点。それから、ステンレスについては、80%以上がしっかりリサイクルをされると伺っておりますが、そうした中で、破損による取替えが年間約2,000万円弱。食器以外のものも含めると、5,870万円余が購入経費等で毎年使われているということを考えたときに、そうした経費の削減効果もあるし、また、サステナブルな部分での食器・什器というのは、いろいろなメーカーや、そうした活動家の方など、いろいろな素材を活用して発信もしていますので、いろいろな素材があることは私も知っているのです。さらに、今申し上げたお箸、フォーク、スプーン、トレーについての今後の展開、また食器そのものも含めて、ご見解があれば教えてください。

**○勝亦学務課長** 持続可能な社会への実現に向けてということでございます。持続可能な社会の一員になることは、新しい学習指導要領にも定められて、非常に重要なものだと考えております。

そういった中で、今お話しいただきました食器やスプーン、フォーク、箸、トレー等々、購入を行ってございます。

まず、再生可能という部分では、ご案内いただきましたようにステンレスなどは再生可能な素材でございますし、強化磁器については、こちらでも20%程度再生したものを利用して購入している状況でございます。

また、強化木材につきましても、繰り返し使えるということで、長く使っていただけるものを購入しております。

また、トレーに関しましては、強化プラスチックを使ってございます。こちらについては、丈夫で劣化しないという、メリットが非常にあるものではございますけれども、裏を返しましたら、リサイクルや廃棄が難しい。そういった自然に帰らない素材という課題がございます。そういった部分につきましては、今後、研究を重ねてまいりたいと考えております。

**○渡部委員長** ゆっくりどうぞ。

**○つる委員** すみません。ありがとうございます。

最後のところ、強化プラスチックについての課題。これは、私もいろいろ確認をさせていただいて、ここについての課題というのは、これまで学校給食の食器等を提供している事業者も、いろいろな工夫をして、いろいろなトレーを提案しているというのにも理解しています。

また、沖縄のほうでも、いろいろなサステナブルな材料を使って、いろいろな形に加工できますよという、先ほど申し上げたように、全国、全世界のいろいろな事業者がこうしたものを採用しております。

イニシャルコストというか、最初に導入するときの経費というのは、これはどのような媒体でも最初はかかたりするのです。ただ、先ほど申し上げたようなスケールメリットといいましょうか、長い目で見たときの経費削減にもつながり、そして、地球環境、また、食育を含め、食事を通じてそうしたSDGsの教育ができるということも含めて、ぜひトレーについては積極的に、特に今ご答弁いただいた視点も含めて、そうしたものに切り替えていく余地はあるのではないかなと思います。ぜひその辺はご検討いただきたいと思います。

また、あわせて、学校の中で給食当番の方が着ている白衣について、先日の別の款で、職員の制服についてもいろいろ提案させていただきました。何でもかんでもそうすればいいということではないと思うのですが、逆に、そうしたところも再生というか、サステナブルなものはいくらでもあると思います。

これは、答弁結構です。また別の機会で伺いたいなと思いますので、その辺りも頭に入れておいていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

次に、学校図書館関係であります。品川図書館や地区図書館については、SDGsコーナーを設けていただいたり、また、ブックリストも作っていただいて、その周知啓発に努めていただいているということは認識しています。

ただ、学校図書館についても、当時、しっかりお願いしますねとお伝えをさせていただいていると思っているのですが、今の現状と、そうでなければ、学校の校長等が中心となって学校図書館についてはあるかと思うのです。図書館としてのコーナーの支援や、まさにその資料提供について、その辺りを教えてください。

**○吉田品川図書館長** 学校図書館におきましては、学校の先生、それから司書教諭、学校の司書、学校ボランティアなどでSDGsについて取り上げているところがございます。

小・中学校における取組ですけれども、SDGsに関する本の特集や、5年生の社会科で取り上げられた際には、学習資料としての貸出等を行っております。

とある中学校では、図書館通信において、「本で読むSDGs」と題しまして、毎号目標の本を紹介しているところです。

また、とある小学校では、寄贈された関連書籍46冊につきまして、学校図書館のコーナー内に設置しているところです。

あと、複数の学校で、教科学習においてSDGsの関連図書を活用しまして、また、選書の際に考慮している様子が報告されているところがございます。

**○つる委員** 今、ご答弁いただいたように、やっていたい、取り組んでいるところは取り組んでいるという現状だと思います。そこは、さらに推進していただきたい。全体として、各学校でもそういった書籍に触れる機会をこれまで以上に増やしていただきたいと思います。

最後、時間があればご答弁いただきたいと思いますが、図書館について、2学期が始まって、コロナに関連して積極的に学校に行かないというお子さんもいらっしゃるし、それが相当数出たとあります。

また、これまでも、長期休業後、学校に行かなくなるというお子さんが、いわゆる居場所として図書館等を活用されることがあるかと思えます。

ただ、平日や日中で、本来であれば学校に行っているのかなと思うお子さんたちが来館されたときに、そのお子さんたちが安心できる対応を各図書館の職員にもお願いしたいと思うのです。最後、時間の限りでご答弁いただければと思います。

**○吉田品川図書館長** 図書館員につきましては、平日の昼間、図書館にいる子どもを見かけましたら優しく声をかけるなど、居場所としての図書館として、様子を見守ることとしていただいております。

**○渡部委員長** 次に、高橋伸明委員。

**○高橋（伸）委員** よろしく申し上げます。

365ページ、市民科・各教科充実経費、367ページ、体力向上推進事業、同じく367ページ、グローバル人材育成塾についてお伺いいたします。

まず最初に、365ページ、市民科・各教科充実経費に関連しまして質問をさせていただきたいと思えます。

今現在、特に小学校で、片づけという授業を品川区を含めてやっておられると思うのです。具体的に、この片づけの授業をされているのかどうか、確認させていただきたいと思えます。

○矢部教育総合支援センター長 片づけの指導の内容でございます。基本的に、児童・生徒はたくさん荷物、教材を持って生活しておりますので、45分や50分、その授業の中で1つ1つ片づけを指導します。

また、特に低学年につきましては、引き出しの中にお道具箱がありますので、右側に筆箱、左側にノートという細かいところから発達段階に応じて指導しております。

また、家庭科等や技術等でも、片づけを指導しているところでございます。

○高橋（伸）委員 片づけの授業はされておられるということで確認をさせていただきました。

特に高学年の家庭科でも、片づけを通じて自分から課題を見つけたり、そのような片づけの授業は、私はすごく重要だと思っているのです。

それで、片づけというのは、家庭でも行わなければいけないという部分を当然私も認識していますが、やはり学校でも、特に小学生、低学年から高学年、全学年含めて、定期的に片づけの授業をしていただきたいと思います。

大人になると片づけ、特に建築の職人、あえて職人の世界という話をさせていただきますと、工具箱があって、整理整頓ができて、当然片づけもあります。整理整頓ができず、片づけができていない職人と、きちんとできている職人。この技術、能力の差を比較したらいけないと思うのですが、やはり仕上がりが違う。そういったところを私はすごく感じていまして、やはり片づけの重要性を小学生のときから学校でも教育の一環としてやっていただきたいという思いがあります。

改めて、今現在もやられているというお話でしたけれども、この話を含めて、今後どのようにされていくのかということだけ、お聞きしたいと思います。お願いします。

○矢部教育総合支援センター長 片づけの今後についてでございますが、先ほど言い漏らしました、市民科の中でも単元がありまして、そこでも指導しますので、これは全校で取り組むことになっていきます。

また、理論よりも、今、この道具を見て、そのときに片づけるという視点はとても大切だと感じておりますので、生活指導主任会等でも周知していきたいと思います。

○高橋（伸）委員 ぜひよろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

続きまして、367ページ、体力向上推進事業についてお伺いいたします。

今回、コロナ禍で、学校の教育、特に体育の指導というのが、なかなか今までどおりいかなかったと私は感じております。

現代の子どもたちの運動離れ、体力低下というのは、学校教育の1つの課題だと思っています。実態として、当然、運動が得意な子と苦手な子がいる中で、体力測定、生活・運動習慣等調査の結果が、東京都から出たということです。6年生の男子の全国平均、長座体前屈が34.9センチに対して、品川区は36.2センチ。女子も、全国が40.3センチに対して、品川区では41.9センチ。いろいろ反復横跳びや20メートルシャトルランなどが上回っているのです。これは、やはり品川区の教職員の方々のご尽力があって、この結果の表れだと思っています。

この体育指導について、コロナ禍の前と同等にはできないと思っているのですが、そのような中で変わりなく、こういう結果が出ております。この結果を踏まえて、今どのように捉えているのか、お尋ねしたいと思います。

○矢部教育総合支援センター長 現在の児童・生徒の体力についてのご質問でございます。

私のほうでも調べまして、今、委員がおっしゃったほかにも、小学校では反復横跳びが都の平均より

上回っていますし、20メートルシャトルランも上回っております。中学生におきましては、男女とも50メートル走の記録がよくなっております。先ほどご紹介のあった以外にも、全体的に体力が向上していると考えております。

ただし、昨年度は、コロナの関係で体力調査が希望校のみになっておりまして、正確な数値を全体的に比較できないのですが、一昨年までは伸びているということを踏まえた上で、今後のことについて捉えも含めてお話しさせていただきます。

初めに、本区は、SHINAGAWAアクティブライフプロジェクトということで、例えば、スポーツトライアルで、みんなで縄跳びをしたり、走ったりというような項目が幾つかございまして、それを各学校が年に2回でございますけれども、定期的に記録を上げて、そこでよかったところは、こちらで記録を紹介するという取組をしております。

また、ワンミニッツエクササイズということで、ストレッチを中心としたオリジナルの運動を紹介いたしまして、リーフレットにしましたり、また、品川区のYouTubeチャンネルに載せていただいたりして、周知を図っているところでございます。

様々、お子さんによっても差はあるでしょうし、当然、地域の方のご尽力もありまして、子どもたちのスポーツの機会もあって、国の数値よりもよいのではないかなと感じております。

また、テクニカルアドバイザーという、本区ならではのスタッフもおありまして、小学校のほうは、体育の補助、中学校のほうはダンスの指導をしております。そのような背景があるのではないかと考えております。

**○高橋（伸）委員** やはり、いろいろ取り組んでいる結果の表れが、この体育の数値にも反映されていると思っております。

当然、子どもは大人のようにスポーツジムに行って鍛えたりできない中で、この品川区の取組は、今、センター長からご答弁があったとおり、これからの学校の体育学習に最大限に活かしていただきまして、ぜひ、子どもたちをよろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、同じく367ページ、グローバル人材育成塾についてお伺いいたします。

この育成塾は、ネイティブ外国人講師による実践的な英会話の能力を身につける講座で令和元年度の2学期から全ての中学校、義務教育学校の後期課程で実施されているということです。

グローバル人材育成に関わる取組について、私をご紹介というか、述べさせてもらったのですが、本当に具体的でいいのですが、取組内容を教えていただきたいと思っております。

**○工藤指導課長** 今、委員からご指摘いただきましたグローバル人材育成塾につきましては、いわゆる教育課程外の活動ということで、希望する7年生および8年生について、放課後に英会話レッスンを行うものでございます。

直近で、今年度も令和3年度から令和4年度までのところで、9月から開始しておりますが、現在261名が学んでございます。外国人講師との英会話レッスンを通しながら、実践的な英会話能力を身につけるというところで取り組んでいる取組でございます。

**○高橋（伸）委員** それで、今年の11月6日の土曜日に「SHINAGAWA GLOBAL DAY」を実施するというので、これは午前の部が各学校における学校公開。そして、午後の部は、オンラインで動画を配信するということなのではございますけれども、学校公開ということで、それぞれ学校単位でやることだと思うのですが、具体的な内容がもう少し分かれば教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

**○工藤指導課長** それでは、本年11月6日土曜日に予定しております「SHINAGAWA GLOBAL DAY」の

お尋ねでございます。グローバル人材の育成というのは、これまでも学校教育の中で取り組んできているところがございます、大きくは使える英語力、あるいはコミュニケーション能力を身につけさせるための英語教育を中心としながら、オリンピック・パラリンピック教育、また、市民科の学習などを通してながら、グローバル人材の育成を図っているところがございます。

それらを、土曜日の午前中に授業公開を行いますけれども、これまで英語教育、また、様々講師をお呼びするような授業を、土曜日は講師の手配の関係などで実施できなかった部分がございます。特に英語教育で言えば、8年生全員でやっているオンラインレッスンなども、実は保護者であっても、なかなか見る機会がなかったというお声をいただいていたところがございます。それらを調整いたしまして、各学校で時間割を調整し、様々な英語教育、また、しながわドリームジョブなどの学習も含めながら、市民科の学習、オリンピック・パラリンピック教育、いわゆるグローバル人材に関わるような授業を午前中、全ての区立学校で行いますから、保護者や地域の方々に、そういったグローバル人材育成の実際の様子を児童・生徒の授業から見ていただけたらということで企画しているものでございます。

また、午前中、授業公開を行います、午後につきましては、毎年教育会で行ってございます、中学校、また義務教育学校後期課程の15校から各校1名代表生徒が出まして、英語スピーチを披露する英語学習成果発表会というものがございます。これを、今年度は同日開催ということで午後に設定いたしまして、その様子をオンラインで配信するように考えてございます。そういったスピーチなどの成果を披露するというのも併せて考えているところがございます。

また、これまで英語教育を進めてきた中では、そういった成果について、一旦、区立学校の学び、および成果の集約という形で、学識経験者や区立学校生徒、また、卒業生などから語っていただくようなシンポジウムも、事前に収録をしたものを同日午後にオンラインで配信することで、品川区で行ってきました、グローバル人材育成に関する取組についての成果などを発信したいと考えているものでございます。

**○高橋（伸）委員** よく分かりました。

これは、各学校によって公開授業をやるわけですね。それを確認させてください。これは、それぞれ学校ごとに、英語教育や市民科、オリ・パラ教育をやるということでしょうか。

**○工藤指導課長** ご指摘いただきましたように各学校によって時間割が異なっております。それらは各学校のホームページで時間割をお示しすると同時に、これまでの実践などを動画にしたものを、各校のホームページで見られるように、また、区教育委員会のホームページには、現在その取組に当たるもので公開できるものは既に公開しております。万が一、コロナ禍によって、直接授業参観ができなくなった場合、そういった動画配信によって授業の様子を見ていただき、子どもたちの様子を参観いただければと取り組むものでございますので、各学校の時間割については、各校ホームページで確認いただければと考えてございます。

**○渡部委員長** 次に、安藤委員。

**○安藤委員** 359ページ、校外授業費、移動教室・修学旅行、ページはありませんが学校でのコロナ対策PCR検査、381ページ、普通教室増設工事等に関連して35人学級について伺います。

まず、移動教室・修学旅行ですが、面と向かっての生の交流、友達の交流機会を奪うコロナというのは、やはり子どもの豊かな育ちと学びの機会を容赦なく奪ったと思います。日常の教育活動とともに、様々な学校行事が中止となりました。

特に現在6年生、あと、中学校2年生、8年生は、昨年もコロナで、それぞれ日光と磐梯への宿泊行

事が中止となりましたので、今年も中止になってしまいますと、その機会が完全に失われてしまうことになりまして、余りにかわいそうだなと思います。

伺いたいのですが、幸い9月に入り、新規感染者の減少は顕著になっています。今年度は、第5波で1度は中止になってしまった移動教室や修学旅行ですが、感染状況を見定めつつ、改めて実施できるように各学校を支援していただきたいのですが、いかがでしょうか。現時点での実施状況の概要と併せて伺いたいと思います。

**○勝亦学務課長** 移動教室についてお答えいたします。

まず、委員がおっしゃられましたように、移動教室に関しましては、自然や歴史に触れ合いまして、集団での行動で非日常に触れることで新しい学びを得ていただくという非常に貴重な事業でございます。残念ながら、昨年度、コロナの影響で、おっしゃったように日光、磐梯の移動教室が実施できてございません。

今年度につきましても、当初計画いたしました6年生の日光、それから磐梯への移動教室が実施できていないのが実情でございます。

ただ、今年度に関しましては、緊急事態宣言等が小刻みに度重なって出たことがございまして、そのたびに何度か日程変更を繰り返す等、対応を検討してまいりました。

現在、緊急事態宣言が解除されましたので、今後、こういった貴重な機会、特に今の6年生は昨年度も日光に行けていないので、今年、このまま卒業しますと、日光に行けずに卒業してしまうことになってしまいますので、できれば日光への移動教室を実現したいなということで、6年生、8年生ともに、代替の事業を実施できるように検討しているところでございます。

**○矢部教育総合支援センター長** 私からは、修学旅行の実施状況についてでございます。

委員がお話しされましたとおり、昨年度はコロナ禍のため、4校の実施にとどまっております。残念ながら行けなかった学校につきましては、代替の思い出づくりをいたしました。

また、今年度でございますが、既に2校は6月に実施しております。

さらに、秋にも6校予定しております。2月、3月にも6校予定してございまして、1校は代替のもので変えていくということでございますが、時期がずれたことによって、もう一度下見をしたり、保護者にしっかり理解を得たり、また、宿の方との連携をしたり、学校としても工夫しながら、何とか実施したいという状況でございます。

**○安藤委員** ぜひご支援よろしくお願ひしたいと思います。

例えば、密を避けるためにバスの借り上げ台数を増やしたり、感染対策用品が余分に必要になったときの場合の予算的な措置、あるいは感染状況によっては、保健所と連携した検査の実施や、簡易検査キットの配布など、そういった支援が必要になる状況も考えられると思いますので、ぜひ移動教室と修学旅行の実施の上で、考えうる限りの支援を行うようお願いしたいと思います。

それでは、PCR検査なのですが、まず、今年度の学校の児童・生徒の感染者数、教職員の感染者数は何人なのか伺います。

**○勝亦学務課長** 今年度の児童・生徒の陽性の判明者数につきましては、昨日までの累計で347名となっております。

**○工藤指導課長** 令和3年度4月以降、教職員の感染者数につきましては、昨日現在で38名でございます。

**○安藤委員** 衛生費のほうでガイドラインについて伺ったのですが、濃厚接触者と判定されなくても、

感染者が発生した同じクラス、同じ部活等の全員に、学校の判断での検査の実施を可能とすると、8月27日付の文部科学省ガイドラインの区への対応について伺ったのです。

保健予防課長の答弁は、通知が出る前からそのような対応をしていて、何ら変わらないという感じの答弁だったのです。区教育委員会に確認したいのですが、学校の場においては、クラスの子どもや教師から感染者が出た場合には、当然保健所には相談するにしても、濃厚接触者だけではなく、基本的にクラス全体を広く検査するという対応をとるということでいいのか、確認したいと思います。

**○勝亦学務課長** 学校内で陽性者が出た場合につきましては、その児童・生徒の学校での行動の状況、給食の時間や体育の時間も含めまして、時間ごとにマスクの着用があったか、クラスでどのような行動をしていたか、そういったものを1つ1つ確認いたしまして、濃厚接触の疑われる者に対して、必要な検査を行っているという状況でございます。

**○安藤委員** 濃厚接触者が疑われる、濃厚接触者と断定しなくてもということで、少し広く考えているということだと思っております。

伺いたいのですが、先ほど、今年度の学校の子どもの感染者は347名ということでした。では、実際に行政として実施した検査は、子どもと教師、どちらとも聞きたいのです。今年度は何人に実施されたのか。人数を伺いたいと思います。

**○勝亦学務課長** PCR検査についてでございます。先ほど申し上げましたように、必要な方に必要な検査を保健所と相談しながら実施しているところでございますけれども、PCRの検査数は、今年度につきましては、1,894人に実施しております。

**○工藤指導課長** 教職員の今年度検査数につきましては、172件ということでございます。

また、教職員につきましては、品川区に限らず、居住地域の保健所等の指示によって受けているものがございますから、そういったものも含まれていると了解いただければと思います。

**○安藤委員** 検査の数としては結構行われているのかなと、今の数字を聞いて思ったのですが、ぜひ子どもの安全・安心を確保するために、検査のガイドラインも踏まえつつ、対応していただきたいと思います。

9月以降減少している感染ですが、子どもの命と健康で、学ぶ環境を失わせないためにも、やはり再び感染爆発を起こさせない対策が求められていると思います。

いわゆるワクチン接種後のブレイクスルー感染も起きていますが、ワクチン接種とともに検査を行って、感染の火種を見つけ、消していくことが必要で、感染者が一定減っている今こそ、その体制をとるべきときではないかと思っております。

子どもに接する教職員への定期的な検査の実施を含め、検査の抜本拡充を求めたいと思います。よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、35人学級なのですが、世論の高まりの下、今年度、2年生から35人学級の実施が開始されました。来年からは3年生まで35人学級になります。

もちろん前倒しで早期の全学年の実施が必要だと思っておりますが、とにかくにも世論でこじ開けたというのは重要だと思っております。

35人学級は、子ども一人一人にきめ細やかな教育を行う、環境向上につながり、義務教育、公教育ですから、全ての子どもに漏れなく提供されなくてはならないと思っております。それが、教育環境の整備を行う区教育委員会の重要な役割だと思っております。

事務事業概要でも公表されているのですが、今年度は芳水小学校の1年生と、第二延山小学校

の1・2年生では弾力的運用ということで、クラスを増やすのではなく、教員の加配を選択しました。つまり、35人学級が法律で定められたにも関わらず、ここでは少人数学級にならなかったということです。

例えば、第二延山小学校の話ですけれども、本来の学級編制であれば、29人と30人のクラスになるところが、この弾力的運用で38人ずつのクラスになったわけですから、これはかなり大きな違いだと思います。様々な事情があったとしても、本来は享受できるはずの少人数学級の編制の恩恵を受けられないということは、決して望ましい状況とは言えないのだと思います。決算書には、普通教室増設工事等の事業もありますが、芳水小学校と第二延山小学校の1・2・3年生について、来年4月から学校が法律どおり35人の学級編制を実施すると決めた場合、現在、それに対応する教室は既に確保されているのでしょうか、伺います。

また、受入可能な環境をつくるため、区教育委員会としてはどのような措置、対応を行ったのでしょうか、伺いたいと思います。

**○勝亦学務課長** 来年度以降の学級編制の状況ということでお答えいたします。

ただいま、学校選択制の希望受付を行ってございまして、各学校への入学予定者がこれから定まっていくような状況でございます。そういった中で、35人編制の義務標準法が改正されておりますので、経過措置を含めて、35人学級および、経過措置にしっかり対応しているところでございます。

**○有馬庶務課長** 具体的な教室の確保でございますけれども、芳水小学校、第二延山小学校とも、多目的室を普通教室に変える、第二延山小学校は、やむを得ず、今回は和室を普通教室化するというところで教室を確保して、来年に備えるという対応をしているところでございます。

**○安藤委員** 教室を確保している。なかなか苦しい事情もあるでしょうけれども、様々な多目的室等、別に必要ないわけではなく、ただ、物理的には可能であり、あとは、私は学校の判断だと思うのです。

しかし、その学校の判断といっても、その判断をするときに、子どもにとってよい教育環境は何かというの、それこそ最善の利益です。これは何かというのを、当事者、子ども自身も含めた保護者の意見を聞いて判断する。

先ほども質疑がありました。まさに子どもの権利条約の精神にのっとった対応が、私は必要だと思うのです。

伺いたいのですが、少なくとも子どもの日常の教育条件に直結する学級規模については、これがいいだろう、3学級で行ったほうがいいだろうと、学校だけで決めるのではなくて、きちんと保護者、子ども自身に十分に理解できるような説明も行って、さらに意見を聞いて、その意見を踏まえて決めるべきだと思うのですけれども、そこについてはいかがでしょうか。

**○勝亦学務課長** 学級編制の問合せでございます。

まず、法律的に、学級編制につきましては、区が責任を持って行うことになっております。そういった中で、各学校の状況、学校の意見を聞きながら、編制してまいりたいと考えております。

**○安藤委員** その学校の意見を聞きながらというのは当然だと思うのです。私が伺ったのは、学校が判断する上で、子どもや保護者の意見も踏まえた上で判断すべきなのではないですかと伺ったので、もう一度しっかりとお答えいただきたいと思います。

**○勝亦学務課長** おっしゃるように、アンケート等、そういった考え方もあろうかと思っておりますけれども、各学校が日々、お子様の様子や保護者の声、お子様の声を聞いてございます。その中で最善の教育ができるように学校も判断をして、意見をいただいて、区のほうで判断しているというところでござい

ます。

○安藤委員 それは、私は子どもの権利条約の精神に反するというか、子どもの声を聞くということを直接やらないといけないし、かなり学校の傲慢ではないかと思えます。教育環境に関することですので、しっかりと子ども、保護者の意見を聞いていただきたいと思えます。

○渡部委員長 次に、くにば委員。

○くにば委員 よろしくお願いたします。

私からは363ページ、いじめ防止対策費、371ページ、図書館運営費、時間がありましたら、371ページ、まちの人々に学ぶ授業経費を伺っていきます。

まずは、いじめ問題です。昨年11月、町田市立小学校6年生の女子児童がいじめを受けていたと訴え、遺書を残し自殺した痛ましい事件が起きました。

遺族によると、昨年9月以降、学校から配付されたタブレット端末で、授業中にチャット機能を利用して、当該児童に対して複数人が辛辣な悪口を送っていたとのこと。それらの悪口を苦にして、当該女子児童が自殺をしたとされており、現在、各自治体の配付端末の導入システムによっては、授業中にチャット機能を利用して、生徒が質問などを書き込むことができます。

このチャット機能は、ふだん、挙手をして意見が言いづらい子なども書き込めるメリットがある一方、今回のように、教員が監視していない中で、いじめにつながる書き込みがされる問題点も認識されております。

国立市のある市立小学校では、当初からいじめにつながる可能性があるとして、チャット利用を全面禁止してきた一方で、世田谷区では、チャットのグループを作成する権限を教員にだけ付与し、必ず教員がグループに入るように対策をしているとのこと。

お聞きします。現在、品川区で配付されているタブレットのチャット機能の利用について、制限をしているのか、それとも授業中に利用しているのか、もう1点伺います。メリット、デメリットの認識、また、今後の利用についての協議や検討状況をお伺いします。

○勝亦学務課長 配付タブレット端末のチャット機能についてのお問合せでございます。

先ほどご案内ありましたように、品川区におきましてはSNSやチャット、児童・生徒のみでのやり取りが行われるようなアプリケーションについては導入してございません。世田谷区の事例がございましたけれども、児童・生徒がやり取りをするには、同様に、必ずグループに教員が入った状態で行われるようにしているところでございます。

そういった中で、メリット、デメリットという部分がございますけれども、インターネットにつきましても、そういったチャットや掲示板といったサイトにはアクセスできないようにフィルターをかけてございます。そういった部分につきましては、このような問題を抑止できるというメリットはあると考えてございますが、将来的には、社会に出てから、こういったものがあふれているところに出ていくことについて、すぐには体験できないというデメリットといたしますか、現実との違いの部分があるかと考えてございます。

今後も、こういったいじめにつながるようなアプリケーションやサイトへのアクセスはしないようにしていきたいと考えております。

○くにば委員 確かに、今おっしゃるとおり、個々人のネットのリテラシーというものを学校としても指導していくということが非常に重要なと思えます。その手前として、学校のほうで、まず、チャット利用やSNSを現段階では利用できないようにしているというお考えを把握いたしました。

今回の町田市での事件は、配付端末の管理状況が不適切だった点が指摘されております。端末のIDが出席番号等に設定されていた上に、全員のパスワードが同じ「123456789」になっており、誰でも他人に成り済ましてログインし、閲覧、書き込みができる状況だったとのことです。このような機能を悪用して、被害女子児童の端末をのぞき見していたのではないかとされており。

品川区では、現在、配付している端末のIDやパスワードの運用について、どのようにされておりますでしょうか。例えば、このようにIDやパスワードが統一されていたり、誰でも簡単に類推できるような状況になっていないでしょうか、お聞きします。

**○勝亦学務課長** 配付端末のID、パスワードの管理状況でございます。

まず、端末を開くのに当たって6けたのパスワードが必要になります。IDに関しましては、各児童・生徒に、一定の法則性を持ってございますけれども、別のものを割り振ってございます。パスワードに関しましては、配付の時点では、統一のパスワードでございまして、必ず他人に類推されないようなご自身のパスワードに変更して、他人に教えないということを指導の中で徹底しております。そういった意味では、類推されてパスワードが漏れてしまうというおそれは少ないと考えております。

**○くにば委員** 今、ID、パスワードに関して、基本的に各児童が必ず自分で任意のパスワードを設定するようにと指導されているとおっしゃいました。

例えば、インターネット上の様々なシステム、サービスによってもそうなのですが、やはり簡単に類推できてしまうパスワード、誕生日を組み合わせたパスワードや、電話番号、ペットの名前など、どうしてもそういった分かりやすいパスワードにしてしまうという懸念があります。それらのパスワードを使って、主に何が行われるかという、いわゆるハッキング、クラッキング、誰でも、何回でも、正解にたどり着くまでひたすらパスワードが入力できてしまうようなシステムの脆弱性等が今回のシステムにもないのかどうか。そのセキュリティ面についてお伺いします。

**○勝亦学務課長** パスワードのハッキングに関してでございます。

こちらの児童・生徒に設定していただくパスワードにつきましては、こちら1つでアプリケーションの統一的なパスワードになりますけれども、5回以上間違えますとロックがかかるような仕様になってございますので、ハッキング等のおそれは少ないと考えております。

**○くにば委員** 今、お伺いした形で、基本的には高いセキュリティ意識を持って、今後も運用に取り組んでいただければと思います。

次に、いじめに関連して、学校非公式サイト、通称学校裏サイトについて取り上げます。

2007年9月、神戸市の滝川高校の男子生徒が自殺した事件で、学校裏サイトが原因の1つだと報道され、一般に学校裏サイトが大きく認知されることとなりました。

その滝川高校の裏サイトでは、被害生徒の誹謗中傷や脅し、個人情報などが書き込まれておりました。

それを受けまして、翌平成20年には、文部科学省は、学校裏サイトについて調査をし、その調査結果である「青少年が利用する学校非公式サイト（匿名掲示板）等に関する調査について」を公表し、それによると、当時確認できた学校非公式サイトは、全国で3万8,260件。3万8,260件もの学校非公式サイトが当時あったとのことです。これらは、平成20年当時ではこのような規模でありましたけれども、これが完全な過去の話になっているわけではありません。

東京都では、平成21年から継続的に学校裏サイトについて調査を実施しており、平成30年度には、調査対象である2,145校のうち494校で、いまだ学校裏サイトが発見され、昨年4月に公表された調査結果でも、まだ244校の学校裏サイトと言われるものが発見されております。

また、令和3年度の東京都教育庁の主要事務事業においても、この学校非公式サイトについて、監視、不適切な書き込み等、緊急性・危険性に応じて対応して、都立学校、または区市町村教育委員会等へ情報提供を行う。また、学校非公式サイトを検索・監視の結果や、監視で得られた最新の事例等を、情報教育ポータルサイトに掲載すると、今でも東京都の教育庁のほうでも学校非公式サイトについて取り上げて、継続的に調査をしております。

お聞きします。品川区において、この10年間程度、学校非公式サイト、いわゆる学校裏サイトについての状況の把握や対応、対策、また、直近3年間程度の認知件数や現状をお教えてください。

**○矢部教育総合支援センター長** 学校非公式サイトのお問合せでございます。

委員お話しのとおり、東京都では、今は年3回、全学校名の検索をかけてサイトを監視しているというところでございます。

10年間の数は承知していませんが、喫緊3年間につきましては、指導主事の受けている件数は1件と聞いております。

内容は、そこに書いてあった学校名があったので、お子さんが心配で都から連絡を受けて、こちらから学校に問合せたところ、そういう生徒さんはいませんという内容で終わっております。

掲示板自体、今の生徒がお使いになるのかどうかということもあって、このサイトでチェックしている内容には、LINEやTwitterで鍵をかけられたアカウントは監視することができないというただし書がございましたので、それぞれSNSをこちらの市民科のほうで指導したり、また、生活指導上で困ったことがあったら、教員が察知したりということになります。

全てにおいてですけれども、やはり担任と生徒がきちんと信頼関係を持って相談できる体制づくりが大事なと考えておりますが、今後も、情報共有も含め、生活指導主任会のほうで対策も一緒に考えてまいりたいと思っております。

**○くにば委員** 直近3年間で1件程度。それに関して実害はないとお伺いしました。

先ほど、その点においても、実際に東京都で実施されている調査で把握された件数等もご紹介させていただいたのですが、品川区において、実際にそれぐらい全く被害がない状況で進んでいるのか、それとも、実際に被害を把握し切れていないのかというのが、大変安心している部分と、大変不安に思う部分があります。

先ほどご紹介いただきましたように、昔は掲示板等で主に皆様がやり取りをして書き込みをしていたのですが、今ではSNS、LINEやTwitter、鍵アカウント、あとはグループでのLINEを入れているけれども、いじめられている児童・生徒は、そのLINEのグループにすら入れてもらえない、いわゆるLINE外し等、そういったSNSを利用してのいじめ等は、なかなか発見しづらい部分があります。

自治体によっては、教育委員会や、もしくは学校単位でネットパトロールを実施しているところもあります。

品川区では、そのような学校単位でのネットパトロール、もしくは品川区の教育委員会として、ネットパトロールをどのように実施されているのか、その辺についてお伺いします。

**○矢部教育総合支援センター長** 独自のネットパトロールの方法でございますが、現在、システムとしては特段ございませんけれども、やはり人と人とでございますので、生活指導主任会の情報と、我々の中では相談機関が様々ございますので、HEARTSも含め、いろいろな情報共有の中で、1か月に1回の生活指導主任会で共有して確認しております。

**○くにば委員** ネットいじめに関しては、今後、本当にひたすら注視をし続けていかなければいけない部分もありまして、私も継続的に発言をしていきたいと思えます。

時間が短くなりましたけれども、図書館運営費、しながわ電子図書館についてお伺いいたします。

しながわ電子図書館、現在の利用登録者数や登録者の年齢層、年齢別の利用頻度などを伺いたいと思っていたのですが、そこら辺は割愛いたします。

6月から運用開始されましたので、まだしながわ電子図書館のサイト上は、分類分けや本の紹介がなかなか難しいというか、見つけづらいという部分があります。

例えば、一案なのですけれども、こちらは児童・生徒を対象にして、アニメ化作品、ドラマ化作品、もしくは小説賞を受賞した作品など、そういった切り口でのジャンル分けのコーナーを設けて、もう少し興味を引くような分かりやすい揭示方法をお考えになられてみてはいかがでしょうか。

**○吉田品川図書館長** 電子図書館の表示についてご質問いただきました。

今回、6月から電子図書館を始めまして、まだテスト導入というような形で、まだ1,000冊ほどしか蔵書がないところをごさいます、分類もなかなか細かくは分けられないところをごさいます。そのような形の中で、今後、蔵書を増やしていく中で、また、見せ方の辺りにつきましては、考えてまいりたいと思えます。

**○くにば委員** それでは、時間がないので最後に伺いたいのが、現在、しながわ電子図書館に導入する選書の方法。どのような方が、どのように選書しているのか。その基準や、私の個人的な希望としては、前回の予算特別委員会でも取り上げましたが、児童・生徒の読書率向上に向けての施策推進ということで、特に子どもに向けての閲覧に関して、推進をしていただきたいのですけれども、その選書について、最後にお伺いします。

**○吉田品川図書館長** 電子図書館で導入できる電子図書につきましては、なかなか一般に販売されているものよりも種類が少ないなど、条件がいろいろごさいます。その中で、図書館として、図書館の職員が、これはまずは十分なものではないかというところから導入しているところをごさいます。

**○渡部委員長** 次に、田中委員。

**○田中委員** 教育費全般で、市民科、夜間中学、香害とCAP、校則について伺います。

まず、夜間中学について伺います。

国は、中学生の不登校や在留外国人の子どもの就学状況が、不就学であったり、就学状況が確認できない状況があることや、虐待やヤングケアラーなどで実質的に義務教育を十分に受けられなかった人の教育機会確保のために、今年の2月に夜間中学の設置促進を各都道府県と各指定都市の教育委員会に依頼通知しています。

これまで区教育委員会は、夜間中学のニーズ把握を行っているのでしょうか。もし行っているのであれば、把握状況をお知らせください。また、教育機会確保法第15条に基づく、夜間中学校設置に向けた協議会等の設置が現在あるのかどうか。または、協議会が今後作られる予定があるのかをお知らせください。

**○矢部教育総合支援センター長** 先ほどの夜間中学校について、現在、ニーズの把握までは特別行っておりません。

協議会のほうも、今のところは行ってございません。

**○工藤指導課長** 先般、文部科学省から示されているように、例えば、既卒者などの場合で、学び直しの必要があるというお声が多い場合などが通知されてございますが、現在、不登校施策として区とし

で行っているマイスクールの取組や不登校施策というのは非常に充実しているところでございます。

また、そういった直接的な声を、現状、聞いているところではないということでございます。

**○渡部委員長** 田中委員、どうぞ。

**○田中委員** マイスクールのことは分かります。ただ、義務教育を十分に受けられなかった方たちの支援として、品川区は教育に特化した自治体としても注目されている自治体でもありますので、様々な事情により教育の機会が得られなかった人のための夜間中学の設置に向けて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。意見を聞かせてください。

そして、校則についてです。これまで校則について、各党派、各議員から議論が様々ありました。生活者ネットワークは、2018年に全ての学校の校則ルールを取り寄せ、その後、改定があった場合にも資料提供していただき、調査を続けています。

2020年の決算特別委員会の議論の中で、教育総合支援センター長は、校則は生徒自ら考えることが大事だと考えているとご答弁されていて、生活者ネットワークも全くそのとおりだと考えています。

ただ、実際に学校で起きている課題として、子どもたちが校則を議論する場が、余り積極的に持たれていないこと、そして、校則にないことが校則やルールとして子どもに求められていること、また、学校によっては生徒手帳がなくなり、子どもが校則を確認できない中で、校則を守るよう求められている状況があること、これらについては、少し問題かなと考えております。

まず、校則について、子どもや学校、地域でも、幅広く知ることができるように、区教育委員会のホームページで、区立学校の校則を公開することや、最低でも各学校のホームページで校則が公開されること。そして、図書館で全校の校則が確認できるよう求めますが、見解を伺います。

そして、区が求める生徒自らが考える校則が広がるように、子どもたちの議論により校則が変わった学校があった場合には、成功事例として、議論の様子などを区教育委員会としてホームページ等で広報するなどの取組を求めますが、いかがでしょうか。

**○矢部教育総合支援センター長** 校則についてのご意見でございます。

学年によりますけれども、子どもたちが自分たちの意見を出して、そういったルールを決めるのはとても大切なことだと考えております。

これまでも答弁してまいりましたとおり、校則は学校で決めるものでございます。そこには、地域の方のお話や、また、保護者、生徒のアンケートをとるといった学校もありましたし、生徒総会で協議している学校もございます。そのような様々なやり方を通して、子どもたち、または地域の意見を吸い上げて、独自の校則ができていると認識してございますので、それは1校の中で進めればよいのかと考えております。

小学校については、ホームページの中でも掲載しているところもございますので、今のところ、ホームページに全部掲載することまでは考えてございません。

また、生活指導主任会の中でも、校則は協議してございますので、その中で様々な好事例や方法についても協議していることを聞いております。そのような形で、さらに広がっていくことを促してまいります。

夜間中学についてでございます。夜間中学につきましては、先ほどお話もありましたけれども、本区の中で、不登校のお子さんや外国人の方たちの比較的ニーズが高い夜間中学校の実態は、そのような実態だと私たちも認識しております。現状のお子さんたちのフォローに努めてまいりたいと考えております。

○田中委員 夜間中学については、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと強く要望いたします。

そして、校則のホームページについてです。少し後ろ向きなご答弁で悲しいなと思ったのですが、校則がホームページなどで公開されたら、子どもをはじめ、いろいろな人の目に触れ、議論ができるようになります。ぜひホームページでの公開を前向きに進めてほしいと強く要望します。

子どもたちの議論で校則が変わった場合、区教育委員会が広報することで、校則への関心が向き、子どもが主体的に作る校則が、区内学校に波及するのではないかと考えます。校則について、子どもたちで議論をして変えていいということが、先ほどの質疑の中にもありましたが、子どもの権利条約の意見表明権の保障であり、また、東京都子ども基本条例のこどもの意見表明と施策の反映、こどもの参加の促進となり、保障すべきと考えます。ぜひ広報についても、強く要望したいと思います。

また、校則の中身を少し確認したところ、学校によっては道端で立ち止まって話し込んだりしないことや、授業には意欲的に臨み適切な応答すること、そして、前の授業が延長しても、次の授業には絶対に遅れない。給食をもらうときに、わがままを言って全体の流れを止めないようにするという、そんなことまで校則に書かなければいけないのかなと少し違和感を持つものもあります。

ぜひ子どもたちが議論する場ができるように支援をしていただきたいと思いますが見解を伺います。続けて質問します。CAPプログラムについて伺います。

性暴力を含めた暴力から子ども自身が自分の身を守る方法と権利について学ぶことができるCAPプログラムについて、現在は小学3年生の親子と、3年生の教員へプログラムが実施されていますが、繰り返し学ぶことで身につく、身を守ることにつながることから、以前行われていた5年生のプログラムの再開と、そして、中学校での実施を新たに求めたいと考えますが、見解を伺います。

また、教員向けCAPプログラムです。教員向けCAPプログラムを見学に行ったとき、プログラムを受けた後の教員が、もっと早く知りたかった、子どもたちに伝えたい、子どもたちからの相談の受け止め方を知ることができてよかったなどと感想を述べており、プログラムを受ける前より表情がとても明るくなったことが印象的でした。

教員向けプログラムに関しては、小・中全ての教員が、必ず最低でも1度は受講すること、そして、希望する教員に対しては、何回でも受けられるよう拡充を求めますが、見解を伺います。

○矢部教育総合支援センター長 3点ありました。校則について、細かいのはどうかというご意見かと思えます。

立ち話の件を具体的に言いますと、もしかしたら校則というのは、様々な経緯の中で成り立っているので、ほかの学校にないのだけでも、ここにあるというものがあると思えます。それは、もしかしたら地域の方からのご意見があったかもしれません。そこまでは、私たちも想像の域を出ないのでございますが、やはり実態に合わせて学校が作っているということは、ほかの学校にないとしたら、分かるのかなと思えます。

ただ、国の通知でも、あまり詳細だとか、曖昧だとか、表現に十分気をつけるという通知でございましたので、これまでも繰り返してまいりましたけれども、全体的に校則の決め方、内容については、生活指導主任会のほうで詳しくお話ししていきたいと思えます。

また、性暴力から身を守るためのCAP活動でございます。

これは、対象学年の適性もあるかとは思えます。一時、中学生のほうでもやったと聞いておりますけれども、小学生のようにはなかなかうまくいかなかったと聞いておまして、そのような保護者からの意見も得て、今の状態になったと聞いております。様々、これからは保護者や生徒たちの様子を見なが

ら、こういった身を守る活動については進めてまいりたいと考えています。

先生方への研修で、本所管の子どもたちの心のケアについては、生活指導主任会、または、1年次、2年次、3年次、10年次と研修がありますので、その中でも行っております。また、少し視点が違うかもしれませんが、体罰の防止については、何度も校内で研修してございますので、その中からエキスを取って指導しているものと認識しています。

**○田中委員** CAPプログラムの適性学年というお話があったのですが、導入に関わった教員によると、5年生が主だったと。5年生が残らず、何で3年生が残ってしまったんだろう。必要なのは5年生のほうだったというご意見を伺っています。でも、繰り返すことが大事なので、ぜひ拡充をしていただきたいと思います。

また、教員プログラムについてです。多くの教員が、子どもからのいじめの相談などに対して、真摯に受け止め対応してくださっていると思うのですが、一部、そのような事態での対応が分からないのか、少し突き放してしまう言葉を選んでしまう教員の存在もあり、生活者ネットワークにはそういう相談もあります。

やはり、教員が子どものSOSを受け止める方法を知ることができる、この教員向けCAPの拡充を強く求めたいと思いますが、何かあればご意見ください。

次に、行きます。これまで生活者ネットワークは、柔軟剤の香料の影響による香りの害、香害による健康被害、それにより発症する化学物質過敏症について質問してきました。学校では、給食の白衣の香りに悩む子どもと保護者の姿があると質問してきましたが、区教育委員会は、そのような相談はないとこれまでご答弁されています。

しかし、都内の生活者ネットワーク議員がアンケートを行い、23の自治体から返答がありました。給食着の洗濯に香りの強い柔軟剤使用の自粛の呼びかけを行っている学校は、小・中学校合わせ29校で、23自治体のうち12自治体にわたっています。

香害の被害と認識は広がっており、今年の夏、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省が連名で、「その香り困っている人がいるかも？」というポスターを作成、発行しました。

現在、感染症対策で給食の白衣を持参することが可能となっている学校もあり、その理由でいいので、白衣を持参していいよということを周知してほしいと生活者ネットワークはこれまで区教育委員会へ求めてきましたが、現在の学校の状況についてお知らせください。文部科学省が発行している、「学校における化学物質による健康障害に関する参考資料」で、化学物質過敏症に関して、情報の混乱、不周知等により、周りの十分な理解と協力が得られず、学習に困難をきたしている児童生徒等が存在し、当該児童生徒等の保護者は、学級担任、学校及び教育委員会等にどのような対応を求めてよいか苦慮しているケースがあると注意をしています。

ぜひ5省庁が作成したポスターを各学校で掲示してもらって、香害という化学物質過敏症について、周知を進めていただきたいです。そして、合わせて、その相談を受け入れる体制も整えてほしいと求めますが、見解を伺います。

**○工藤指導課長** 教員向けのプログラムでございますけれども、CAPではなく、類似のものというところ言えば、教員からの児童・生徒への暴力、体罰というところでございますから、体罰防止研修は中学校教員のみならず、小学校教員も含めて、全教職員に毎年行っているものでございます。

その中では、こういった行為が体罰や暴言に当たるのかに合わせながら、なぜ体罰等を行ってはいけないのか、それは、正しく児童・生徒理解に努めることと、高圧的な暴力を伴うような指導をする教員

に相談できるはずもないという内容も含めて研修を行っているものがございますから、子どものSOSなどを受け止められる、どのような児童・生徒指導が正しいのかというのを含めながら研修を行っているものがございます。そういった意味では、体罰防止研修は、引き続きしっかりと行っていきたいと考えているところでございます。

**○勝亦学務課長** 私からは、香りのことについてお答えいたします。

まず、香りに関係します化学物質過敏症の関係でございますけれども、給食のかっぱう着等の対応につきましては、お声があれば個別に対応しております。

また、学校保健会、養護教諭等々を含めた集まりの中で、学校現場の状況を聞いてございます。確かに、先ほどおっしゃられました8月の文部科学省からの通知も含めて、香りなどにより体調不良を訴える相談が増加していると、このように明記されてございますけれども、学校現場におきましては、決して多いという状況ではないが、やはりそういったお子さんがいると聞いてございます。かっぱう着の柔軟剤に始まりまして、例えば、夏場の制汗剤や石けんといったものに関して、体調不良を訴える方もいるということは伺っております。

そういった中で、経費の許す範囲で、できるだけ配慮して使っていくようにということで、学校のほうでも対応を努力していると伺ってございます。

また、先ほどご紹介いただきました。8月に、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省から出ている香りの部分につきましては、実際に個人差はありますけれども、配慮するようにという通知とポスターが出てございます。こちらにつきましては、区から各学校にその旨、通知があったということで、周知を行っているところでございます。

**○田中委員** CAPについては、体罰防止ではなくて、CAPプログラムは性暴力も含めた全ての暴力の防止と、その相談を受けたときの大人の接し方を学べます。ですので、ぜひ広げてほしい、CAPプログラムをしてほしいと思います。要望します。

香害のポスターについて、学校で貼ってくださっているのですか。少しそこを確認させてください。

市民科に行きます。市民科授業地区公開講座について伺います。毎年実施している市民科授業地区公開講座ですが、昨年は感染症の広がりから開催を中止した学校が多かったと聞いています。中止した学校数と、工夫して開催できた学校数。それで、工夫して開催できた方法について、時間があればお知らせください。

そして、市民科は、地域の関心も高く、品川区独自の授業として他区からも注目されています。全学校の公開講座予定日を一覧にしたものを区教育委員会ホームページに掲載していただきますよう求めますが、見解を伺います。

**○勝亦学務課長** 文部科学省の啓発のポスターに関しまして、適宜掲示するなど、活用をお願いしますということですので、そういった旨で学校のほうに送付してございます。

掲出に関しましては、各学校での判断になろうかと考えております。

**○矢部教育総合支援センター長** 市民科授業の公開講座のことでございます。昨年度は、コロナの影響でご承知のとおりでございますので、延期になったり、やろうかと工夫しているところがありましたが、正確な数は把握してございません。

今年度につきましては、できる限りの方法でやるということ学校から聞いております。

ホームページにつきましては、各学校から情報をもらっていただきたいと思います。

**○渡部委員長** 次に、木村委員。

○木村委員 教育費の359ページの中ほど、少し上でありますけれども、83運動経費、74万7,000円からの質問をいたします。

本区では、小学校のPTA連合会が行っている活動ですけれども、この時期には日暮れが早くなるため、地域の大人が子どもを見守る、意識の高揚と定着化を図るための運動ということでもあります。年末に向けてキャンペーンを実施しているそうですけれども、下校時に合わせて、地域の大人が野外での活動に合わせて子どもたちを見守る運動です。

この運動を始めて、以前と現在では、子どもたちの登下校に対し、何が大きく変わったのでしょうか。あればお聞かせいただきたい。

○有馬庶務課長 83運動でございますけれども、これにつきましては、かつて小学校PTA連合会が、子どもの安全をテーマに取り組んだということで始まってございます。子どもたちを日常生活の中で守りましょうということで行っておりまして、基本的なところは、子どもの安全を守るということで、活動は一定しております。

今と前は違うかというところがございますけれども、かつて自分が見守られていたお子様たちも、一部、保護者の立場というか、ある程度大人の立場になって、そのような活動は、多少、広く周知されている部分はあるのではないかと考えているところでございます。

○木村委員 現在では、全国的に広がりを見せているということでもありますけれども、この運動は、品川区から広がりつつあるということでもいいのか。もしそうであれば、これは大変すごいことだなと思います。本区の考案した83運動。今以上に全国に広がることを願いますけれども、今後の展開というものは、どのようになるものと想像されますか。

○有馬庶務課長 この83運動は、品川区で生まれたと認識しております。ここからある程度全国に広がっていったということは、設立委員会の方からも話を聞いているところでございます。

現在、この活動については、小学校PTA連合会等が中心となっていますので、区としましては、基本的にはそれをしっかり側面支援をしていくという取組をしております。

具体的には、啓発グッズを作成し、それを小学校PTA連合会に配ったり、周知の方法としては、広報しながら教育特集号に掲載したり、それから、教育委員会で発行している『教育のひろば』といったもので周知も行っております。

この流動をもう少し広めたほうがいいのではないかとのご意見をいただきまして、昨年12月にCSR協議会が出しておりますメールマガジンにも、昨年暮れに、83運動にご協力をという形で呼びかけを行ったところでございます。

今後、さらには、推進委員会のほうで周知パンフレットをまた新たに更新したいというご相談も受けておりますので、それもしっかり相談に乗っていきながら、側面支援を続けていきたいと考えているところでございます。

○木村委員 この時期、日暮れが早くなるということをお伺いしておりますけれども、そう考えますと、夏は6時過ぎから7時近くまで明るいという状況であります。この83運動を84運動や85運動などということは考えられないのかどうか、お聞かせください。

○有馬庶務課長 基本的には、日暮で夕方早くなるということはあろうかと思っておりますけれども、まずは、低学年の方たちの登下校の時間を見守ろうということで、朝8時は上級生もそんなに変わらないと思いますけれども、そんな意味で低学年が下校する時間の3時というのが、その当時であったと思います。

ただ、今はすまいるスクールなどがあって、夕方帰りが遅くなるという部分も見られるかと思います。今は、別に時間にとらわれることなく、夕方の買物のときに見守っていただければ、その時間にとらわれなくてもいいですよということを合わせて周知していきたいと考えております。

**○木村委員** 臨機応変にお願いしたいと思います。

次に、363ページの中ほどにあります、人権問題から質問をいたします。昨今、部落差別問題をはじめ、性の多様性など、子どもたちが正しく人権について理解し、互いに人権を尊重できるようにするなど、人権教育の推進が重要と考えます。

現在、学校現場ではどのような取組を行いながら人権教育を進めているのでしょうか。お聞かせください。

**○矢部教育総合支援センター長** 人権教育の推進についてでございます。学校におきましては、人権教育は特別な教科というより、全教科の全教育活動で行ってございます。

本区におきましては、市民科を中心に進めているところです。部落差別問題をはじめ、様々な人権関連課題に関わる差別意識解消を図るため、人権教育の理念を十分理解した上で取り組んでいるところです。

その中には、いじめや自殺予防、SNSによる差別など、児童・生徒の生活にも関係するものでございますので、様々な形で子どもたちを指導しております。

また、毎年12月の人権週間に合わせまして、人権啓発課と連携いたしまして、品川区立学校人権標語・ポスター展を行っております。全校の児童・生徒が作品づくりを通して人権意識を高めるだけでなく、展示公開することで区民等への啓発にもつなげてございます。

**○木村委員** 次に、新型コロナウイルス感染症による差別や偏見が見受けられる中、区立学校で防止する取組にはどのようなことがあるのか、これもお聞かせください。

**○矢部教育総合支援センター長** コロナ禍における差別や偏見の防止の指導ということです。

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者に対する偏見、差別の防止は重要なことだと考えております。学校では、昨年度、分散登校が始まった6月から現在に至るまで、校長による講話や東京都から示されている指導資料等を活用しながら指導しております。

また、区では、YouTubeの品川区公式チャンネルで「品川わくわくスクール」というタイトルで、新型コロナウイルス感染症がもたらすものとして番組制作をいたしました。昨年12月から各学校で視聴できるようになっており、保護者もご覧になれます。

また、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレスに関しまして、1人1台のタブレット端末に、アイシグナルやチャイルドラインなどのアプリを設定するとともに、担任や養護教諭を中心に、日頃から児童・生徒の変化をつかみ、必要に応じてスクールカウンセラーやHEARTS、学校支援チームなどの専門家の支援も受けながら対応するなど、心のケアにも努めてございます。

**○木村委員** いじめについて、先日、都内の小学校でいじめが起因と疑われる痛ましい事件が発生いたしました。本区においては、これまでいじめ防止対策について、いじめは絶対に許されないという意思を持って取り組んでいることと思います。本区が上げる、いじめ根絶宣言の実現に向けて、どのような取組を行っているのでしょうか。お聞かせください。

**○矢部教育総合支援センター長** 本区におきましては、いじめ根絶協議会を年2回、これは学校や地域、有識者の皆様からの意見を聞いております。

もう一つ、いじめ対策委員会がございまして、これは年1回、弁護士や大学の先生、心理士などから

ご意見をいただいているところです。

いじめ問題は学級の状況に非常に大きく影響すると考えておりました、学級を充実するための取組を行っています。各学期に1回行う生活アンケート、また、hyper-QUという調査があるのですが、そちらで学級の様子を確認できる仕組みを作っております。

また、全ての学校の7年生全員を対象に、学級風土調査というものを行っておりました、毎年6月と10月に実施する中で、学級の中で孤立している子はいないか、周りに合わせられない子は誰なのかなどを調査しております。

また、いじめ防止推進デー等で推進してございます。

○渡部委員長 次に、松本委員。

○松本委員 よろしくお願ひします。本日は379ページ、学校維持管理費、そして、363ページ、生徒指導対策等経費、これは校則についてお伺ひしたいと思います。

校則について、また後からお伺ひするのですけれども、先ほど田中委員から校則の公開のお話がありました。これは、品川区の場合は特にやるべきだなと私も思うのが、学校選択制を採用しているというところがございます。選択するということは、選択するための材料が必要なわけですので、社会人も、民間企業であれば服務規定などは別に公開されていませんけれども、自治体、公共の場というのはそのようなものが公開されていますので、ぜひ後ろ向きではなく前向きに公開して選択してもらおうという観点から、情報公開を適宜要望したいと思います。これはまず要望です。

続きまして、学校維持管理費に関連して、学校内の教師によるわいせつ事件防止対策について伺ひます。教師による児童・生徒へのわいせつ事件なども報じられてきた問題です。

そして、昨日も、教室に鍵をかけて、女子児童にわいせつな行為をしたとして、強制わいせつと監禁の疑いで、板橋区立の小学校の教員が逮捕されました。

信頼の対象である教師による児童・生徒へのわいせつ事件。本当に許し難いところですが、残念ながら、どんなに対策を練っても、それこそ完璧なうそ発見器でもできない限り、小・中学生を性的対象とする人間が教師として学校に入り込むのを完全に排除するというのはなかなか難しいと思います。これは、隠されてしまったらなかなか難しいところがあります。日々の行動に注目する、指導監督するなどして、危険を排除していかなければならないのですけれども、それに加えて、そういった教師が実行行為に及ぶことを何とか防がないといけないところを、我々は現実問題として考えないといけないと思っています。

この問題は、今年予算特別委員会でも取り上げたのですが、その際に申し上げましたのが、校内教室等への防犯カメラの設置でございます。

今回の板橋区の事件ですが、被疑者は被害児童に対して、このことは誰にも言わないでねと口止めしたと報じられています。これは、教室なわけです。教室が完全に密室になっているという状況だったわけです。

防犯カメラが校内各所に設置されていれば、ひょっとすると今回の犯行を防げたかもしれない。余罪もありそうなるので、学校の教室の中でこのようなことが行われているということをどう防ぐのかということ、我々は考えないといけないと思います。

これは、私が勝手に言っているわけではなくて、教員によるわいせつやいじめの被害に遭った子どもの保護者を中心に結成された全国学校ハラスメント被害者連絡会も、文部科学省に対して、公立学校のトイレと更衣室以外の場所へ防犯カメラの設置を要望しているところであります。



問題もあるので、改めたほうがいいのではないかと思います、ご見解を伺います。

**○矢部教育総合支援センター長** 校則についてのお問合せです。今、私が伺った時点の髪質のケースは、やはり多様性と健康・安全という意味で、じっくりしっかり学校が聞き取って、保護者とも相談して対応するべきと、その事実だけを伺うとそう感じました。

繰り返しになりますが、健康・安全が大事であることと、学校のほうは、校則についてはこれまでも繰り返しお伝えしてきたので、様々なところで協議はしています。

ただ、先ほども少しお伝えしたのですけれども、これまでの経緯があるので、やめればいい、では、何でやめたのというところにもなりますので、その間の経緯は私たちがきちんと入りながら、相談に乗って、また、情報共有しているところですので、少なくとも安全と健康につきましては、大事に対応していきたいと考えています。

**○松本委員** これは、全部変えるのかどうなのかという問題もいろいろあるのだと思います。ただ、まず1つは、そのように書かれていることで、制約を受けるとしてしまうお子さんやご家庭があるということ。

あともう一つは、これはしっかりご答弁いただきたいと思うのですけれども、そういった髪質が理由で、1つか2つと校則に書いてあるけれども、それだと健康上、問題が生じるというときに、学校側が、それだったらいいですよという対応をしてくれるようにしていただきたいということを要望したいのですが、ここについてご見解を伺います。

**○矢部教育総合支援センター長** 繰り返しになりますが、安全と健康に関わることについては、しっかり学校が向き合って、相談して、対応していきたいと考えています。

**○松本委員** 本当にこの部分はこれまでとは全然違う対応が必要になる部分もあると思いますので、しっかりとご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

**○渡部委員長** 次に、松澤委員。

**○松澤委員** 私からは、359ページ、クラブ・部活動等経費、時間がありましたら、体育館のWi-Fiに行きたいと思います。

働き方改革が進む日本におきまして、平日では部活動を見たら、自動的に勤務の超過、土日に部活動を行う際は、休日出勤を強いられてしまう。そういった部活動において、制度変更が平成29年4月1日に施行され、部活動指導員という導入が始まりました。

そこで、品川区における部活動指導員、議事録では、現状10校に11人の配置、今後、15校全部の配置を目指しているということでしたが、現状を教えてほしいのが1つ。

そして、杉並区では、この部活動支援の拡充を図るために、指導員のモデル実施が行われたとお聞きしました。このモデル実施に至っては、国の補助制度を活用し、負担の割合が国、東京都、区でそれぞれ3分の1、この事業について品川区で活用があったのか、2点確認させてください。

**○矢部教育総合支援センター長** 部活動指導員の現状でございます。昨年度につきましては、委員がおっしゃったとおりですが、現在は1校増えまして、11校で12人でございます。

また、補助の点でございますが、モデル実施という名称は異なるかもしれませんが、国や東京都の補助を受けて部活動指導員を活用、配置しております。

**○松澤委員** 1校増えて12人、確認できました。

昨年の9月1日、文部科学省で開催されました、第4回学校における働き方改革推進本部。これで、部活動改革に関わる具体的な方針となる、部活動の段階的な地域移行が打ち出されました。実現のため

の第一歩として、2023年、2年後に、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築、これを本格的に着手していくということが明言されました。

そうすると、これからは平日の部活動と、休日の地域部活動に区別していかななくてはならないのかなと思いますが、区としてどのように捉えているのか、教えてください。

また、名古屋では、小学校の部活動の民間委託が導入されています。約1,500人の教員の負担軽減に加え、児童の満足度も高いという結果が得られました。文部科学省が2023年から始めます、休日の部活動の段階的な地域移行に向けたモデル事業だということでもあります。この地域スポーツクラブとの連携というのは、子どもたちの多様な部活動をやりたいといった思いを解決することにつながると思っています。

品川区に拠点がある施設、そして、企業の活用が必要になっていくと思いますが、課題もたくさんあると思います。

例えば、その場所まで行く移動の経費、そして、お金もかかってしまうのではないかな。そういった課題が見える中、部活動の委託についても区の考え方を教えてください。

**○矢部教育総合支援センター長** 初めに、地域へ依頼をして部活動を進めていってはいかがかというご質問だったかと思います。

1点目につきましては、国がこういう方向でございますし、働き方のこともございますので、注視していきながら進めていけたら一番いいのかなと思っています。

現在、部活動指導員のメンバーに地域の方もおりますので、そういったことは徐々に広がるとよいと考えております。

2点目、民間委託についての理解と考えでございますけれども、民間委託の場合は、結局、一番大事なのはマッチングの問題で、例えば、野球の上手な方が技術指導はできるけれども、生徒指導はどうか。集団の中で勝つことだけに力を入れる方がいたらどうなるか。または、技術的にはこれからのお子さんたちがいじめに遭ったなど、その場合の教育的な配慮や指導という面の指導力はどうかという人の問題がございます、なかなか委託というのは難しい。また、これから上げていく面でも、1つのハードルになっているのかなと考えております。

技術的には高い方がとても多いと聞いておりますので、それについては、大変有効に活用できると思いますけれども、委託につきましては、先ほど委員おっしゃった費用の問題や移動距離の問題も十分吟味して研究していかなければいけないと考えております。

**○松澤委員** 私も、このまま地域委託を考えていきますと、それは多分うまくいかないのかなと思っています。要は、複数の学校で分担する考え。また、困窮世帯など、別途支援も必要になっていくと思っています。国が2023年度という部分には、これから何ができるか、引き続き考えていきたいと思っています。

先ほど、子どもたちは多様なスポーツをやりたいという部活動の中で、実は、中学生からバレーボールをやりたいのですけれども、部活動がない。先生にも頼んでいるのですが、やはりなかなか進展がないというご相談がありました。

校長先生、教育委員会ともいろいろお話を聞きましたが、過去に廃部した。生徒がいなくて廃部になったときに、また新しく作る、いろんな部が復活している中で、なかなか難しいというのは私も理解しております。その中で、合同部活動指導員制度というものを少し耳にしたのですけれども、この制度はどこでやっているということ調べられなかったもので、どのようになって、どうつなげているのか、

教えてください。

それと、ダンスです。ダンスが2012年に必修化されて、日本ではDリーグ、プロリーグも開幕されました。2024年のパリ五輪では、ブレイクダンスが正式競技になるなど、ダンスというものが大変盛り上がりを見せていると思います。

現在の中学校では、たしかダンス部は2校か3校ぐらいだったと認識しているのですが、まず、試験的にダンスの講師、また、部活につなげるなど、品川区に専門家が大変多くいらっしゃいますので、そのようなところにつなげてみる。そのような考えはどうか、ご見解をお聞かせください。

**○矢部教育総合支援センター長** すみません。校数がすぐに出てございません。合同部活動と小中連携部活動というものがございます。学校にそのクラブのメンバーが少なくて発表ができない、試合ができないというお子さんたちのために、地域の中学校同士が連携して、一緒に同じところで部活を行うというシステムがございます。そちらのほうは、少ないメンバーの学校については活用が進んでございます。

ダンスの講師についてでございますが、先ほどのお話の中の体力向上にもつながって、ダンスはとても有効だ私も考えております。

今、テクニカルアドバイザーという、本区独自で配置している人員につきましては、中学校でダンス指導をしておりますので、学校の授業の中では、ダンスとしてかなり充実していると考えております。

先ほどの小中連携部活動など、様々な地域でもいろいろな発表会を催していただいていますので、そういったところで参加されているのかなと認識しています。

**○松澤委員** 小中連携部活動です。多分、私たち世代というのは、私世代あるあるではないですけども、「おまえ何中だ」と言うと、「私、大崎中」、「おまえ第一中か」と結構けんかが起こっていましたが、今は本当にそういうものがなくて、子どもたちというのはみんな非常に仲がよいのです。そういった中での小中連携部活動は、ぜひ率先して広げていってほしいなと思っております。一人一人、子どもたちが部活動をやりたいというものが少しでもできるような環境の配備を引き続き求めていきたいと思っております。

**○矢部教育総合支援センター長** 今、合同部活動、小中連携部活動については確認ができました。9校において小中連携部活動をやっております。追加でございます。失礼いたしました。

**○渡部委員長** 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時03分休憩

○午後1時05分再開

**○渡部委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。あくつ委員。

**○あくつ委員** 私からは、379ページ、施設整備等設計委託、367ページ、品川英語力向上推進プラン、375ページ、英検チャレンジ事業、381ページ、給食運営費について伺っていきます。

まず、施設整備のところなのですが、予算特別委員会でも、また、何年か前からお伺いしている台場小学校避難通路の件です。台場小学校、品川浦のそばにあります。台場というぐらいですから、非常に標高が低い。3階建てということで、津波や高潮の場合、避難するに当たって非常に心配だということで、隣接する都営住宅との間に避難通路を設けるということで、何年かにわたってこれは要望させていただいて、自治会長からのそもそものご提案だったので、要望してまいりました。

今年の予算特別委員会の款別審査の中で、学校施設担当課長のご答弁では、都営住宅の入居者の2分の1の同意を取ると。そして、同意が取れ次第、覚書を交わすと。締結後、区としては速やかに令和3年度内には工事を進めたいと考えていると。こんなご答弁でした。

昨日の土木費で確認させていただきまして、東京都と品川区は、4月15日に大規模水害時の緊急避難に関する覚書を締結して、その後、品川区とも協定を締結して、津波避難ビルに指定をしたと。そして、その前提として、入居者の過半数の同意も得ているということでの確認をさせていただきました。

その後、この避難路の設置について、経過、現在どのような段階で、設置は一体いつ行われるのか、どのような形態になるのか、教えてください。

**○小林学校施設担当課長** 台場小学校についてお答えします。重複しますが、都営住宅側に避難通路を設けることを東京都と打合せをしまして、了解が取れた段階で、4月15日、覚書を締結したところがございます。その後、改修内容や設置場所、具体的などころの協議に東京都と入ったところがございます。これにつきましては、7月の下旬、了解が取れたところがございます。了解が取れたところで、その後、設計、発注のために、メーカーと形状や納期についての打合せを行い、協議を進めたところがございます。

現在は、工事を発注いたしまして、製品の工場作製を行っているところです。工事完了につきましては、今年の11月末までには設置ができる予定で現在進めております。

**○あくつ委員** ありがとうございます。11月、ずっと何年もこのことを提案されて、実現を待っていた自治会長と一緒に完成を待ちたいと思います。

例えば、誰が鍵を持つのかとか、防犯上、どちら側から開けられるのかとか、自治会長がいないパターンもありますから、それは学校長が持つのかとか、そういったことは多分、これからの協議になるのかということと、あと、できてからの話だと思うのですが、訓練のときに、子どもたちがそこから出入りしてみないと、やはりなかなかいざというときの対応ができないと思いますので、これを今聞いても多分、まだそこまでの検討はしていないのだろうと思うので、ぜひこういったことも進めていただきたいと思います。

続きまして、中学生の英語教育について、関連をして伺いたいと思います。今、GIGAスクールとか、ICT教育とか、世界で活躍される日本人の姿を見ると、ICT教育、パソコンとか英語の教育というのは本当に大事だと思うのですが、私、昔、法学部の学生だったときに、指導教授の先生は弁護士の資格もあって、東大出のすごく立派な先生だったのですが、法律のことはあまり言わなくて、君たちの時代はこれからは英語とパソコンをとにかくやりなさいと言われて、少しでもやっておいたのはよかったと。今の世の中を見ると、本当にそういう世の中になったと思うのですが、新学習指導要領で英語教育というのがかなり変わりました。その中で、文部科学省、令和元年の資料によると、CAN-DOリスト形式というもので、英語学習の到達目標を設定しなさいと書いてあります。全国的にはこれを92.3%の中学校が設定している。ただし、その到達目標の達成状況を把握している学校の割合は、全国的には49.9%と、一気にダウンをしてしまう。つまり、英語を何のために勉強するのか。今やっている勉強がどういうところの到達で、どういう目標のためにやるのかということを設定していくと。それを確認するのが大事だと言っているのですが、品川区において、何%ぐらいの学校で設定されているのか。それと、あとは確認をどこまでやっているのかということ。

それと併せて聞いてしまいますけれども、品川区の中学生の英語の達成度、いわゆる一般的に言われるCEFRというのですか、Common European Framework of Reference for Languages、意味がよく分

からないのですが、ヨーロッパ言語共通参照枠と日本語で訳されるようですけれども、つまり、英語レベルを世界的に、他の英語圏ではない方が学習したときの到達のレベルをはかるものということで、CEFRというものがあるということなのですけれども、品川区の中学生がこの物差しではかった場合に、どの程度まで向上されているのか、客観的な数字があれば教えてください。

**○工藤指導課長** では、英語学習についてのお尋ねでございます。まず、最初にご指摘いただいたCAN-DOリストにつきましては、全区立学校でCAN-DOリストを設定して、それに基づき指導しておりますので、そういう意味では100%実施しているというところでございます。

また、その達成状況につきましては、私ども、学力定着度調査で各学年のところで見ている中では、英語の状況はよいというところに併せながら、ご指摘いただいたCEFRのレベルというところで申し上げますと、こちらについては、委員ご紹介いただいたように、外国語の運用能力をはかる国際的な指標と言われておりますが、このCEFRのA1レベル相当、これはいわゆる英検に相当しますと3級相当に該当しますが、3級以上取得しているという9年生の割合、国の目標は50%と言われておるところですが、令和2年度、昨年度の品川区の9年生は83.6%という数値を示しているところでございます。

**○あくつ委員** かなり高い数値なのかと。数字はうそをつきませんので、そういう意味では、品川の子どもたちというのは、英語に対して、またその指導も非常に進んでいるという印象を今受けました。

質問したかったのは、同じ文部科学省の調査で、英語担当教師の中で、CEFR・B2レベルという、英検準1級以上のスコアを取得している英語教師の割合というのも調査の結果が載っておりました。教える側です。教える側がどうなのか。英語の授業を担当されている中学校、高校の校長から常勤の講師までを対象にして、CEFR・B2レベル、英検準1級以上のスコアを獲得しているのが、全国的には38.1%ということなのですけれども、品川区の中学校においては、この割合というのは何%なのでしょう。

**○工藤指導課長** 令和2年度、東京都が実施しました英語教育実施状況調査のところで、本区が回答した内容でございますが、昨年度59名在籍の英語教員のうち、CEFR・B2レベル以上という者は39名、割合にして66%おるということが分かったところでございます。

**○あくつ委員** 前にも質問で挙げたこともあるのですが、4技能というところで、聞く、話す、読む、書く、この4技能がこれから大学受験等で非常に取り上げられて、英検なども一部大学でも組み込まれているというところで、私が聞いたかったのは、やはり英語のレベル云々、ネイティブレベル云々であったとしても、英検とか、そういうものというのは、テクニカルなものが求められる。やはり受けたことがない人とか、受かっていなければ、なかなか子どもたちへの指導というのは難しいのかと思って、今の質問をさせていただきました。

今のところ66%ということですので、今後、スキルアップというものを図っていく上で、何か教育委員会として、例えば、建築課でいえば、建築士の資格を取る際に学校に行くための支援みたいなことをやっているのですが、ほかの部局でもそういう、いわゆる区民のために役に立つスキルを職員がつけるために、区が支援をしているというのがあるのですけれども、教育委員会としてもそういう指導というか、支援というか、そういったものを教員に対して行うというのは、このお考えはいかがでしょうか。

**○工藤指導課長** 英語科教員の資質・能力向上に関しましては、区で行っていることでございますけれども、区では英語科の研修会ということで、特に4月当初に初任で着任される教員と、あとは転任で品川区に来る教員に対しては、品川区で行っている英語科指導についての概略の把握と、あと、それぞ

れの個々の教員の資質・能力向上を含めての研修会を実施しているところでございます。

また、時期としては9月になりますけれども、先ほどの英語の各生徒の技能をはかるGTEC調査というのを行います、その活かし方ということで、いわゆる授業改善に資するということで、やはり教員研修を実施して、それぞれの資質を高めているところでございます。

また、個々の教員の能力向上では、都が行っている教職員研修センターの研修がございしますが、これは研修センターまで行くことが必要でございますので、それほど利用は多くないのですけれども、また、区のほうでは、区の中で行う英語研修を充実させながら、資質・能力向上を図っていきたい。また、各学校におきましては、管理職による指導・助言で授業改善を図っていくということで、資質・能力の向上を図っているところでございます。

**○あくつ委員** 今、たくさんの方を教員のためにやっていらっしゃるということでしたので、今後、品川区の子どもたちのために自己研さん、教員の方たちは、日頃、授業もやったり、クラブもやったり、また、いろいろな事務作業をやったり、大変だと思うのですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、給食運営費、給食の牛乳のプラスチックストローの削減について、何度も質問させていただいていますが、3年前の品川区議会で、平成30年12月、学校給食の牛乳にプラスチックストローを使用しないことを求める請願というものを、全会一致で採択させていただきました。

3年たつのですけれども、なかなか進まないという状況があります。品川区単体というよりは、東京都も含めてなのでも、実は自治体でこれを全体で取り組むということをはじめた自治体があるのですけれども、その辺について、学務課は状況というのはご存じでしょうか。

**○勝亦学務課長** 給食でのプラスチックストローの取組というお話でございします。学務課で把握しておりますのは、品川区とも交流のあります高知県がそういったストローを使わない牛乳パックを使っているということで、実績としては、3分の2程度の学校がストローを使わない状態で牛乳を飲んでいると聞いてございします。

**○あくつ委員** そのとおりで、品川区と交流のある高知県、全県の3分の2がストローレスということで取り組まれている。今年の1月から取り組まれているということで、給食だけで年間3トン以上の削減になるということです。

SDGsの推進都市である北九州市では、令和4年度から学校給食の牛乳をストローレス化します。政令市で初ということで、市長自身が今年7月に記者会見をやって、市内の全ての学校でプラスチックストローを廃止しますということを宣言をされました。年間約7トンのプラスチックごみの削減になって、約1,500万本のストローが削減されると。児童・生徒がプラスチックごみの実態を学ぶことで、環境問題への意識の向上を図るということで、実質的にこれだけ多くのプラスチックが削減をされると。

学務課にもう一回伺ひますけれども、この請願の中にもあるのですが、品川区では、年間で何本のプラスチックストローをごみとして処理をしているのか分かれば、教えてください。

**○勝亦学務課長** ストローの本数でございします。今、品川の児童・生徒が約2万2,000人、給食は大体年間190食ということで計算いたしますと、年間420万本余になるかと思ひます。

**○あくつ委員** ありがとうございます。請願の中に429万本ということで書かせていただきましたけれども、0.5グラム換算で約2.1トンぐらいのプラスチックを毎年、子どもたち、教職員の方が食事のために排出をしているという状況があります。

自治体でもこれは取り組める話なのです。いろいろな理由があるのですけれども、理由があつて、な

かなか単体では取り組んでいないということがあるのですが、ここについてぜひ最後ご答弁いただきたいのは、こうした先進事例、しっかり研究をしていただいて、品川区でも、やはり環境教育というのをやっているのです。これ、別にパラレルワールドの世界ではないので、概念を教えるわけではなくて、行動変容をしなければならない。これについてしっかりと他自治体のことも見ていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○勝亦学務課長** 他自治体の事例も含めて、今後も、ストローの削減等につながる取組を研究してまいります。

**○渡部委員長** 次に、おくの委員。

**○おくの委員** 381ページ、給食運営費に関わって、学校給食の無償化をはじめ、義務教育で残されている教育負担費をなくすこと、義務教育の無償化全般について質問いたします。

憲法26条は、国民の教育を受ける権利を定めるとともに、義務教育の無償を定めています。共産党は、この規定に基づいて、かねてから給食費の無償化を求めてきました。

今回は、学用品、教材費、修学旅行費などの無償化を求めますけれども、この点、いかがでしょうか。

**○勝亦学務課長** 教育費の無償化に関するお尋ねでございます。おっしゃるとおり、憲法26条には、義務教育はこれを無償とするという記載がございます。ただ、教育基本法の中におきましては、こちらの規定を受けまして、義務教育等については授業料を徴収しないという記載がございます。そういった中で、必要なもの、法に定めのある教科書ですとか給食の食材費、そういったものを無償化しているところでございます。

**○おくの委員** 授業料を徴収しないという規定が教育基本法の中にあると。そういうことだろうというふうにおっしゃったと思います。そのほか、教科書なども法律によって無償にされています。

しかし、教科書などと同じ授業で使われる、例えば、書道セット、それは同じ授業で使われながら、なぜ有料なのか。同じ授業で使われる以上、同じように無償、無料であるべきなのではないでしょうか。ハーモニカや、それから、リコーダー、絵の具セットなども同様だと私は思います。

例えば、これらの学用品、あるいは教材費、これは今のところ親の負担となっているわけですが、親の負担とする根拠は何なのでしょう。この点、お伺いいたします。

**○勝亦学務課長** 学用品の徴収の根拠というお話でございます。こちら、学用品に関しては有償であるという定めはございませんけれども、過去、最高裁の判例の中で、義務教育における授業料の不徴収のところについて争われた部分につきまして、この定めについては、その他一切の費用を無償にすべく定めたものではないという判断が示されております。こちら、様々な意見があるとは了解してございますけれども、この考え方に立つものでございます。

**○おくの委員** 過去の判例、それから、教育基本法の定めがあって、憲法26条の無償という定めは授業料を徴収しないということだろうということなのではございますけれども、それらの判例や、それから、特に法律の定めは、授業料を徴収しないとは確かに書いてあるのですけれども、ほかの学用品や教材費を無償にというか、取らなければならないと定めているわけでもないわけです。ですから、国や、ましてや自治体の判断で、無償化にすることができないわけではない。つまり、できるということではないのでしょうか。その点、お伺いいたします。

**○勝亦学務課長** 無償化にできないことはないかというお尋ねでございますけれども、こちら、自治体によっては、そういったものを無償化にしている自治体もございますので、無償化ができないということでないのは、おっしゃるとおりでございます。

**○おくの委員** そうすると、今、この品川区の中では無償となっていないわけですが、その点のご判断、品川区で無償となっていない、有償であるままだというのは、やはりどういう根拠なのでしょう。その点をお伺いいたします。

**○勝亦学務課長** 繰り返しになりますけれども、基本的には、法の定めにあります授業料の不徴収、それから、教科書の無償給与、給食の食材費以外の負担という法の定めに従って考えているものでございます。

**○おくの委員** 少し説明がおかしいと思うのですが、法律では、私の理解では、どちらでもいいと定めてあるというか、法にはどうとも定めていないということだと思うのです。ですから、品川区、あるいは自治体の判断でどちらでも定められるということで、だからこそ自治体の中には、有償にしたり無償にしたりという、自治体によって違う例が出てきているということは、先ほどもお認めになったことだと思うのです。

それで、品川区がなぜ今有償のままかということをお伺いしているのですが、さらに、旭川の学テの判決などでも出ているのですが、無償性という憲法26条というのは、子どもに対する基礎的教育である普通教育の絶対的必要性に鑑み、親に対し、その子女に普通教育を受けさせる義務を課し、かつ、その費用を国において負担すべきことを宣言したものだ。つまり、義務教育制度とその無償制度によって、普通教育制度の絶対的必要性を満たそうとしたのが憲法26条だと。憲法26条の趣旨からすれば、無償化の範囲を広くすることが、憲法26条の趣旨にかなうと思うのです。

このことをしっかりと受け止めるならば、それが判例にもしっかりと書いてあるわけですから、この無償性は広げていかなければいけないのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

**○勝亦学務課長** 先ほども申し上げましたけれども、この無償の憲法の記載につきましては、諸説、議論があることは承知してございます。区としましては、国の取っている法律施策にのっとった形で対応していると考えております。

また、先ほどのできることをやらないのかという部分につきましては、給食費の無償化等につきましては、区とも関わりのある早川町等もやっているやに聞いてございます。そのよしあしはあるかと思うのですが、多くの自治体が、人口の流入ですとか定着化に努めるような中で、施策の中で実施していると聞いてございます。品川区におきましては、現在、その立場に立っていないという考え方でございます。

**○おくの委員** さらに私、例を挙げさせていただきますけれども、品川区の交流のある山梨県の早川町、そこでも子育て支援事業として、給食費の全面無料化をやっていますとともに、教材費や修学旅行費も広い範囲で無償化しております。卒業アルバム費なども無償化しています。

先ほどの私が申し上げました憲法26条の趣旨からすると、無償化の範囲を広く取ることこそが26条の趣旨にもかまいません。品川区でも、このような趣旨を酌み取って無償化を行うべきだと思うのですが、もう一度お伺いいたしますが、いかがでしょうか。

**○勝亦学務課長** 品川区におきましては、法の定めに従って執行していきたいと考えております。

また、経済的に困窮のある方には、就学援助等々で対応していきたいと考えております。

**○渡部委員長** 次に、せお委員。

**○せお委員** よろしくお伺いいたします。私からは、369ページ、マイスクール運営費、同じく369ページ、特別支援教育費から、特別支援学級新設と就学相談についてお聞きします。

初めに、マイスクール運営費についてです。不登校のお子さん、年々増えていって、コロナの影響で

さらに増えたとも言われています。不登校のお子さんは、原因も状況も本当に様々です。原因は、発達障害、いじめ、人一倍敏感な子どもというHSCだったり、あと、性格的な要因などがあります。状況は、学校へ全く行けない、学校へ少しなら行ける、品川区でいうと、マイスクールなら行ける、フリースクールに通っているなどがあります。ですから、それぞれの特性や状況に合った場所を自治体が用意してあげられるのが理想です。その点で、品川区においては、3か所のマイスクール、支援学級、あと、支援教室のように、週1回個別で通ったり、あとは、子ども若者応援フリースペースなど様々用意していただいています。

マイスクール八潮は、私も見せていただきましたが、様々なお子さんに配慮できる部屋があったり、私が気に入ったのは机で、1人にとっても大きな机を使っていました。私も小・中学校時代、普通の机が小さくて嫌いで、すごく小さな配慮なのですけども、私はとても大きく感じました。

そこでまず、令和2年度は、3か所のマイスクールを何名の児童・生徒が利用しましたでしょうか。令和2年度に比べて令和3年度は現時点で増えていますでしょうか。そして、マイスクールへのニーズの高まりがあり、五反田の指導員は増員して下さったようですが、令和2年度が終わってみての課題は何でしょうか。お聞かせください。

**○矢部教育総合支援センター長** マイスクールの運営実態についてでございます。昨年度、マイスクール八潮が43名、五反田が28名、浜川が19名、計90名が利用してございます。

今年度につきましても、数字は近づいてございますが、今増えている途中です。不登校児童・生徒につきましても、大体秋ぐらいから増えてきて、申請される状態が多いということを見ますと、昨年度並みには申請がいくのではないかと考えています。

今後につきましては、今、委員おっしゃったように、様々な居場所というか、学習環境を見ながら、指導員を増やしたり、今、オンラインで学習ができたりしておりますので、そのような様々なメディアも通しながら検討していく予定でございます。

**○せお委員** ありがとうございます。

ホームスクール&ホームエデュケーション家族会という当事者団体が、今年の3月15日から4月15日の1か月間、日本全国で家庭を拠点とした教育・学びに関するウェブアンケートを実施しました。164世帯、子ども230名分ということ。こちらに参加されている保護者の方にもお話を伺いましたが、ホームスクーリングの現状を知ってもらいたいとおっしゃっていました。このアンケートによりますと、まず、家庭を拠点とした教育・学びを始めたときのお子さんの年齢は、小学校1年生が最も多く、34.8%です。保護者の方が情報収集などを始めるということです。

そこで、マイスクールの対象は小学校3年生からとなっていますが、その理由をお聞かせください。1、2年生へはどのような対応というか、支援をしているのでしょうか。そちらもお願いします。

**○矢部教育総合支援センター長** マイスクールの受入学年でございますが、これは1、2年生というのは、最初から学校というところに入って慣れない環境でございます。どのお子さんについても、なかなか適用しないということのままあると考えております。また、担任のほうも、すぐに別な居場所というよりは、何とか学校に慣れてもらって、小さな社会を学んでほしいというところから、1、2年生はぜひ学校に通わせたいという意図でございます。経験上、1、2年生の不登校のお子さんは、比較的回復が早いです。学年が上がってしまいますと、なかなか難しいというところもございますので、そのような背景も考えられます。

また、1、2年生の登校渋りの場合でございますけれども、基本的には、何人も4月からなかなか1

人では来られなくて、おうちの方に秋まで、また、冬まで一緒についてきてもらうということもありますし、担任が玄関まで迎えに行き、手をつないで入ることもございます。本当に細かい一人一人の対応を保護者と連携をしながら進めていて、丁寧に1、2年生が楽しく学校に通えるような支援をしているところでございます。

**○せお委員** ありがとうございます。

場所なども、課題、様々あると理解しています。ただ、スムーズに学校に戻れるのならいいのですが、必ず最終的には戻りましょうみたいな考え方を基本にはしないでいただきたいと。教育委員会の方々には釈迦に説法だと思うのですが、そう思っています。文科省も、支援の視点として、不登校児童・生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとしています。学びはどこでも得られますし、現在はタブレットもあります。

先ほどのアンケートですが、「家庭外での学び・家庭外のつながりは」との問いに、1位、習い事、2位、公立学校、3位、オンラインでの交流・活動・遊びという結果になっています。そこで、アンケートで、2位に公立学校とあります。時々学校へ来られるお子さんの場合、どのような支援を学校内でされているのでしょうか。

それに関連して、全国で校内フリースクールというのが少しずつ増えてきていますが、マイスクール五反田、浜川のような場所をどこかの学校内に設置してみるというのはいかがでしょうか。そちら、見解をお聞かせください。

3点目、アンケート結果の3位でのオンラインに関連して、不登校のお子さんのタブレットの使用状況はいかがでしょうか。3点、お願いいたします。

**○矢部教育総合支援センター長** 初めに、時々学校に来るお子さんにどう支援するかというところがございますが、初めに、保護者から、時々学校に行きますというケースは少ないと思います。不登校というふうに考えると、徐々に少なくなっている。いよいよ行けなくなる前に、では、今日は玄関までにしませんとか、保健室だったら大丈夫です、また、あの先生となら大丈夫ですというのは、特にお子さんの実態を踏まえて保護者とよく相談をします。そして、学習についても同じです。もしかしたら学力が弱くて来られないということであれば、あまり難しいプリントとか、オンラインの話もそうですが、ハードルを上げてしまうと続かないということもありますので、個々に応じて相談に乗って対応しているというところが実態でございます。

校内のフリースクールというお話でございます。2点目につきましては、これはどこでもスペースがあって、そこに安全を確保できる人がいれば、そういう取組も可能なかと感じています。実際には、2校ほど学校の中で、教室には行けないけれども学校には行けるというお子さんが、あるスペースを使って、そこで学習をしているというケースは本区内でもございます。そのようなスペースがある、また、人があるということであれば、可能なのところもあります。

また、個々に、1人2人という人数が少なければ、校長が対応しているケースもありましたし、空いている教員が、数時間ですけれども代わる代わる対応しているというのも聞いてございます。

3点目、不登校の通えないお子さん、自宅待機のお子さんも含めたオンラインの活用についてでございます。マイスクールにおきましては、特にeライブラリ、NHK for Schoolを視聴してレポートを作成したり、また、リモートで自分の在籍校とZoomでつないで授業を見たり、また、自分でですけれども、インターネット検索をして、調べ学習をしているということが報告されてございま

す。

ただ、実際には、ローマ字入力に習熟していないお子さんがいて、一人で進められないというお子さんも実際にいることは確かでございますので、個別の活用は差がございますが、それぞれに対応して、支援しているところでございます。

**○せお委員** 個々に合わせた対応をしていただいて、ありがたいと思っています。

さらに、タブレットの使い方ですが、こちらも個々で違うだろうと感じています。学校へはどうしても足が向かないお子さんに対しては、タブレットは効果的かと思うのですが、マイスクールなどに通われていて、今後、学校に完全に戻ったりとか、少しだけ通学することがベストだと判断されているお子さんに対して、タブレットを頻繁に使用してしまうと、戻れなくなってしまうお子さんもいるでしょうし、関わっている職員さんたちの判断はとても難しいだろうと感じています。これは感想です。

マイスクールに関して最後に、アンケートをさらに見ていくと、保護者は「子どもの不登園・不登校をきっかけに、家庭を拠点とした教育・学びを積極的に行っている」が、61.6%です。そして、子どもと一番長く接している保護者の職業は、1位、専業主婦・主夫、2位、パート・アルバイト・非常勤職員、3位、自営業となっています。これらの結果を見ると、保護者への支援も欠かせないと思います。所管が違う部分もあるかと思いますが、教育委員会としては、どのような保護者支援を現在に行っているのかお聞かせください。

**○矢部教育総合支援センター長** 家庭での学習につきましては、かなり保護者の方の意識とか自覚が求められるのかと感じております。教育委員会としましては、特に生活指導についてはHEARTSが、また、学校に限られますけれども、学校と家庭の連携事業というのがございまして、そこでは、各支援員が対象のお子さんのところまで迎えに行ったり、相談相手となったりして話をしています。ですから、仕事を外に出ていってしまう保護者については、そういう支援をしております。

**○せお委員** ありがとうございます。

最後に要望だけお伝えさせていただくと、アンケートには、学校の環境が合わなくて行かなくなったみたいな結果もあるのです。品川区だけではなくて、日本全体なのですけれども、不登校のお子さんとか発達障害、そういったお子さん、あと、障害がなくても、性格的に今の学校制度が合わないお子さんなどを考えると、座って授業を聞くことが主流である義務教育を、それぞれが主体的に授業に参加するアクティブ・ラーニングなどを主流にしていけないと、それは文科省も進めていますけれども、品川区も取り入れていただいていると思いますが、そうしていけないと、行きづらくなってきて、地域の学校に来る子が減るのだろうと感じています。タブレットも効果的に使用していただいて、個別最適化された学びができるよう発展していったらいいと思っています。

次に、特別支援学級新設のところですが、令和2年は特別支援学級が2校で増えて、全ての義務教育学校に整いました。主要施策の成果報告書によると、特別支援学級の増設を継続して行うとあります。これはどのようなビジョンなのか、教えてください。そして、増やしていくのであれば、通常級と支援級との交流が不可欠かと思っています。交流の今後についても教えてください。

**○矢部教育総合支援センター長** 特別支援学級の今後につきましては、今年度、情緒障害・自閉症等のお子さんをお預かりします学級を大崎中学校に新設するという予算でございます。このことにつきましては、特別支援については本当にニーズが様々であること、これからのお子さんの数が増えてくること、そのようなことを見越して進めなければいけません。また、東京都のほうで特別支援教室の制度も少しずつ固まりつつあり、そのような動向を見ながらの計画になります。今年度は、大崎中学校の情緒

障害の学級の創設でございます。

2点目、交流活動については大変大事だと認識しております。全ての学校におきまして、特別支援学級の設置校につきましては交流が行われているということがこの前の調査ではっきりしました。今お話が出ていましたオンラインについても活用していて、コロナ禍ではございますが、直接の接触はなくても、交流が進んでいるということでございます。

先日、特別支援学級のスポーツ大会ですとか学習発表会も、各学校からですけれども、オンラインで進めております。そのような活動が広がっていくことを期待しております。

**○せお委員** ありがとうございます。

いつも質問していて申し訳ないですけれども、交流なのですが、正直言って、中身が交流とまではいかないような状況で、一番取り組んでいる学校でも、朝の会、給食、休み時間、イベントぐらいの感じなのです。例えば、大阪府だったり、神奈川県ほとんどの市区町村では、授業によって通常級と支援級を行ったり来たりします。神奈川県の大和市にお話を伺いましたが、もちろん時間割が学級によって違うわけなのですが、それを調整するのにすごく苦勞するのだけれども、授業によって行き来するのが当たり前だと思っているとおっしゃっていました。頻繁な授業を含めた交流を前提として、そちらも考えていただいて、支援学級のほうも新設していただきたいと要望します。

最後に、就学相談です。就学相談は、現在、来年度入学するお子さんが相談されている最中かと思えます。これは息子のことで申し訳ないのですけれども、今年入学してみたら、入学前からお伝えしてあった、息子の特性に合わせて準備しておかなければならなかったものが準備されていませんでした。これ、ちなみに息子だけではなくて、ほかのお子さんでも聞かれたのですけれども、これはすまいるスクールでも同様でした。準備されていなかったです。就学相談だけではなく、様々な機会と同じことを繰り返し話します。それでもこのようなことは起こります。

入学前に得た児童の特性などの情報はどのように共有していて、必要物品などの検討はどのように行っているのでしょうか。それをすまいるスクールとも共有してほしいのですが、すまいるスクールと教育委員会との連携はどのように行っていますでしょうか。お聞かせください。

**○矢部教育総合支援センター長** まず、連絡を受ける、また、ご相談を受ける学校の場合でございますが、基本的には、新1年生の保護者会と就学時健診のときに相談をする機会になってございますので、そこをご活用いただきたいと考えていますが、入学前のご相談は特別支援のお子さんでなくても受け付けておりますので、ぜひ声を上げていただきたいと思っております。

また、あらかじめいただいた情報につきましては、特に新しい担任と、あと特別支援の校内委員会、そちらのほうで共有して、管理職はもちろん認知して対応しているつもりでございます。もし個別の事例で、つながっていないことがあれば、ぜひお声を寄せていただきたいと思っております。

すまいるスクールについては、ほとんどの学校はすぐ近くで職員が立ち寄れる形になっていると認識しておりますので、今後とも連携して、特に特別に配慮を要するお子さんについては連携してまいりたいと思えます。

また、年に数回ですけれども、すまいるスクールの職員の方たちと管理職を含めた連絡会は行っています。

**○せお委員** ありがとうございます。情報を得た際には、スムーズに共有していただきますようお願いいたします。

最後に関連して、東京都の就学相談の話なのですが、知的障害があっても、まだ歩行ができない

お子さんが、地域の学校だと課題が多いので、親としては支援学校に通いたいと相談したところ、まだ歩けないのであれば、品川特別支援学校には歩行訓練がないので、城南特別支援学校になると。そして、城南では安全確保のため、移動の際には車椅子になるというお話でした。いつか歩けるようになるお子さんに対して成長の機会を奪うようなことをしているので、改めてほしいと。就学相談では、情報をまず共有して、保護者の意向などをしっかり聞いてほしいとお伝えしました。

時間がないので、要望だけ。品川区でも起こり得ることですので、そのようなお子さんが入学される際には、成長の機会を奪うようなことがないよう、対応をお願いしたいと思っています。

**○渡部委員長** 次に、西村委員。

**○西村委員** よろしくお願ひいたします。375ページ、学校ICT活用経費、383ページ、脊柱側弯検診から、子どもの姿勢しつけ教育について、項目はありませんが、学校配布物について、順不同で伺ってまいります。少し駆け足で参ります。

脊柱側弯検診についてですが、モアレ撮影の検査によって、現在、どれぐらい検出されているのか教えてください。

また、異常値になるまでの日常の子どもたちの姿勢が気になっております。ランドセルが重たいというお声は近年いただいてありますが、低学年は特に前のめりにつんのめって歩く姿が登下校中によく見られます。先日、量りましたら、小学2年生のランドセルは五、六キロございました。宿題部分だけ写真を撮ってタブレットで送って、置き勉をさせないなど、心がけてくださってありまして、教育現場も変わってきていると感じておりますが、一方で、背骨のサイドに自律神経が通っておりまして、鬱病の人は胸を張って歩かない原因になっていると言われております。心と体がつながっております。授業中の座り方、姿勢は、子どもたちも自分で気づいていません。現在の取組と考えをお聞かせください。

**○勝亦学務課長** 脊柱側弯検診についてお答えいたします。こちら、5年生、それから7年生につきまして、定期検診を実施してございます。結果の現状でございますけれども、一般的には、大体2%の異常率が出るというところでございますけれども、品川区におきましては、現在、0.3から0.4%ぐらいの出現率となっております。

ただ、病気の特性から、女性、それから思春期の方に多いという特性がございまして、中学の女子については、0.6%と少し高い状況の結果が出てございます。

**○矢部教育総合支援センター長** 日頃の姿勢の指導は、担任は毎日お子さんと向き合っているわけで、指導しております。指導内容としては、国語の時間に姿勢というのは指導事項に入っておりますので、指導しておりますし、また、体育のほうでも、コーディネーショントレーニングなど体幹を鍛える活動をしております。

また、あと、大きな行事を中心に全体的に指導ということはございますが、学校によっては、養護教諭から姿勢の指導をしている事例もございます。今後とも、大事なことだと思いますので、推進してまいりますと考えています。

**○西村委員** ありがとうございます。姿勢の授業、すごくいいと思います。ぜひとも広げていただければと思います。子どもたちの運動不足ですとか、筋力の低下の問題もあると思っています。子どもたちが自分で気づける機会を提供していただきたいと思っております。

また、しつけ教育で考えますと、子どもたちの鉛筆の持ち方、あと、箸の持ち方も気になっております。小学校低学年のうちに、学校給食が始まってすぐ指導したい。これまで箸の指導は家庭で行われてきたが、伝統的な箸の持ち方ができる大人も減っているという状況があり、家庭での指導が困難になりつつ

あると書かれてある文献を読みました。学校給食は、大体年間190回程度実施されていると思います。給食の時間は、計画的、継続的に食に関する指導ができ、望ましい食事の取り方の習慣化を図ることができます。箸の使い方、食べ方、作法は日本の食文化の一つです。この給食の時間を活用しまして、学校の食育を通した箸の指導を行えないでしょうか。もしくは行っていただいている取組がございましたらお聞かせください。

**○矢部教育総合支援センター長** 箸の指導は市民科に位置づいてございまして、指導内容に入っております。もちろん箸の指導を普通の授業の時間だけではなく、箸が出たときの給食時、そのときにタイミングを計って、その都度指導して、定着に努めております。

**○西村委員** ありがとうございます。なかなか日々のことでもありまして、言い続ける、伝え続けるということ、私も子育てを通しまして、箸の教え方、鉛筆もですが、難しいのは分かっております。また、家庭に関して関与することもなかなか難しいと思うのですが、近年、家庭教育力も低下していると感じております。家庭でも、なかなか教えていない。学校でも個別の対応はなかなか難しいということであれば、子どもが知る機会を失ってしまいますので、集団の中での指導は難しいとは思いますが、ぜひとも引き続きお願いをしたいと思っております。

また、こういった子どものしつけ教育を通しまして、子どもを見守る取組を家庭と連携してできないものかと思っております。親の関わり方と家庭教育の向上、働きかけを学校が支援してくださっていると思いますが、その際に一方的な働きかけではなく、保護者と一緒に考え、サポートしていただくことが重要だと考えています。現在の取組とお考えをお聞かせください。

**○矢部教育総合支援センター長** 保護者との連携のことかと存じます。学年にもよりますけれども、1年生の中には、毎日のように保護者が連絡帳を担任とやり取りする場合もございます。なかなか時間が限られていますので、丁寧にならない場合もありますけれども、お子さんの様子を特に気にされている方については、そのような丁寧な対応で担任もお答えをしているところでございます。

ほかには保護者会、今回は大分オンラインでされた学校も多いようでございまして、このようなツールも利用して、学校と家庭が連携できるように、進めているところでございます。

**○西村委員** ありがとうございます。後で申し上げようと思っていたのですが、連絡帳をタブレットでやり取りをしている学校もあると伺っておりまして、今、ノートが多いかもしれないのですが、それだと、働きながらとか、親御さんも送りやすいのかと思いますので、ぜひとも取組をお願いしたいと思います。

次に、民間スクールなどの配布物について伺ってまいりたいと思います。子どもが日々様々な案内を学校から持って帰ってきます。その中には民間スクールのものもありますが、配布する際の基準について伺います。また、教育委員会の後援を受けるにはどのような手続が必要か、お聞かせください。

**○有馬庶務課長** 学校からのそういった民間の案内のチラシの件でございますけれども、大きく2つのルートがあるのではないかと考えております。

1つは、事業者が直接こちらのほうに断りなく、学校のほうにこういうものがありますということで案内するもの、それを学校のほうが案内として昇降口とかに置いておいて、目についた児童・生徒が持って帰るといったことがあると思います。

それからもう一つは、教育委員会のほうに、実はこういう講演なりこういう事業をやりたいのだけでもという相談があって、それに基づいて行うという方法があると思います。それに加えて、品川区教育委員会としてぜひ後援をしてくれないかという話がございます。その場合は、しっかりどういう団体

なのか、事業目的はどのようなものなのか、そして、計画書あるいは収支、収入と支出がどのようなものなのか、それに加えて、最近はコロナ対策をどのように取っているか、最後には事業報告をもらうなど、そういったものを確認しながら後援をしているという状況がございます。

**○西村委員** ありがとうございます。後援の際はしっかりと確認いただいているというのは分かるのですが、保護者にとって、学校からの配布物、大変信頼していると思っております。どのような母体かなどを調べることなく、配布資料だけを見て申込みをする場合もあるかと思えます。今、断りもなくというお言葉がございましたけれども、学校単位、あと、教育委員会を介さず配布していることもあると思えます。より配布物の判断基準を明確にさせていただきまして、母体ですとか、区内活動状況なども厳密に審査していただいた上で配布をしていただけますよう、引き続きお願いをいたします。こちらは要望とさせていただきます。

次に、タブレットの導入状況について伺ってまいります。導入後、持ち帰りに関しまして、学校、クラスによって指導が様々という時期がございました。今は認識が統一されつつあると感じております。また、タブレットの活用に関しましても、指導の自由度が高いものと理解しておりますが、連絡帳がタブレット配信になっている学校となっていない学校、ロイロノートを積極的に活用するクラスと、していないクラスなど、様々あるのが今の現状かと思えます。改めて今の区内状況と見解をお聞かせください。

**○工藤指導課長** それでは、タブレットの活用状況でございます。タブレットの活用におきましては、私ども教育委員会から各学校教員に向けて、タブレットにより効果的な指導が実現するよう、令和3年5月には改訂版の学びのイノベーションという活用の手引の第2版を全教員に配布したところでございます。こちらのほうは、ICT活用について指導場面ごとの活用例、各教科ごとの活用例に加え、家庭学習における活用など、また、児童・生徒の発達段階に応じたICTを活用する能力を一覧で示し、教員が担当する児童・生徒に対して、合わせながら適切な指導を行えるようにして配っているものでございます。

また、そのほか授業づくり、活用については自由度を持たせているところでございますが、その結果、創意工夫が進んでいるという点がございます。アイデアが浮かばない場合には、活用事例をまねることで取り組めるように、推進教員の研修、また、その他のところ、ICT通信などを活用しながら、好事例については随時共有を図るようになっておりますので、タブレットを活用しながら教育活動の質を高めていくよう、学校に対して指導しているところでございます。

**○西村委員** ありがとうございます。創意工夫が進んでいるということなのです。積極的にこういったことをキャッチアップする得意な先生と、なかなか得意ではない先生といらっしゃるかもしれません。先生方は授業づくりのプロですし、教員アンケートなども実施していただいておりますが、学校、クラスの進捗の差が教育の差につながりませんように、ぜひとも継続的にお願いをしたいと思います。また、推進教員ですとかICT支援員の牽引に大変期待をしております。

次に、オンラインの配信進捗について伺いたいのですが、コロナ禍におきまして、コロナ不安や感染、濃厚接触者などを合わせると、1クラス1名は休んでいる時期もあったと学校現場より伺っております。第6波を見越しまして、現在どれくらいオンライン配信が区内で進んでいるのか、また、コロナ禍において実際にオンライン配信を実施した学校がどれくらいあるのか教えてください。

**○矢部教育総合支援センター長** オンラインについては、いつお休みが増えて、学校がお休みしなければいけないということもありましたので、1学期の間からすぐできるようにという案内をしております。

した。ただし、新しいものですので、2学期からはということで、1学期、全ての学校が練習をして、例えば土曜日の1時間だけ学校に子どもたちを登校させて、その後、これから配信するよと言って、練習して進めておりますので、大丈夫だと思います。ただ、機器のことですので、通信環境等、トラブルは少し考えて、不安には思っております。

○西村委員 ありがとうございます。実際にT e a m s でテスト配信をしていただいたり、前回、松澤委員もおっしゃっていましたが、私の娘の学校でもテスト配信がございました。今後、有事の際ですとか、不登校のお子さんにも大変可能性の広がる活用だと思います。

また、オンライン配信を望む家庭と望まない家庭もあると担当課より伺っておりまして、この辺りも運用、難しい部分だと思うのですが、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、学校欠席・遅刻連絡のオンライン化についてなのですが、タブレット導入に合わせたデジタル化の一環で進めていただいております。マイクロソフトのF o r m s を利用した大変分かりやすいものでございますが、1年通して実施していただいた所感を伺います。

○勝亦学務課長 欠席連絡のオンライン化ということで、ご質問でございます。今、ご紹介いただきましたマイクロソフトのF o r m s といったものを使いますと、配備したi P a dですとか、ご家庭のパソコンですとかスマホから欠席連絡ができるようになります。こちらにつきましては、今、全校で取り組んでおりまして、11月には全ての学校で、いわゆるオンラインでの欠席連絡ができるようになる状況でございます。

○西村委員 ありがとうございます。11月で全校ということですが、今導入されている学校の先生方から、大変助かると。本当に感謝というか、そういったお声をいただいております。なぜかとお伺いしますと、わざわざ職員室に戻らないで、お子さんの様子ですとか遅刻の理由が分かるようになったということで、ファーストアクションが便利になり、効率的になったのかと思っております。また、保育園でこういったシステムを使っていた親御さんたちからも、実施していただいてよかったという声をいただいております。一言お願いをいたします。

○勝亦学務課長 こういった欠席連絡をする際には、基本的には学校が、決まった時間にお電話くださいというような形をお願いしているケースが多々ございます。お勤め等をしている中ですと、なかなかその対応も難しいということで、非常に効率的になる、保護者のメリット、それから学校の対応ができるということで、メリットを感じてございます。

また、丁寧な対応が必要な部分につきましては、直接ご連絡を必ず保護者の方にとって、お子さんの様子を伺う等、単純にオンラインで機械的に進めるということではなく、お子様の状況ですとかご家庭の状況にも目を向けていくという形で対応を取ってございます。

○渡部委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、363ページ、いじめ対策委員会、同じページで、クラブ・部活動指導費、381ページ、学校生活における感染拡大防止対策経費からお尋ねいたします。順不同でお聞きいたします。

まず、学校生活における感染拡大防止対策経費に関連して、新型コロナウイルス対策として、今、学校で健康観察が行われているというところをお聞きしたいと思っております。現在、こうした児童・生徒の日々の健康観察をしているということをお聞きしているわけですが、まず、どのような方式で、どのような内容の健康観察を実施しているのか、現状を教えてくださいたいのと、また、現在行われているこの観察の方式について、保護者の方から何かお声などがありましたら、参考までにお聞かせください。

**○勝亦学務課長** コロナ対策での健康観察についてのお問合せでございます。まず、こちらにつきましては、教育委員会で策定しております感染症予防のガイドラインで示してございます。まず、お子様、ご家庭には、朝、ご自宅で必ず検温をお願いしてございます。その上で、登校時に健康観察票というものを学校に入る前に出していただくという流れになってございます。こちら、紙ベースで作ってございまして、学校名、クラス、お名前、その日の体温、あとは、咳とか喉の痛みがないか、そういったことをご報告いただく紙になってございます。

こちらの方式につきまして、具体的には、教育委員会のほうにはお声等は届いていない状況でございます。

**○こんの委員** ありがとうございます。方式としては、紙で行う、健康観察票による健康状態を把握するということが分かりました。

今はコロナということで、観察を記録しておりますが、これはコロナでなくても、日々の自分の健康に意識を持って健康状態を知るということは、大変に大事なことであって、健康観察というのは大事なことだと思っております。

とはいえ、毎日のことなので、面倒なこともあったり、また、忙しい朝、観察を記録するというのは大変であるという、こうしたことも理解はできます。もっと簡単に記録ができるといいというお声も少なからず聞こえてきているわけなのですけれども、そこで、他の自治体の事例を少し紹介したいと思うのですが、栃木県の下野市では、市立の小学校・中学校で、健康観察のアプリを導入して、児童・生徒の健康状態を、スマートフォンや授業で使用しているタブレット、こうしたところから直接担任の先生に送信できるようにしているようです。

また、アプリを導入したところ、観察票の集計が必要なくなったために、先生たちの業務負担軽減、これにもつながっているようです。

また、今後、コロナの影響でたとえ臨時休業となった場合でも、オンラインで子どもの健康観察が可能になって、さらに、蓄積したデータをグラフ化することなどで、健康状態に不安のある子どもを把握しやすくなるということから、今後は、ここの市では、プールの授業での体温の確認や、あるいはインフルエンザの季節のときの健康チェック、こうしたことまで活用しようということに進んでいるようです。

直接お子さんの顔を見て、状態を見て、言葉を交わしながら健康観察をする。それが担任の先生にとっては一番確実な把握だとは思いますが、最初のご家庭での把握については、保護者の方から情報をもらって、それを見て先生は観察をするわけですが、その情報をいただく手段としては、こうしたアプリみたいなデジタルを活用するという考え方も、これはあってもいいのではないかと思うところですが、こうした自治体も出ている中で、デジタルを使うという情報のやり取り、こうしたことでは教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

**○勝亦学務課長** 健康状況の把握についてでございます。コロナに限らず、お子様の健康状態を把握するというのは非常に大事なことでございます。そういった意味で、例えば、今ご紹介いただきましたアプリですとか、最近では腕時計型という様々な機器が出ております。そういったものは、コロナに限らず、体温ですとかお子様の体調を負担なく効率的に集めて、状況を確認していくというのは非常に効果的なことだと考えております。そういった意味では、様々な機器、方法を今後研究して、効率化等を考えていきたいと思っております。

**○こんの委員** ありがとうございます。今おっしゃってくださった、あらゆる媒体で、こういった形

が効率よく情報ももらい、先生たちが学校生活の中でお子さんをきちんと把握できる情報ももらえるかというところは、ぜひ研究をしてみたいと思います。

次の質問に参ります。次は、いじめ対策委員会に関連しまして、いじめや不登校、あるいは学校に行きづらい、こうした悩みを抱えているお子さんの相談体制についてお聞きしたいと思います。現在、全児童・生徒に配られておりますiPadに、NPO法人チャイルドラインのアイコンが掲載されていることは承知しております。

そこでまず、このアイコンを掲載するに至った背景と経緯など、また、チャイルドラインと教育委員会との連携状況、さらに、このアイコンを児童・生徒はどのように利用されているのか、実態が分かれば、そこら辺も教えてください。

**○矢部教育総合支援センター長** 児童・生徒一人一人のタブレットのデスクトップに貼りましたSOSフォルダーについてのご質問かと存じます。アイコンは、まず、子どもたちが、様々な相談窓口はあるのですけれども、様々なツールで、電話以外にも相談ができるところはないかというところで、虐待や自傷行為等も、昨年度のコロナ禍において大変危惧されたところがございます。タイミングよくタブレットが参りましたということもありまして、子どもの命を守るという視点でつけたものでございます。

次のチャイルドラインとの連携ですが、こちらについては、市民科の教科書に紹介されている団体でございますことと、ほとんどの相談窓口は電話が主になっておりますが、チャイルドラインはチャットができます。名前も書かなくていい状態になっていきますし、5分か10分で消えてしまうというのも聞いております。その辺の安全面も確認しまして、連携させていただきました。

当初、デスクトップにアイコンをつけたときは、ざっと入ってきたのですけれども、今はもうほとんどございませんので、今、全部で10件以下でございます。様々なツールが子どもたちのところにあるということが大事かと思って、今は捉えております。

**○こんの委員** 現状は分かりました。ありがとうございます。

今日の読売新聞に「不登校前「相談せず」4割」という記事が載っておりまして、不登校になる前に、学校に行きづらいことを先生や学校のカウンセラーに相談した子どもの割合が、それぞれ1割程度だった。低い傾向にあると。文科省の実態調査で分かったと。「誰にも相談しなかった」と回答した子どもも約4割に上るなど、相談体制の充実の必要性などが浮き彫りになったという記事がありました。

また、相談先が分からない、いつも孤立しているような状態だという声もあって、不登校の子どもの状況や支援ニーズは多様で、適切な支援を早めに行えるよう、十分な相談体制が必要というところも載っておりました。

今、ご紹介いただいたように、区としてはタブレットにチャイルドラインのほかに、TOKYOほっとメッセージチャンネルとして、東京都の様々な相談窓口が紹介されておりまして、こういうのはやはり不登校や、学校に行きづらいと思っているお子さんや、家族のことや自分のことなど悩みを持つ子どもたちがいつでもどこでも相談できる、声を受け止めてくれる相談窓口がたくさんあるという紹介をされているのは大変にいいことだと評価をいたします。

しかし、ご紹介しました記事のように、適切な支援を早めに行えるような十分な相談体制、こうしたことも一方で充実することが大事だということがありましたように、私もそのように思うところ、具体的には、やはりどんな方法でも相談の窓口アクセスしやすい。先ほど、電話が多いが、チャイルドラインはチャットもあるとご答弁いただきました。電話、チャットなど、いろいろな手法を通じてというところで、アクセスしやすい環境整備、これがさらに必要ではないかと考えるところです。

そこで、昨年度、文教委員会で、チャイルドラインへのアクセスにまもるっちを活用するということが取り上げられておりましたけれども、まもるっち自体は所管が違いますので、この辺はお聞きすることはできませんが、ご紹介すると、現まもるっちのシステムを令和5年度に新しいシステムに移行する予定となっていて、その折には、新しいまもるっちの在り方について、令和3年、今年度、検討を始める予定となっているので、その中でというそのときの話もありました。

そこで、まもるっちの検討状況というのは今お答えはいただけないのは承知をしているのですが、いわゆる悩みを持つ子どもたちが相談窓口にアクセスしやすい環境整備、こうしたことについてまもるっちを活用するということに対しては、教育委員会としてはどのようにお考えなのか、ご所見を伺いたいと思います。

**○矢部教育総合支援センター長** まもるっちの大きな機能は、やはりブザーの機能で危険を周りに知らせるということが第一義かと認識しております。ただ、保護者のご意向でオプションをつけられたりして、いろいろなところにお電話ができるというのも聞いておりますので、そのようなことは活用できるのかと思っております。

教育総合支援センターのほうも、HEARTSに相談電話が来ることがございますので、そういったことで、まもるっちですとか携帯電話からの相談は受けております。

まもるっちに限定させていただきますと、今お話しのとおり、所管が違いますので、必要な意見を求められれば、私どもも積極的に関わってまいりたいと思っております。

**○こんの委員** ありがとうございます。ぜひこうしたいろいろな媒体を使って、子どもたちがアクセスしやすい環境をつくっていただきたい。要望で、次の質問に移ります。

次は、クラブ・部活についてですけれども、参考までに、昨年からのコロナの影響で、部活は100%の活動にはなっていないと承知をしておりますが、コロナの前、部活動では、大会に出るための練習試合だとか、あるいは勝ち進んだ部活が遠くの大会まで遠征するといった、行動範囲が広いときは、そうした部活は移動にかかる交通費など、負担があったのではないかと想像するところです。公共交通機関を利用する場合、中学生などは大人料金になりますので、そうした回数がかさむことで負担が結構あったのではないかと想像するのですが、どんな現状なのか。部活によっても違うと思いますけれども、その辺、分かれば教えてください。

**○矢部教育総合支援センター長** 委員ご指摘のとおり、今年と昨年度につきましては、宣言がない場合でも、コロナの感染防止のために、近隣区だけの移動になっておりますので、自費ではございますけれども、大きな額は動かなかったのかと認識しております。その前の自由に部活の遠征等ができたときにつきましては、やはり個人負担で負うことになっていたと認識しております。

**○勝亦学務課長** 関東大会以上の大会に出場する場合につきましては、支援を一部行っているようでございます。

**○渡部委員長** 次に、のだて委員。

**○のだて委員** 私からは、369ページの特別支援教育費に関わって、特別支援教室について、377ページの学校図書館経費に関わって、学校司書と司書教諭の充実について、質問をします。

東京都は、発達障害などの子どもが通う特別支援教室の担当教員を、現行の教員1人につき子ども10人のクラスだったのを、12人へと教員の配置基準を引き下げる方針です。都は、教員や保護者に説明することなく、区市町村の教育委員会に、学校ごとに出す担当教員の削減計画を9月末までに提出するよう、指示をしていました。そこで、品川区はどのような計画を提出したのか、伺います。

また、ほかの自治体では、現状でも10人以上を担当する教員がいるそうですが、これは年度途中で新しく通う子どもがいることが大きな要因ですけれども、品川区では、既に10人以上を担当している教員はいるのか、人数を伺います。

**○工藤指導課長** 委員ご指摘の配置計画につきましては、東京都教育委員会から求めがあったとおり、これまで10人に1人という割合でございましたけれども、12人に1人に勘案して、どういった配置になるかということが、教員の異動時期等含めて勘案して提出したところでございます。いわゆる基準に従って、計画を提出したところでございます。

**○矢部教育総合支援センター長** ご質問のもう一つ、10人以上を1人の担任が持っている数ということでございます。現状は5校5名でございます。

**○のだて委員** 12人に1人の計画で提出したということですがけれども、そうすると、何人教員が減ることになるのでしょうか。伺いたいと思います。

それで、子ども1人当たりの指導時数というのは減るのかどうか、このところも伺いたいと思います。

**○工藤指導課長** 実際に12人に1人で何人が減るのかというところはございますけれども、いわゆる児童、在籍する学級の子どもの数によってももちろん変わる。現在のところで勘案してというところで算出しておりますので、現状、今、手元にその数値があるわけではございませんけれども、それで勘案しつつ、実際にいわゆる過員になってしまう可能性というところで今提出をしているというところでございます。

**○矢部教育総合支援センター長** 特別支援教室のお子さんの授業の時間が減ってしまうのかというご質問かと思えます。必要があって特別支援教室に適切だということで通っていますので、その時間を減らすということは本末転倒になってしまいますので、お子さん中心に、いる教員が指導するということになります。

**○のだて委員** 減る可能性で提出をしているということですがけれども、東京都は、小・中合わせてですけれども、340人減らすという計画を求めているのです。それで、東京都の自治体の数で割ると、大体6人以上、教員が減ることになるのですけれども、単純計算でそうなるのですけれども、そういったことで、やはり子どもたちに影響が出るものがあってはいけないと思います。

区内の教員の方にもお話を伺いました。9人担当しているようなのですが、既に手いっぱいだと。報告書などを書いていると、勤務時間内に終わらない。その後、拠点校に戻って、7時8時になってしまうと。移動にも時間がかかるし、教材準備などがあって、朝も早くから来て準備をしているということなのです。

障害のある子どもたちの教育は、子どもが成長し、発達する権利を保障して、障害のある人もない人も共に生きられる社会を実現するものでなければならないと思います。2016年にも教員定数が減らされて、子ども1人当たりの指導時数は平均4時間から2時間に半減されました。やはりこうした必要な支援を保障することが難しくなりました。障害に応じた特別な指導をするには、教員の手厚い配置が重要だと思います。教員を減らすのではなくて、増やすことこそ必要だと思いますが、いかがでしょうか。

**○工藤指導課長** やはり特別支援教育を充実していくためにも、そういった専門的な知見を持った教員が指導に当たるというのは非常に重要であると考えているところでございます。そのため、品川区といたしましても、都教委に対しましては、専門的な、例えば特別支援教諭の免許を持っている方である

とか、そういった経験のある方を教員人事の際にはぜひ配置をいただきたいということで要望はしているところですが、要望に応じまして、配置のあった教員に対しては、そういったことを研修を通しながらも、専門的な知見を高めて、よりよい指導に当たっていただきたいと対応しているところがございます。

**○矢部教育総合支援センター長** 昨年度も、拠点校というのがありまして、そこから巡回していくのですけれども、3校行っていたところを全部2校にしましたので、比較的連携が取りやすく、巡回の教員も回りやすくなっていると我々は解釈しております。

**○のだて委員** しっかりやっているというようなご答弁だったと思うのですけれども、やはり教員を減らせば、見る子どもの数が増えて、大変になってくるということになりますので、教員を増やすことをぜひ区としても考えていただき、都に求めていただきたいと思います。

東京都は、35人学級に充てるために減らそうとしているみたいですが、それはやはり別に予算措置をするべきだと私は思います。

また、東京都は特別支援教室の運営ガイドラインで、子どもが特別支援教室に通える期間を、原則1年、最大2年と、新たに制限を設けました。支援教室で学ぶことは、子どもたちの権利です。子どもそれぞれがやはり個性があって、困っていることもそれぞれで、それを解決する方法も違うと。担当する子どもが増えれば、1人かけられる時間や労力が確実に減ってしまうということで声も上げられています。期限を区切ってやることは現実的ではないということなのです。ぜひ特別支援教室、ここもそういったきちんと支援ができるようにしていただきたいと思うのですが、特別支援教室に通う子どもの人数を伺います。そのうち3年以上指導を受けている子どもは何人いるのか、伺います。

**○矢部教育総合支援センター長** 現状、特別支援教室の利用者数は、小学校と義務教育学校前期のお子さんが630名です。中学校と義務教育学校後期のお子さんが117名でございます、計747名でございます。

また、これまで何年か通えますので、3年以上通っている子の数は、小学校、義務教育学校前期は全体の約半分ぐらいでございます。中学校、義務教育学校後期のほうは、全体の2割ぐらいでございます。

**○のだて委員** 通っている方の半分が3年以上通っているということで、今回、制限を設けるわけです。やはり教員の方たちも、6年通ってやっと落ち着いた子もいるということですか、1年だけでは何もできなくなってしまうという声も寄せられています。期間を定めるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

**○矢部教育総合支援センター長** 委員おっしゃっているとおり、6年間行ったお子さんもいます。ただ、私たちは学年学年できちんとけじめをつけていくわけなのですが、1年間のスパンで一回見ていこうということで、指導の支援の仕方がよかったとかということを振り返るという一つの目安として示されたと考えています。必要があれば、次の年度もまたげるように相談ができるシステムと認識しておりますので、今後も、来年からですけれども、指導の様子、また、お子さんの様子を見ながら、保護者とも相談して進めてまいりたいと考えています。

**○のだて委員** 必要であれば延ばせるということですが、そうすると、今までどおり6年通うことも可能なのか、伺います。

**○矢部教育総合支援センター長** 原則1年と言われておりますので、そちらは教員も意識しなくてはいけないと考えております。先については、我々もこれからの取組でございますので、注視してまいりたいと考えています。

**○のだて委員** やはりこういったいろいろな削減、時間もそうですし、教員を削減していくということは、教育が狭まっていくということになりますので、教員も増やして、時数も増やしていくということでいていただきたいと思います。

図書館のほうは時間がなくなってしまったので、充実を求めて終わりたいと思います。

**○渡部委員長** 次に、西本委員。

**○西本委員** ページ不順で行います。まず、379ページの通学安全確認業務委託、これは恐らくは通学のときの、いわゆる緑のおばさんというのですか、していただいております。子どもたちが安心して学校に通うということでは、非常にお世話になっております。

ですが、いろいろな区民の方からお声がありまして、あの旗、相当年季が入って汚いということで、子どもたち、きれいなもので、それで、交通整理も、派遣はシルバー人材センターなのですか。結構ご年配の方がされていて、そこのところも、温かく見守るといふのとまた違う心配事があるものですから、その研修はどうなっているのでしょうかということ。旗については、新しくしてほしいです。お願いします。意見として。

それから、381ページの学校給食放射性物質検査、これは載っている以上は毎回やります。国のやる仕事でしょう。区がやる必要があるのですかということ。国は国できちんとやってもらいたいです。品川区は品川区の役割があつて、恐らくやっていたのだらうということがありますが、もう役は終わったのではないのでしょうか。もう10年以上過ぎております。その経過報告をお答えください。

それから375ページの学校ICT活用経費、これはオンライン授業です。今回、一般質問いたしました。本来はオンライン授業で、校内でいろいろ活用するということを中心で、コロナ禍があつたので、校外、自宅で使うというふうな運用が少し変わってきたという認識でいるのですけれども、そうすると、家庭の中での状況によって格差が出てくるのではないのかと言いました。そうしたら、答弁の中では、問題ありませんと。しっかりやっていますということなのです。どう考えても、家庭環境は違います。その家庭環境に対してどう指導していくのですかという質問だったのです。

ですので、公教育は、どんな子どもたちにも平等な教育環境があるべきだ。コロナ禍のように、緊急事態のときには仕方ないにせよ、やはりオンライン授業ということが全てを網羅するような、何かそのように感じて仕方ありません。そうではないということです。非常に危険性ははらんでいる。教育格差が出てきてしまうのではないかとこのことに対してのご答弁をお願いします。

それに関連して、今までもデジタル化でいろいろと活用されてきている。先生方の仕事もかなりよくなってきた。楽になってきた。でも、教育の中で楽はないのです。確かに活用されるものはいいと思います。でも、生身の人間です。子どもたちの様子を見るのに、1対1が基本なのです。そして、健康管理もありました。子どもたちがどういう状況にあるのかというのは、デジタルでは分からないのです。そこをきちんと、先ほどしっかりしていますというご答弁がありましたので、少し安心しているのですが、あまりにもデジタル化デジタル化というのも、教育現場の中では、それは弊害もある。そのように私は思いますが、いかがでしょう。

**○有馬庶務課長** それでは、通学安全の関係でございます。旗振りですけれども、おっしゃるとおり、シルバー人材センターに委託をしております。支給物品としては、旗とたすきを支給しております。その旗が大分老朽化しているということであれば、調べて、大至急新しいものに取り替えて、業務につく方も、それを見た子どもたちも元気に通えるように、新しいものに替えていきたいと思っております。

**○勝亦学務課長** 私からは、放射性物質検査についてお答えいたします。ご質問ありましたように、

平成23年度より10年余、検査をやってきてございます。その間、検査で一度も放射性物質は検出されてないという現状でございます。

今後ということでございますけれども、現状、検査で出ていないことですから、一定の効果は認められたのかと考えてございます。現時点では、ある程度終了も視野に入れて、今後判断するというのも考えてございます。

**○工藤指導課長** タブレットの活用、オンライン授業に関してでございますが、今、ご指摘いただいたように、配布したタブレットというのは、基本的に学校で授業を行う、対面で授業を行う中で効果的に活用し、よりよい学習効果を上げるために活用しているものでございます。

ただ、先般、感染状況が厳しくなった際に、例えば、昨年度のような休業が起きた場合に、状況によってはオンライン、今回配っているものがセルラーモデルのiPadでございますので、家庭の通信環境によらずつながることができる。その中でいえば、昨年度の実績でも、オンラインであっても顔が見えたということでの効果というのも得られたところがございます。ただ、オンライン授業が全てを可能にするわけではございませんので、我々は配りました機器とソフトを活用しながら、リアルな学校教育をもちろん進めつつ、場合によってはハイブリッドな活用もオンラインなどによって進めながら、それらは総合的に随時行いながら発展させていくものと考えておりますので、そういった活用をこれからも進めていきたいと考えてございます。

**○西本委員** ありがとうございます。旗振りの旗、ぜひよろしく願いいたします。子どもたちが元気に学校に登校できるように、よろしく願いいたします。

放射能については、今後廃止といいますか、やめる方向にということなのですが、やはり風評被害というのがありまして、放射能というと、イコール福島になってしまうのです。そこで、福島は本当に厳密に検査をして、安心なものを提供しています。でも、風評被害は直りません。それに一役買ってしまうような状況は、やはり教育委員会のほうもしていただきたいくはないので、速やかに国のやるべきことは国でやってもらう。区の役割は終わったとなれば、すばっとやめてください。よろしく願いします。

そして、オンライン授業ですけれども、オンライン授業というのは、ICTを活用するのはもちろんこれからやらなければいけない。私が心配しているのは、これからコロナ禍、それから、有事の際にいろいろあったときに、タブレットがあるからということで、自宅でオンライン授業という、運用する形になると思うのです。そのときに、家庭環境、例えば、低学年、1年生2年生がタブレットがあって、そして、これから授業ですといっても、必ず親がつかなければいけないのです。親がそばにいないと、開かないでしょう。お母さんたちは言っていました。オンライン授業というのは大変なのです。全部親がいなければいけないのです。子どもたちはやりません。大変なのですという。私、それを言っているのです。家庭環境によって、家での勉強する環境がばらばらなのです。ですので、そこを含めて、自宅で使うときの運用は考えないといけません。そういう意味での教育格差が出てくるのではないのですかということをおっしゃっているのです、それのお考えをお聞きします。

そして、やはりリアル、それから、ハイブリッドという言葉も出ましたけれども、本当にそのとおりだと思います。これからデジタルの部分はありますが、やはり忘れてはいけないのは、子どもたちの様子を教師の方々がどうやってキャッチしていくか。それが一つの出欠確認でも分かるのです。ふだんと違う、おかしいというのをどこでキャッチするかなのです。それを、楽だからということで、全部そちらに任せきりになって、デジタルで来たものを信じてしまった状況だと、やはり大変なことになっている可能性もあります。なので、その使い方についてももう一度お答えください。

○工藤指導課長　それでは、家庭環境に対するお尋ねでございますが、私どもも、やはり例えばオンラインで自宅にいる児童と、特に1年生2年生とやり取りをすることに関しては、低学年児童が1人で使えるという操作を目指して学校でも指導を丁寧に行っておりますし、そういった意味では、「はじめてガイド」というのを、保護者とともにももちろん確認できるものもお配りさせていただきながら、学校でも幾度となく練習を繰り返しながら、また、双方向で行うものに対しては、T e a m sなどを今活用しますので、通常、教員が呼び出すと呼出し音が鳴って、それに出れば応答ができるようなものも、操作などを習得できるように、学校でも訓練といいますか、練習を積んで、そういった差が出ないようにしっかり行っているところでございます。

また、そういった意味では、これからも様々な活用を図ってまいりたいと考えてございます。

○吉田委員　委員長、関連。

○渡部委員長　どうぞ、吉田委員。

○吉田委員　今の西本委員の学校給食の放射能測定に関連して、生活者ネットワークとして関連質問いたします。

生活者ネットワークとしては、現在の東京電力福島第一原発の汚染水処理に対する無責任な対応などを考えると、検査は継続すべきと考えております。ただ、民生費の質疑のときでも、保育園の給食については、たしか今年度で検査は終了ということでしたし、学校給食についても終了を視野に入れるというご答弁でした。

それについて2点伺います。民生費のときには、たしか必要と思われる検査が、必要と思われる状況になったら再開できるようにしておくという趣旨のご答弁がありました。教育委員会としても、終了を視野に入れたとして、同じように考えておられるのか、伺います。

それから、これまでの給食の放射能検査について、非検出が続く中で、税金を使って検査をするのは不適切というご意見が何回か出されたと記憶しております。税金で検査をするのが不適切ということであれば、市民団体が検査をするのがいいのではないかと思います。ただ、市民団体としては、学校給食を手に入れることはできません。たしか学校給食については、食中毒でしたか、検査のために、これ、間違った情報だったらごめんなさい。一定期間、給食を保存していると伺っております。それについて有償でも結構ですので、それを市民団体に検査のために提供していただくということは可能でしょうか。それについて伺います。

○勝亦学務課長　放射性物質検査について2点お問合せをいただきました。

まず、再開の部分についてでございます。今後、社会情勢ですとか、世の中の放射能の状況ですとか、そういったものを見まして、必要な状況が発生いたしましたら、必要な検査は行っていく必要があると考えてございます。

また、保存の給食食材の提供ということでございます。こちらは食中毒の検査へ使っておりますので、有償無償問わず、ご提供というのは考えてございません。

○吉田委員　分かりました。では、最初のほうの、社会情勢などが必要と思われる状況になったらとおっしゃいましたけれども、それは例えばどのような状況のことを示しておられるのか伺います。

放射能測定ですけれども、既に検査のためということですが、それは放射能物質の測定には何も影響はないと思います。検査用に取った後は、結局は廃棄になるのかと思います。それを提供していただきたいと思うのですが、ぜひこれは検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○勝亦学務課長　再開と思われるのは、社会的状況ということでございます。福島に限定するお話か

どうかは別といたしまして、例えば、東北のほうで大きな地震がありましたら、福島第一原発の状況はこんな状況ですという報道があるような状況もございます。例えば、そういった放射性物質がまた出るような事象が発生したようなときは、必要に応じて実施する必要があるのかと考えてございます。

食材の提供でございますけれども、基本にご提供することを想定して準備しているものでございませんで、提供については差し控えたいと考えております。

**○吉田委員** 社会情勢なのですけれども、生活者ネットワークとしては、例えば、汚染水を海洋で放出してしまうという事態もそれに当たるのではないかと思います。汚染水の海洋放出については、もっと国民的議論が必要だと考えておりますが、それは風評被害を払拭するためにも、きちんと検査をしていくべきだと考えますが、見解を伺います。

**○勝亦学務課長** 放射能に関するご不安の払拭ということで、そういった方が一定程度いらっしゃるのは理解してございます。ただ、先ほどございましたように、流通しているものにつきましては、安全ということで確認が取れたもの、基準を超えたものは出荷制限、そういったものがかかっているので、流通しているものは安全というまず前提の認識がございませう。

A L P S 処理水につきましても、基本的には、環境影響のない水ということで認識してございませう。

**○渡部委員長** 次に、湯澤委員。

**○湯澤委員** よろしくお願ひいたします。私からは、375ページ、学校ICT活用経費、365ページのルネサンス推進事業費の中から、市民科授業、プログラミング教育についてお伺ひします。

まず、学校ICTについてです。全国の義務教育学校では、4月からタブレットを活用した授業がスタートいたしました。約半年たったわけですけれども、その間、緊急事態宣言が発令され、学級閉鎖や学年閉鎖をした学校もありました。コロナ禍でも子どもたちの学びを止めない、そんな思いで教育委員会や教職員の皆さんには取り組んでいただいたと思っております。

特に、教員は新しいツールを駆使しながら、子どもたちの感染防止にも対応しなければならなかったわけでありまして、子どもたちもこれまで当たり前できていた会話、そして、行動に制限を課せられて、我慢をしながら、今もさま変わりした学校生活を送っているわけでありませう。

保護者も、感染者数が増加するたびに、学校へ行かせても大丈夫なのか、集団生活をさせていいのだろうか不安になり、先般行われました文教委員会でも、保護者の方から、区立学校版の感染症予防ガイドラインの更新が6月30日であったために、学校の感染症対策が大丈夫なのかという内容の陳情がございました。

まず、そこで、タブレット教育がスタートしてから、第4波、第5波といった緊急事態宣言を、学校はどのような工夫をして乗り越えたのか。教員、児童・生徒、そして、保護者にそれぞれどのような負担がかかったとお考えか。また、ICT指導員はどのようなサポートをしていったのか、併せてお知らせください。

**○矢部教育総合支援センター長** ICT以外のところで学校全体の取組としましては、今お話ありましたガイドライン、13版がやっと出ました。こちら13回改訂しまして、それに基づいて学校のほうも、3密を避けることや咳エチケット、また、手洗いの徹底というところを中心に進めて、感染防止対策に努めてきたものでございませう。

黙食ですとかソーシャルディスタンスとかということで、子どもたちもなかなかこれまでのように活動ができないところもありましたが、ちょうどタブレットが入って、ロイロノートでの意見の共有や、また、行事も、時間や学年や場所を変えたりして、何とかやっていく。そのようなことでここまで乗り

切ってまいりました。

**○勝亦学務課長** ICTサポートの部分について、私からお答えいたします。ICT支援員につきましては、現在、週に1回、各学校に行っている状態でございます。児童・生徒への機器の操作支援、それから、教員への支援、技術的な支援、そういった部分と、授業へのICTの活用の助言や提案、また、授業のサポート、そういったものを行っている状況でございます。

**○湯澤委員** それぞれ学びを止めない努力をいただいていると思いますが、どうしてもやはり学級閉鎖や学年閉鎖、そうになってしまうケースもあるかと思えます。そうなったときに、区内全ての義務教育学校は、すぐにオンラインの授業が始められるのか。これは以前、NHKで4月に放送された番組の中で、品川区が、学校によってはできると回答されていたかと思えます。現在はいかがでしょうか。

また、基礎疾患等の理由で自主休校をされている生徒はどれぐらいいて、どう対処されているのか。

そして、オンライン授業において、個人情報流出してしまうような事故も全国的に見ると発生していますが、品川区では起きていないのか。防止対策とともにお知らせいただければと思います。

**○勝亦学務課長** 私からは、ICTのオンラインの部分についてお答えいたします。まず、オンラインでの授業対応ということでございますけれども、現在、各学校、様々な手法を取ってございまして、例えば、朝礼ですとか、今、部分的にでも全ての学校がそういったものを対応してございます。オンライン授業についても同様で、すぐに対応できるように準備している状況でございます。

個人情報の流出に関してでございますけれども、まず、各お子様にお配りしている端末、教員が持っている1人1台端末につきましては、端末の中には個人情報等は保存せず、クラウド上のサーバーに保存してございます。サーバーのほうも一定程度セキュリティの認証が取れた会社のものを使ってございますので、基本的には機械的には個人情報の流出はないと考えてございます。

ただ、オンライン上、カメラ等を使いますので、例えば、背景に何か映ってしまうとか、手元の何か映ってしまう、そういった危険はございますので、そういったことには、実施していく中で注意や配慮していくということが必要かと考えてございます。

**○矢部教育総合支援センター長** 基礎疾患等の理由でお休みしているお子さんのことでございます。教育委員会としましては、9月22日付でコロナ不安でお休みしているお子さんの数を取りまして、110人という数字が出ました。ただ、ここが、様々おっしゃるような、ご自身の疾患もあれば、家族の疾患もある。本当にコロナで不安の、心のケースもありますので、正確な数値は今持ってございません。

**○湯澤委員** それぞれご回答ありがとうございます。全ての学校でオンライン授業も開始できるということが分かりました。

文部科学省は、2024年度の教科書の改訂に合わせて、デジタル教科書を小学校に本格導入をする方針を示しておりますが、それに合わせて、教育用のARやVR市場も活発になってきております。自治体によってはVRを活用した社会科見学、移動教室、修学旅行、また、ARを理科や社会の授業などに活用しております。導入のためには、ハード面や予算面といったハードルがあるかと思えますが、これまで教育分野で先進的な取組をしてきた品川区でありますので、VRやARを積極的に活用し、子どもたちが早い段階で楽しみながら新技術による学習ツールに触れることを要望しますが、ご見解をお知らせください。

**○工藤指導課長** 委員ご指摘いただいているバーチャルリアリティを活用した教材などというのが、現状、開発が進んできているというのは認識しているところでございます。現在、児童・生徒に配布す

るタブレットを活用しながら、現状は授業の中で活用を進めているところが中心でございます。また、デジタル教科書につきましては、各教員分のデジタル教科書は既に活用が進んでおりまして、本年度は、国の事業を受けまして、各教科、1教科でございますけれども、5年生以上の子どもがデジタル教科書を活用できるという状況で今進めているところでございます。

今後、VRやARの活用につきましては、そういったソフトの開発などを注視しながら、研究を重ねていきたいと考えてございます。

**○湯澤委員** ありがとうございます。VRなどを取り入れると、自主休校している子どもたちや入院している子どもたちも、ゴーグルをつけるだけで、瞬時に仮想教室などでみんなと授業が受けられる、そういった時代もすぐそこまで来ていると思いますので、例えば、ICT推進校などでも試験的な導入等を検討していただければと思います。

次に、市民科の授業についてお尋ねいたします。平成18年から品川区独自の科目である市民科の公開講座に参加をしてみたいと思いましたが、自己肯定感を高めよう、自分を大切にしようというテーマについて、各学年で取組を決めて、クラスごとに実践をしておりました。感想から申し上げますと、大変素晴らしい内容で、参加できてよかったと思っております。

この市民科は道徳に代わる授業であると思いますがけれども、道徳とどういったところが違うのか、何を目的としているのか、また、転校生などもすぐに対応できるのか。そういったところも併せてお知らせいただければと思います。

**○矢部教育総合支援センター長** 市民科についてのご質問でございます。委員ご指摘の平成18年度から実施している、本区独自の教科でございます。特別な教科道徳と総合的な学習の時間、また、特別活動を統合した教科でございます。市民科の目標は2点ございまして、1点は、倫理感や道徳感を持ち、自分自身について考え、常に自己変革を図っていく資質と能力を育てること。2点目が、社会の一員として自立し、社会に積極的に関わるために、自らの社会的役割を自覚して発信・行動し、社会の発展に貢献しようとする資質と能力を育てることでございます。

5つのステップで、道徳との違いといいますと、道徳は内容的には教科書も使って、市民科の中で使っていますので、ステップの2ぐらいまでは大体道徳と同じようなこと。ただ、道徳の課題として、これまで実践力という、実際の行動に移せるのかということところは、道徳教育の一つの課題でもございました。特別活動と総合的な学習と統合しまして、実践的なところまで指導していこうという流れのものでございます。

また、新しく設定しました一貫プランというのがございますが、これは中学校区で目指す児童・生徒を同じにして、様々な取組をしていこうということも進んでございます。

転入生のことでございますが、特に市民科を知らない転入生でも、道徳のことは今までどおり、また、総合的な学習の時間や特別活動はこれまでの教科でも、その前の学校でもございますので、自然に入って違和感なく学習することができると理解しています。

**○湯澤委員** ありがとうございます。

市民科では、SDGsについても、8年生9年生の教科書で取り上げられているかと思えます。世界的にも問題となっております環境、貧困、飢餓、ジェンダー、エネルギーなどについて、義務教育過程でしっかりと課題認識をして、それを実践していくことは大変よい取組だと思っております。

そこで、市民科においてSDGsの実践として具体的にどういったことを行っているのか。あわせて、一般質問でも提案をさせていただきましたが、必修科目になったプログラミング授業、そちらのほうで

もSDGsを取り入れた学習を行っていただきたいと考えますが、ご見解をお知らせください。

**○矢部教育総合支援センター長** SDGsにつきましては、各教科でも複合してその素材はありまして、一つ一つに指導しております。また、市民科におきましても、環境問題、人権問題等を取り上げまして、総合的にそれぞれ学びを進めています。SDGsは全ての教科において内容が混在してございますので、いかにその教科において目標を達成しながら、SDGsを意識して指導するかということが肝要と考えております。

プログラミングのことでございますが、これは基本的には論理的な思考を育てるということでございまして、SDGsということ、例えば、具体例を申し上げますと、6年生の前期の学習がございまして、そこでプログラミングを指導することになっています。その中では、例示として、効率よくエネルギーを使うということで、電気の有効利用ということで、センサーがあって、そのセンサーが必要なときだけ働いて、電気がつくとか、また、ブザーが鳴るといような、実際にエレベーターでも使われているような事例を取り上げて学習を進めています。MESHという機材を使っていますが、プログラミング自体の勉強というよりは、繰り返し試行錯誤して論理的思考を育てるというのを目標に進めております。

**○湯澤委員** ありがとうございます。本当に幼い頃から実践することで、当たり前に行うこと、そういったことが身につくと思っておりますので、SDGs教育は様々な学習の中に取り入れていただきながらやっていただきたいというふうに要望いたします。

最後の質問ですけれども、現在の義務教育課程の授業では、タブレットの利用や、リモート授業、そして、プログラミング授業と、私の世代では行ったことのない未知の授業でありまして、保護者同士で集まっても、内容についてよく分からないという意見がほとんどでした。子どもたちが初めてなものは、親にとっても初めてのものでありますので、親が理解できるような、例えば、親向けのテキストや、子どもと共同で行いながら体験できるプログラムや授業風景の配信を、コロナ禍にかかわらず定期的に行ってはいかがでしょうか。ご見解をお知らせください。

**○工藤指導課長** これまで、例えば、教育委員会のほうから「はじめてガイド」ということで、低学年の児童とともに保護者がロイロノートの使い方であるとか、最初のログインの仕方であるとかというのが分かるようなものを今回お配りさせていただいたり、あるいは、実際に今度はPTAの協力を得ながら、その発案で、例えば、海外旅行と一緒に体験するようなことを、保護者も併せて児童と一緒にやるということを学校で企画しているということもお話を聞いたりしてございます。

様々タブレットを使った活用というのはこれからも進んでいくと思っておりますので、また授業風景の公開なども、各校、ホームページなどを活用して進めていければと考えているところでございます。

**○渡部委員長** 次に、たけうち委員。

**○たけうち委員** 363ページの生徒指導対策等経費、379ページの通学安全確認業務等委託について伺います。

生徒指導対策等経費については、ヤングケアラーについて2定で質問させていただきましたが、国の動きも出てきて、また大分いろいろな支援策が出てくると思うのですが、区では既にいろいろこういったケースも対応してきたと伺っております。

また、不登校の原因であったりとか、いじめも関連してくる、様々な形でそのような形になっておりますので、今のいろいろな相談体制がありますが、先ほどからいろいろ聞いていると、やはりなかなか子どもたちが声を出しづらい。それはヤングケアラーに限らず、いじめ、不登校があるということでご

ざいますが、今後、ヤングケアラーも含めて、どのような形で取り組まれるのか。また、今まで実際にヤングケアラー的なことの相談を受けて、このように対応してきたというケースがあれば教えていただきたいと思います。

それから、通学安全確認業務、先ほどありまして、旗は替えていただけるということでございました。この方たちの大体の平均年齢が分かれば、それから時給、資料を見れば載っていますけれども、1時間どれぐらいのお金で頑張っていたか、また、1日の労働時間、勤務時間、この辺が分かれば教えてください。

**○矢部教育総合支援センター長** ヤングケアラーについてのご質問でございます。やはりお子さんを見ただけでヤングケアラーかどうかというのは難しいものでございまして、特に家庭内のことで、学校では元気に過ごしていたりしますと、本当に問題としては表に出にくい現状でございます。実態としては、不登校が続くとか、遅刻が多いとか、また、服装が乱れたり、持ち物が整わないというような、集金のこともそうですけれども、そんなことが把握できたときは、お子さんに声をかけながら、可能な限りその把握に努めて、必要な関係機関につなぐということになるかと思えます。

学校におきましては、そのまま子ども家庭支援センターに連絡することもあるかもしれませんが、私たち教育総合支援センターとしては、HEARTSがつかんだ事案が過去3件ありました。1つの事例は、過去、親の代わりに保育園に、自分の弟、妹だと思えますけれども、送り迎えをしていたお子さんについて、保護者と生活保護をつなげて解消したという事例を聞いております。

**○有馬庶務課長** それでは、通学安全業務関係でございますが、通学安全の旗振りについては、小学校および義務教育学校前期という部分で58か所で行っております。あわせて巡視ということで、これは一部の学校、3校はPTAで、それ以外はシルバー人材センターに委託をしている状況でございます。これら旗振りと巡視に携わっていらっしゃる登録人数は150人おりまして、旗振りだけの平均年齢というのは分かりませんが、シルバー全体で平均年齢76歳と聞いておりますので、それを前後した辺りが平均ではないかと思っております。

それから時間ですけれども、朝、登校時間はある程度固まっていますので、大体1時間程度やっているところが多い。午後も時間的には一、二時間をやっているのかと思うのですが、1日5時間以内で各学校をお願いをしているところでございます。

単価につきましては、令和2年度が1,100円、令和3年度は50円アップいたしまして、1,150円というところになってございます。

**○たけうち委員** ありがとうございます。

ヤングケアラーについてですが、今、事例があったということでございました。それで、また、課長がおっしゃるように、なかなか把握しづらい部分が出てくる中で、やはり先生がどれだけ気づけるかという部分とか、また、子どもと対話できるかという部分で非常に難しい。今、コロナ禍でもあるのですが、議員の中にも、家庭訪問というのを随分推進された議員もいらっしゃいましたけれども、なかなかコロナ禍で、家庭訪問というのは今現状どのようになっているのかというのもお聞きしたいのと同時に、来年度は、文科省としては、スクールカウンセラー、また、スクールソーシャルワーカーに対する相談体制の充実の事業なども進めていくとなっておりますけれども、今、このスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、HEARTSに入っているかもしれませんが、スクールカウンセラーなどにそういう相談があった場合には、それは先生とか、そういったところに共有されるということでよろしいかどうか、その辺を教えてください。

それから、通学安全監視員、分かりました。私も知っている方で80歳を優に超えている方で頑張っていて、使命感を持ってやっけていただいている。お金というよりはそういう方がいっぱいいらっしゃる、本当にありがたいと思っけているのですけれども、ただ、やはり見ていると、本当に疲れていらっしゃる方もいるのです。特に夏場、私たちも30分外に出ているだけで、炎天下、本当に大変な中、特に午後は下校時長いですよ。今おっしゃったように2時間ぐらいずっと、中には立っけていない方もいるのです。いいと思っけています。もたれかかっけて、本当に大丈夫かとこちらも思っけています。本当に心配しているのですけれども、水分もしっかり取っけていただき、夏場などはうまく休憩体制とかを取っけて少し冷やさない、逆に危ないのではないかと思っけてしまうのですけれども、その辺のところはどのような指導をされたりとか、また、うまく回せられないのかと思っけていますけれども、どうでしょうか。

**○矢部教育総合支援センター長** 家庭訪問のご質問でございます。本区は家庭訪問をすることになっておりますが、昨年度はさすがにコロナ禍でございましたので、家庭のほうも遠慮される場合もあるかと思っけて、場所の確認は必ずするように、担任がその家庭に行かなければいけないときもあると思っけていますので、場所は必ず確認することになってございます。

今年度もできる範囲でやっけていくというふうに認識しておりますが、まだ緊急事態宣言が長かったものですから、今のところは昨年どおりと認識しております。

2点目、スクールカウンセラーがヤングケアラーの事案を知り得たときということでございます。スクールカウンセラーは、東京都のスクールカウンセラーが1週間に1度、各学校に行っけていますので、その定期的の巡回の際に聞き取ることが多いかと思っけています。もちろん今の例もそうですけれども、特に安全や健康に関わること、すぐに管理職も含めて、連絡はその日にしてございます。

**○有馬庶務課長** 旗振りもそうですし、巡回となると、周りも歩いたりするということで、余計に大変なと思っけております。現在、熱中症対策として、例えば30分40分やったら10分ここで休みましょうとか、具体的な指示を出しているものではありませんが、当然、熱中症対策は必要なことだと思っけていますので、学校とも状況を確認しながら、監視員や通学安全員の方には、ぜひ休憩も取れるような形で検討させていただきたいと思っけております。

**○たけうち委員** ありがとうございます。

ヤングケアラー、分かりました。なかなか家庭訪問、できない時期があったということでございますが、これから進んでいく中で、また、これはどちらがいいのかと思っけていますが、やはりいじめとか不登校という、我々も件数でどれぐらい、推移が分かってくるようなことの中で減少しているかとなっけていくわけですけれども、今まであまりヤングケアラーというのが取り上げられてこなかったもので、今後はそれが主ではありませんけれども、しっかりつかむ意味で、やはりそういったものも件数化していっけて、対応も進んでいくと思っけていますので、これはお願いしたいと思っけています。

それから、通学路の安全のほう、ぜひお願いしたいと思っけています。やはり学校のほうで多分自由にやっけていただいっけていいと思っけていますので、そうやっけて疲れたら休んでいっけて、ともすると、大丈夫かと本当に思っけていますので、そういう面では、年配の方はすごく使命感があっけて、お金をもらっけているのだから、頂いっけている以上はその時間はやらなければいけないのだと思っけてしまっけて、無理やりでも休ませるようにしないと、逆に危ないのではないかと本当に思っけてしまっけていますので、そこはぜひお願いしたいと思っけていますので、よろしくお願いします。要望で終わります。

**○渡部委員長** 次に、石田ちひろ委員。

**○石田(ち)委員** 私からは、357ページ、委員会運営費から、教育委員会の在り方について

と、360ページ、教育指導費に関連して、性教育について伺いたいと思います。

まず、教育委員会のほうですけれども、以前にも共産党から教育委員会の傍聴の改善を求めて質問をしてきました。中身としては、傍聴者に委員会の議論の声が聞こえない、委員会資料が傍聴者に配布されない、そして、議事録の充実を主に改善してほしいということで、区民の声を受けて取り上げてきたものです。

今回もそこについて伺いたいと思いますけれども、委員会の音声について、区は、発言者にははっきりと大きな声で話してもらうようにすると。これは昨年3月に答弁されていますが、いまだにこれが聞こえないままです。委員の皆さんも声を張り続けるのも大変ですので、やはりマイク等の使用で早急な改善をしていただきたいと思うのですけれども、現在どのような検討がされているのか伺います。

そして、委員会資料が傍聴者に配布されない。この理由を、区は、政策形成途中のものもあるので、取扱いは慎重にしているためと答弁されています。しかし、前回も申し上げたのですけれども、国保運営協議会、介護制度推進委員会、子ども・子育て会議、地域自立支援協議会等々、私がぱっと思い浮かぶ会議体だけでも、これだけの会議体で資料の配布、持ち帰ることも認められています。教育委員会は何が違うのでしょうか。

そして、政策決定過程に住民参加は当然のものだと思いますけれども、いかがでしょうか。

そして、議事録は要旨だけだったものが、議論の中身も分かるものに改善はされました。しかし、ホームページにアップされるのがとても遅くて、3か月程度かかっていると。今年の6月に開かれた教育委員会の議事録が、昨日の時点でもまだ発表されておりませんでした。これはもう少し早めることは可能ではないでしょうか。伺います。

**○有馬庶務課長** 教育委員会の運営について何点かご質問いただきました。

まず、マイクの件でございますけれども、教育委員室は、この議会棟という常任委員会をやっている委員会室と同程度の部屋の大きさでございます、そんなに大きくないというのがまず前提でございます、これまでもマイクは使っていませんでした。

それで、その程度の部屋なので、マイクなしでもいけるのではないかという判断をしていたのですけれども、基本的には、そういう声もあったということで、一度ワイヤレスマイク等で試してみようということで試しておりますが、委員と理事者の関係で狭い部屋で、アンプを2つ置かないと難しいということもあって、ハウリングをしてしまうということで、これは難しいというところがありまして、現在はまた発言ははっきりと分かりやすく願いますとなっておりますけれども、コロナ禍に入って、この6月以降は、基本的には、どちらかという、リモートの回数が多くなりまして、実質的にマイクを通して、別室で音声で聞くという形が今取られています。

これがいつまで続くか、緊急事態宣言が解除されたので、また対面でやることも出てくると思いますが、マスクをしてアクリルボードをしてということで、また条件も少し変わってくるころはあると思いますので、その辺は教育委員会として何かできるかというところの検討は行っているという状況でございます。すぐ何かできるということにはまだ至っておりません。

それから、資料についても、基本的には、次第を当日に配布しているところでございます。それで、今委員からも説明があったとおりでして、政策形成過程中の案件が非常に多くて、文教委員会にかける案件が多いので、そのタイミングをもってということを確認しながらということで、次第のみにしているという状況があります。

要は、どの段階で区民の方にお示しするのがいいのかというところが最終的に判断にはなってくると

思うのですが、基本的には区民の代表者である議会に諮る、それから区民の方に公表していくというのが順序ではないかと思っておりますので、今はそういう取扱いをしています。各区もいろいろ調べましたけれども、いろいろこれについては一切出さないというところもあれば、公開部分だけその場で閲覧可とか、いろいろ各区も苦慮しているようですので、その辺は我々も動向を見ていきたいと思っております。

そういう点では、先ほど委員から紹介があったように、要約形式で出していたものについては逐語録で、区民の方に分かりやすく議事録を作っております。そのために少し時間がかかっております。これはもう少し短縮をしたいということは我々も考えておりますので、そこの短縮は図っていきたくております。

**○石田（ち）委員** 本当に教育委員会の現状を聞いて、遅れているというのをつくづく感じるところです。デジタル化が進んでいる今ですので、ぜひ早急な改善をお願いしたいですし、やはり教育委員会、住民自治の場です。住民参加が当然の場です。資料の配布、そして、持ち帰り、可能にさせていただきたいと改めて強く求めたいと思っております。

次に、性教育に行きたいと思っております。性教育について、区は、人権なので慎重に取り扱っていくと。こうした答弁もされていますけれども、やはり人権含めた、本当に広く深いものが性教育ですので、そうした科学的根拠に基づいて人権として教えるのが、包括的性教育、私も何度も取り上げてきていますけれども、この包括的性教育の実施をしていただきたいと思います。

この包括的性教育に取り組んでいる都内の私立高校の先生の話伺いました。この場で少し紹介したいと思うのですが、当初、この高校は、生徒が避妊具を持っていると、乱れている、不純異性交遊をしていると、生徒を強圧的に指導する学校だったそうです。

しかし、そうした指導に苦しんでいたという生徒の声を多数受けて、1992年に抜本的に体制を変えて、1996年から性と生、要は、性別の性と生きるの生、性と生という総合科学として取り組んできました。教員たちも、人間の性がテーマの講習会、また、学習会に何度も参加するたびに、自分の無知とジェンダー間やセクシュアリティのゆがみを痛感し、これでよく教員がやってこられたと恥ずかしく思ったと。こうした実感も語られてきました。これは多くの教員に共通するのではないかと思います。

さらに、授業を受けた生徒からは、この授業は、性について、そして、未来の自分に必要な知識が学べる、知っていないと損をするのは自分だ、だからしっかり知識にしていきたいとか、同性愛やいろいろなことに関してのイメージがいい意味で変わる、授業で教わったことのほとんどは初めて聞きました、言われたことの全てが将来につながる大切なことだと思ったと。そしてさらには、人間の在り方や性に対する危険性など、たくさん学べました、今となっては知って損はないし、間違った行いをしないという自信を持つことができた。さらには、性行為に対しても、とても慎重、より慎重になったと。こうした生徒の声が出されています。まさにこの包括的性教育、権利としての教育の効果が表れていると思われました。

やはり、性の経験年齢、性的経験年齢が引き下がっている今だからこそ、もっと早い段階からの包括的性教育、今紹介したのは高校ですけれども、私は中学、そして小学生からも必要なのではないかと思います。

区も言うように、権利としての性教育というのであれば、これは今の学習指導要領では到底できないと。限界があると思うのですが、改善が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

**○矢部教育総合支援センター長** 性教育のご質問でございます。今、私立の事例を伺いました。学習指導要領でございますが、公立学校でございますので、そこを変えるというのは、我々としてはこれは

国がやることだと考えてございますので、できる限り国の方針に基づいて進めてまいりたいと思います。

先ほど包括的のお話でしたが、繰り返し、前回もお伝えしたかもしれませんが、今、委員がおっしゃったようなこともそうですが、どうやって成長していくかとか、人間関係とか、ジェンダーとか、健康とか、体の発達、暴力、安全なども全て包括してと理解しておりますので、そういった一つ一つをやっていくことが性教育につながっていくと理解しています。

**○石田（ち）委員** そうした包括的性教育は、本当に将来にわたって豊かで楽しい性認識をつくり出し、人とのコミュニケーション、そして、先ほどからも議論になっています性暴力の抑止、こういったものにも大きく力を発揮するものだと思いますので、抜本的な改善をぜひ国や都にも求めていただきたいと思います。

**○渡部委員長** 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 3 時 2 0 分休憩

○午後 3 時 3 5 分再開

**○渡部委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。高橋しんじ委員。

**○高橋（し）委員** よろしくお願ひします。363ページ、中学校進路指導費、369ページ、特別支援教育費、375ページ、学校ICT活用経費、それから383ページ、学校施設建設費をお尋ねします。

順不同で、まず、学校ICT活用経費は、先ほどからタブレット、オンラインのお話が出ていますが、学習の活用についてはいろいろ質疑がありましたけれども、授業以外の学校行事、教育活動、そこでどのような活用があったか。典型的なというか、1つ2つ例を挙げていただき、その成果をお尋ねいたします。

それから、369ページの特別支援教育、これは特別支援教室のことです。先ほども他の委員からありましたが、特別支援教室のガイドラインの改訂についてなのですが、ポイントの中の大きな一つとして、原則の指導期間の設定とあって、おおむね1年間という形です。これについては、やはり特別支援教室の期限と特別支援教育の期限は異なるのだという考え方が必要ではないかと思います。基本的には、特別支援教室で行われる支援というのが、在籍している学級でのお子さんの困難の改善のためにどのように行われたかというところがポイントだと思っています。特別支援教室で指導してもらったので、あとは学級の生活を通して改善を目指していくという共通理解を持つことが必要だと思います。

ただ、そこが誤解を招きやすくて、特別支援教室の期限を短くするということは、特別支援教育の後退だという誤解を招く可能性があると思います。この点について、原則の指導期間の設定について、どのようにお考えかお願いします。

それから、3つ目、学校施設建設費については、令和2年度に敷地測量が行われて、令和3年度に基本設計という、改築の流れに乗った学校があります。一方で、その流れに乗らずに、鈴ヶ森小学校について予算特別委員会でお尋ねしたら、ボリュームを検討しているというご答弁をいただきました。老朽化も進み、学校施設長寿命化計画で、老朽化状況の実態で、校舎5項目でオールCと。このCのことについては、文教委員会でも質疑があったと伺っています。

オールCの学校は5校あって、既に3校は改築工事あるいは計画中、残りは鈴ヶ森小学校と鈴ヶ森中学校であります。学区内の人口も増加し、クラス数も非常に多くなっています。3年の動きと、今後の

見通しについてお尋ねします。

それから、中学校進路指導費については、都立高校の入試が来年度、令和4年度は、男女別定員制の全日制普通科全てで、定員の1割を男女合同の成績順で決めるということになりました。これによって、現行の9年生への影響、そして、9年生へはどのような指導をされるのでしょうか。お願いします。

**○勝亦学務課長** 私からは、まず、オンラインの学習活動以外、授業以外の活用についてご報告させていただきます。全ての学校におきまして、朝礼等については、少なくとも1回はオンラインで実施してございます。

また、その他の例といたしまして、PTAの協力の下に、運動会をZ o o mですとかユーチューブを使って配信をしたですとか、音楽会、学芸会などをユーチューブで限定配信をしたですとか、あとは、保護者面談におきまして、対面による直接の面接とオンラインを併用して実施した等、様々な活動に活用してございます。

**○矢部教育総合支援センター長** 特別支援教室の1年の指導の点についてでございます。やはり週一遍、また、数時間でございますが、別のお部屋に行って、自分に合った指導を受けて、教室に戻ってきて、それがどうだったかというところが、この特別支援教育室システムの一番大事なところ、委員のおっしゃるとおりだと考えております。

そこにつきましては、やはり学級の在籍している担任もかなり意識して、成長を支えたり、褒めていったりしなければいけないのだろうと感じます。

我々としては、特に特別支援教室については、全校に宛てて説明会をしたところでございますが、これからも巡回指導員や特別支援教室の教員については、研修の機会がありますので、繰り返し話をしていきたいと思っております。

**○有馬庶務課長** 令和2年度に敷地測量を行った鈴ヶ森小学校の件でございますが、今年度は、委員おっしゃるとおり、予算計上はありませんが、鈴ヶ森小学校区域の就学人口の推計や、いわゆるボリューム検討、どのぐらいの建物が建つのか、あるいは配置計画、それから、法令上どういったところをクリアしていくかというようなどころの内部検討は行っているところでございます。

それから、長寿命化計画によります評価で鈴ヶ森小学校がオールCだということでございますが、これは、例えば、建築基準法の12条点検で指摘がなくても、経年数が何年かたっていると、値の悪いほうを取りますというところでのC評価ということもありますので、全てがこれで状態が悪いということではありません。例えば、ここでLED化をやれば電気設備はAに上がるとか、そういった要素も加味されているという部分があります。

ただし、全体としては老朽度は進んでいる部分もあるということですので、今後の改築については、老朽度プラス就学人口および地域バランス、これらを総合的に判断して、次の学校を決めていくことになると思っております。

**○工藤指導課長** 高等学校入学者選抜における変更点というところでお尋ねでございますが、委員ご指摘のように、令和4年2月実施の選考から、男女別定員のうち男女合同で決定する割合は10%前後に拡大するというところでございます。

それによって影響ということでございますけれども、この内容につきましては、学校を通じて生徒、また、保護者へ各校が進路説明会などを行う中で説明をしているところでございます。

また、影響というところでございますけれども、こういった制度の変わり目というのは、やはり何らかあるところがございますが、私どもは確かな学力を身につけさせ、自身が目指す高等学校等に対して

進路実現が図れるよう指導に当たるといふところでは、こういった制度の変更はありますけれども、丁寧に指導していくといふところは変わらず行っていきたいと考えてございます。

**○高橋（し）委員** それぞれありがとうございます。

I C T化のほうは、先ほど学習のほうでは学びのイノベーションというような事例紹介を各校にさせていただいたようですが、そのような学校行事等のこういったよい例、好例を各学校に紹介して、いいことは広げていっていただきたいと思います。

それから、特別支援教育の特別支援教室のほうでありますけれども、今お話ありましたけれども、期間が短くなる。これは1年間のときにきちんと、また退室時のいろいろな手続も規定されているので、そこでしっかりと説明をしていただくとお思いますけれども、まずは学級担任の方と支援教室の先生方との連携をしっかり取っていただき、かつ、今回こういった原則の指導期間が設置されたということ、保護者の方にも十分理解していただきたいと思います。その点が1つ。

それから、施設のほうは、今お話ありました。老朽化も進んでいますので、いわゆる改築に乗せていって、検討をぜひ、地域の方々も求めており、期待も高いのでよろしくお願ひします。これはお願ひです。

進路指導のほうは、男子が都立高校に入りにくくなる可能性も少し出てくるかと思ひます。ですから、特に2学期は私立高校への進路指導とか、決めていく時期でありますので、その点について男子への影響をお尋ねします。

**○工藤指導課長** 高等学校入試の制度の変更によって、委員ご指摘のように、男子の事例として、これまで行っていた緩和実施校が42校ございましたので、それらの結果からすると、男子が入りにくくなるというのは恐らく生じるだろうと思ひます。もちろんそのことを勘案しながら、私立高等学校等も含めながら、進路指導といふのは丁寧にやっているところがございますので、各学校については、これまでも行っておりますけれども、より丁寧に指導を行うよう指導を徹底してまいります。

**○高橋（し）委員** ありがとうございます。特別支援教室のほうで、保護者の方への十分なお理解をいただくという点、1つお願ひします。

**○矢部教育総合支援センター長** 現在は、就学相談の中でお話をさせていただいているところです。

**○渡部委員長** 次に、渡辺委員。

**○渡辺委員** 375ページ、学校I C T活用経費で、本日も様々出ていますが、ネットリテラシーの点から伺おうと思ひます。

まず、言葉でよく聞くスマホ時代、そして、もちろん今日も質問が出ていましたタブレット、これは全国的な流れがあります。そして、何しろこの分野は、本当に超高速的な技術の進化、これ、来年の今頃はまた違う展開になっているかもしれないということで、本当に便利な分、すごく苦慮される部分もあるという前提で伺っていきます。

まず、直近のスマホ保持率といふのですか。タブレットはタブレットで全校配布の前提で考えます。プライバシーのところといふか、私的な部分で、小学生、中学生、高校生とか、こういう区分になるのでしょうか。スマホの保持率、大まかで構わないので、教えてください。

それと、タブレットにしる、スマホにしる、総じて学校I C T、SNSといふ中の学びの場、家庭が一義的だとは思ひますが、ただ、そこだけではといふところで、学校での学びの場の頻度ですとか、時間といふか、その概要、それと、誰がどのようにどんな内容かといふのを粗々教えていただければと思ひます。

○矢部教育総合支援センター長　メディアリテラシーの内容についてでございます。携帯の所持率については、学年によっても違うと考えています。調査をしていますが、ただ、4年生ぐらいから塾に行くお子さんが多いということで、保持率が高くなるというのは認知しております。また、中学生につきましても、かなりの割合で所有しているということは認識しております。

学校以外の家庭での指導につきましては、校内も同じなのですが、東京都が始めていますSNSルールというのがございまして、これは学校の中でも、こういった使い方をしたらいいかということも協議して、一つのスローガンを立てたりしていますけれども、家庭でもそれぞれ話し合っ、自分たちの使い方、時間、内容も含めたものについて決めましょうという流れになってございまして、これは学校でも市民科で取り上げてございますので、その推進を進めていきたいと考えています。

○渡辺委員　これは正解がある話ではないような気がしながら伺うのですが、切りがないと言ったら切りがないぐらい日々進化することと、ジャンルも大変幅広くて、教える側、あるいは学ぶにしても、どれからというところが、ここは曖昧で仕方ないと思っています。

そういった中で、これもネットレベルなのですが、ネットからの正しい情報という意味では、千葉県警のパンフレット、キャッチフレーズがとても分かりやすく、「子どもたちは、スマホの「楽しさ」は知っていても、「怖さ」は知りません」という中で、パンフレットを発行されていると。そして、操作方法ではなくて、正しい使い方の学びという表現で、こんなことをすると、先ほどの怖さをキーワードに、トラブルの被害事例だとか、こうならないためにという保護者向けの呼びかけのリーフレットが印象に残ったので言います。これ、粗々、被害事例は、SNSで見知らぬ人と知り合ってしまった、そして、写真を送ってしまったとか、会ってしまったとか、こういった事例がもっと細かく書いてあるのです。そうすると、本当に印象に残るといふか、実感する。怖さを知るのだなというのが幾つか出てきました。そしてまた、被害やトラブルに遭う子どもの特徴というところで一番印象を受けたのは、どこのお家庭でもどんな子でも起こり得ると。というのは、いわゆる不良少年や親の言うことを聞かない子ではなくて、どこにでもいる普通の子どもも被害に遭いますと。これをはっきりと載せているのです。言われてみれば、そうだなと。先ほど言った幅の広いところで、やはり未知の世界みたいな分野でもあるのですが、こんなことがありました。

そういう意味で、これは学校だけでは、あるいは家庭だけでは手に負えない部分があると思います。やはり専門スタッフ、専門家の力、それは警察のサイバー班を頂点と言ったら変ですが、軸に、やはり事業者も今、携帯事業者やインターネット事業者、非常にそういう学びの提供をされているやに聞きます。そんなことから、スマホやSNSの安全教室のような趣旨のもの、この必要性を伺いたいと思います。これは恐らく対象者別、教職員の研修しかり、保護者、または児童・生徒、それぞれ向きが違うと思います。また、あと、継続性の問題があると思います。私たちもそうなのですが、この手のものは1回や2回で理解ができるとは思えないので、本当に継続した学びの場の提供というものが何かと思います。そんなことについての見解をまずお知らせください。

○矢部教育総合支援センター長　情報モラルにつきまして、今の事例もありましたとおり、様々な場所でそれぞれの機関でいろいろな取組が行われているのは認識してございます。学校の中では、今、特に専門家、電信電話に通じた企業ですとか警察などで、セーフティ教室という場の中でご指導いただいているということはまます。

また、市民科の中でもその内容を取り上げてございまして、教職員にも研修の機会が、生活指導の中でもございます。また、いじめに関しまして、SNSの活用については、必ず内容として出てきますの

で、そのようなところから大人の研修もしてございます。

**○工藤指導課長** 本区中学校の生徒会が中心となって作成したSNS学校ルールというのがございまして、これは生徒会を中心にしながら決めたところで、学校生活だけではなくて、例えば、使用時間は2時間以内に抑える、リビングや保護者の目の届くところで使用する、これらを生徒自らが決めていくということなのです。ただ、これも2時間が正しいかどうかというのはその都度議論が必要だということ、これはもちろん生徒だけではなくて、教員がこういった指導に関わりながら行うところだと認識してございます。

また、そのほかSNS等を通して知らない人と関わらない。SNS等で問題が起こった場合、信頼できる大人に相談する。こういったことを生徒自らが発案し、SNSの学校ルールだということで、中学校で取り組んでいるところもございまして、こういった発信も大事だと考えているところでございます。

**○渡辺委員** まさにそのように、生徒自身もそうですし、たゆまなく関心を持つこと、無関心が一番の悪い要因になるかと思えます。

家庭も児童・生徒も教職員もそれぞれが頑張ります。でも、どうしても手に負えない部分があると思っています。それは、先ほど来質問にありましたインターネット上の誹謗中傷、これは社会課題となっています。それは、町田市の自殺事件もそうです。そして、あと、番組に出ていたプロレスラーの方も誹謗中傷によりということが、大きな社会課題として今、挙げられています。

そういった中で、やはり児童・生徒を守る点、抑止力を踏まえて、専門家チームの検討をぜひされたいと思います。それは、やはりこういった誹謗中傷の書き込みは、一家庭ではどうしても困っても、仮に表現ができて、把握できるのはほんの一部です。それも含めて、やはり専門家あるいは区教委を中心に、本気の対応が必要かと思えます。それはやはり一番の大きな意味は、例えば、弁護士だとか、士業の方が早い段階から関与する。そういうことに取り組んでいる姿勢、あるいは取組自体が、未然に防ぐ効果が多分にあると思います。

それと、日常から児童・生徒と家庭の不安を取り除く点、そうすると、そんな専門家というと、敷居が高かったり、費用の問題だったり、やはりこれが公共の出番だと思いますので、防犯効果の評価の高いまもるっち政策しかり、教育の品川の児童・生徒を守る施策として、ぜひとも検討いただきたいと思えます。ご答弁をお願いします。

**○矢部教育総合支援センター長** 未然防止のご提案と承りました。やはり正しい使い方については、学校や家庭でもそれぞれ行うのですが、専門家のご意見というのは大変大事だと感じております。

以前、委員も十分ご存じかと思えますけれども、地域の皆さんで協力していただいて携帯アクションプランというのをやっていただきまして、すばらしいリーフレットも出ております。そういった地域の方たちのお声もしっかり取り入れていきたいと思えますし、また、今お話の弁護士の方につきましては、様々なジャンルで、今、士業ということで学校でご指導いただいておりますので、様々なそういった有効な人材について、これからも情報収集して研究してまいりたいと思えます。

**○渡部委員長** 次に、大倉委員。

**○大倉委員** お願いいたします。359ページ、クラブ・部活動等経費、383ページ、学校施設建設費から、プールのことを聞ければと思えますので、よろしくお願いいたします。

クラブ・部活動指導員経費なのですが、359ページを見ると、何個かに分かれていて、拠点校合同部活動、また、小中連携グループ部活動があるので、簡単に結構ですので、これの違いを教えてください。

きたいのと、あと、今、ここに記載されているところが何名ずついらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

また、前のほかの委員の方の質問のご答弁で、11校で12名ということで分かりましたので、そうすると、1校2名配置されているところがあるということだと思っておりますので、その内訳というか、費用の面でどうなっているのでしょうかということと、あとは、15校、各学校に1名ずつ配置を目指しているというお話でしたが、1名ずつ配置にならない、11校12名にとどまっている理由がどのようなものがあるのか、課題等も教えていただければと思います。

あともう1点聞いてしまいますが、部活動指導員が導入がされて数年たって、評価というところでは今どのようにされているか教えてください。

**○矢部教育総合支援センター長** 部活動の推進についてのご質問でございます。先ほど私も混せてお伝えしてしまったのですが、合同部活動と連携部活動がございます。合同部活動は、中学校のほうで、先ほどもお話ししてしまったのですけれども、ある学校で部員が少なく、発表や試合ができないというところは、横の比較的近い学校で合同で部活動をしましょうというシステムです。また、連携というのは、小中連携の部活動でございます。基本的には、義務教育学校も含めて、お近くの学校の小学生も5年生以上は参加できるというシステムでございます。そこが大きく違います。

また、それぞれの人数でございますが、連携部活動については、昨年度は47人が参加してございます。合同部活動については、昨年度はございませんでした。コロナ禍がございますので、少し活動が活発にできなかったところはあるのかと感じています。

また、部活動指導員について、2名配置もあるがということでございましたが、基本的には、実は部活動には関わっている方たちが、外部指導員と部活動指導員でそれぞれ少し役割が違ってまして、今中心になってお話ししております部活動指導員は、学校が遠征する場合も引率して試合、練習に連れていけるという方でございます。

その方の配置、こちらのほうが時給が2,500円、先ほどの連携部活動の外部からお手伝いに来てくださる方は1日4,000円という違いがございます。

部活動指導員を2名配置しているところはどうか申し上げますと、1校ずつの予算は変わってございませんので、それを2人いらしたら半分で分けて、2日行くところを1日、また、4日行くところを2日ずつというような形で分けて今やっつけていただいているところでございます。

部活動指導員が11校にとどまっている理由でございますけれども、やはりどなたでもいいということではないという人材確保の問題がございます。お支払いはできても、なかなかいじめや、子どもたちとの関係性、そういったものを大事に対応する指導員にやっていただきたいというのが学校の願いでございますので、そういう方を探すまでには少し時間がかかるということが大きな理由でございます。

評価につきましては、この部活動指導員は大変好評でございます。例えば、男子と女子のバスケットボール部、バレーボール部があったときには、それぞれAさんが、男子のほうを今日は見ましよう、女子のほうを見ましよう、または、密を防ぐために半分に分けて、午前中はAグループ、午後はBグループ、それぞれ別な方が指導していただく。顧問と部活動指導員などという分け方もできまして、大変好評です。

また、それぞれ大会の引率も、2方向で、練習試合と大会とそれぞれ別々に引率するというのもできますし、生徒指導などで先生が遅れて、時間どおりに来られない場合も、既に準備体操を始めているというような、大変好評を得ておりますので、ぜひよい人材がいらっしゃいましたら、活用していきたい

いです。

**○大倉委員** 活用についてぜひ推進していただきたいということで、ご質問させていただいております。

各学校で様々な部活がある中で、教員の異動等も含めて、なかなか指導が専門的にできなくなるところがあるという課題で、また、部活動の維持をして継続して、子どもたちがずっとスポーツをできるようにしていくというところでも、非常に課題があるということだと思っております。

そこでこういう部活動指導員があるのですが、各学校1名ということがまず基本になっているということで、分かったのですが、多分、今のお話の中だと、2名だと、1名分を2人で割ってということだと、部活動の時間とか日数とかの関係で、そういうことでもオーケーなのかということもありますが、そういった部活動指導員としてやっていただける方、ぜひ1名分ずつ確保していただきたいというところと、今後、各学校が1名しか指導員を採れないという認識になっていないかというところで、ぜひ2名とかでも大丈夫ですみたいなお話をしていったら、こういった子どもたちの部活が廃止とか、できなくなるようなことを、なるたけなくしていただきたいというところで、ぜひお願いしたいと思っておりますので、その点を教えてください。

あと、学校のプールなのですが、今、学校改築が進んで、様々なこれからも改築がされていくところで、例えば、学校プールがなくなったときのプールの授業については、多分、近い学校のプールを利用しながら授業を行っていくということだと思っておりますが、例えば、学校よりも民間のプールが近くにあるようなところについては、どちらにしろ移動をするというところでは、そういった活用も検討できないのかということなんです。民間プールを活用すると、メリットも技術的な指導の部分や、あとは時間的、時期的に特に縛られないというものもあると思いますし、夏場、炎天下の中でということでは、屋内であれば安心して子どもたちもできる。天気にも左右されないというメリットもあるのかと思いますので、その辺どうでしょうかということ、ご答弁いただければと思います。

**○矢部教育総合支援センター長** まず、部活動指導員、これからということだと思いますけれども、まず、15校、中学校がありますので、そちらで公平に配置したいということが大きくあります。ただ、いい人材をぜひ部活動の維持のために確保したいという思いは私もございますので、今後も柔軟に検討していきたいと考えています。

**○有馬庶務課長** 改築中のプールの利用でございますけれども、最近では、後地小学校が第四日野小学校に行ったり、今度、第四日野小学校がやるのに、できた後地小学校へ行くとか、鮫浜小学校と浜川小学校の関係とか、そういった条件がよければということなのではございますけれども、必ずしもそればかりではないので、今、委員から提案のあった部分につきましても、費用と効果等を検討させていただいて、有効策かどうかということも併せて検討していきたいと思っております。

**○大倉委員** ありがとうございます。部活動をぜひよろしく願いいたします。

プールも様々な検討していただけるということなので、ぜひ柔軟にさせていただけるといいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○渡部委員長** 次に、須貝委員。

**○須貝委員** 私、まず、360ページ、教育指導費全般についてお聞きしたいと思います。

まず、デジタル採点システムについて、分かれば、見解をお聞かせください。教師の負担軽減につなげようと、9月、岐阜県教育委員会は、県内に63校ある全ての県立高校でこのシステムを導入し、先週から定期テストでの利用が始まっています。システムでは、記号で答えを選ぶ問題について、生徒の

解答用紙をスキャナーで読み込ませ、自動で採点することができます。また、記述式の問題についても、得点はワンクリックでつけられ、合計点の計算や集計作業も自動でできるため、教員の採点時間を半分に減らせる。要は、教師の負担軽減につなげるというシステムができたようですが、もし知っていれば、教えてください。

**○工藤指導課長** 委員ご指摘のデジタル採点システムについて、ご紹介の県が所管する県立高校に導入するというのは、報道によって私も認識しているところでございます。導入の経緯としましては、ご指摘いただいたように、働き方改革によって教員の負担軽減をするということが目的と聞いているところでございます。

また、本区におきまして、教員の働き方改革の施策というところであると、区立学校全校では、教員の負担軽減のために、スクールサポートスタッフの配置をしているところでございます。こちらは、国および都からの補助事業ということで行っておりますが、こちらの県立高校、東京でいえば都立高校にはない施策ということで伺っておりますので、そういった意味では、区内では採点業務については、スクールサポートスタッフに依頼をして行っているという事例はございます。

**○須貝委員** 様々、全国でやはり人の働き方改革をそれぞれ進めていますので、ぜひこれも研究して、取り上げていただければありがたいと思います。

次に、今の全日制の都立高校は、男子と女子で合格基準が違います。今現在、都立高校の一般入試は内申点を300点満点、そして、5教科の学力検査を700点満点に換算し、合計で1,000点満点の中で得点が高い順に合格が決まります。しかし例えば、1人の男子が600点を取り、合格しますが、女子の場合は、差があつて、621点を取らないと合格できないということがあります。最低合格点数が同じ点数でも、合格する子と不合格になる子がいるということです。同じ人間ですから、性別関係なく学力レベルで合否を決めるべきで、男女で関係なく実力で平等に選ばれるべきだと私は思います。そして、これは東京都の公立高校だけです。全国にはありません。そして、私は、これは教育の根幹に関わることなので、このような事実に対して、日頃から公平公正を重んじる中島教育長はどのように思われますか。これ、子どもたちのためですが、そして、もし平等であるべきだと思うならば、東京都教育委員会に変更の要請を今までしていたのか、教えてください。そして、このことを中学3年の受験生や保護者に毎年きちんと伝えていたのかどうかも教えてください。

**○工藤指導課長** 高等学校入学者選抜の男女別の定員についてのお尋ねでございます。本制度につきまして、委員ご指摘のように、男女別の定員制が令和4年2月実施から緩和されるところでございます。また、男女別の定員の、現状、そういった仕組みでございますが、男女別定員、各9割まで、男女別の総合成績の順に合格者として決定するというものでございますので、そういった意味では、ご指摘のとおり、男女での合格ラインというのは異なるものということでございます。残り1割につきましては、男女合同にして総合成績の順に合格者として決定するというものでございます。

こういった制度につきましては、変更、また、変更前の制度も含めて、毎年度、実施要綱等定まった段階で、生徒、また、保護者に対しては進路説明会などを開き、丁寧に説明をするところでございます。私どもは、こういった制度があるという中でいえば、それぞれが夢の実現のために進学を希望するのであれば、こういった制度の中でも、しっかりと学力を身につけて、こういったことを突破できるような指導を徹底すると考えているところでございます。

**○須貝委員** 私もテレビ報道を見て気がついたのですが、まさかこのような仕組みが長い間、昭和25年から今日まで続いていたということは本当にショックで、男女別で、ましてや同じテストを受

けて、同じ内申点、平等につけられて、女子だけその中で入りにくいというシステムは、やはりこれは教育の根幹に関わることだと思いますので、もし何かあったら、今後、きちんと抗議していただきたいと思います。

そしてさらに、都教育委員会に対して、私は意見があります。小・中学校の公立教員は、品川区、23区等にそれぞれ派遣されるわけですが、その中で教員のランクがA・B・C・D・Eと分かれて、各区・各市に派遣されていると思います。これは、望もうと望むまいと、品川区にそのまま派遣されてしまうのです。やはり品川区としたら、せつかく教育改革をやっているなら、できれば、A・Bの方が来てほしい。やむを得ずCなら、しようがないかと。でも、やはりDとかそれ以下のランクの人が、それも受け入れなければいけないという仕組みは、私はやはりおかしいと思います。その点についてご見解をお聞かせください。

**○工藤指導課長** 今、教員の点についてのご指摘の前に、先ほどの高等学校の入試のところであれば、入学者選抜検討委員会という会が、東京都と、あとは中学校長、また、それぞれ指導室課長も出るような会がありますので、こういった要望等については、そういったところで改善要求はしているところがございます。

続いて、教員の人事等のところがございますが、委員ご指摘のところでは、これは教員人事と併せて人事考課、業績評価制度のお尋ねと考えてございます。人事異動につきましては、広域行政ということで、現在都教委が配置を行うところではございます。品川区に提示のあった教員について、各学校に配置をするということを行ってございますが、そういった意味では、様々な、もちろん人事考課制度を同時に行ってございますので、業績評価のほうは、様々、委員ご指摘はランクとおっしゃっていましたが、業績評価、人事考課を行った上での評価を付されたという現状はございます。

ただ、私どもは、配置のあった教員に対しては、よりよい授業改善を求めながら、日々、管理職を中心としながらも指導を行っているところでございますので、配置のあった教員については、品川区の教育の充実に向けて、研修も含めながら指導を充実させていくということに励んでいるところでございます。

**○須貝委員** 実際、教育委員会でこれだけの教育改革を進めて、予算も使って、子どもたちのために進めている。まして区長は、品川区固有の教員の採用を認めているのです。こんな区はほかにあるのか。ほかにないかと思うのですけれども、やはり区内でしっかり教員を育てて、そして、しっかり育てた教員の皆さんが、子どもたちをしっかりと指導する。そして、やはりいい子、将来この世の中のためになる人材を育成していくというのが私は主だと思います。

ところが、取りあえず分配だから、ランクが低くても出すと。品川区で引き取ってくれと。これはやはり私はおかしいと思う。きちんと協議して、そして、いないならいないで、品川区で採用しますと。我々は今改革しているのだから、いい教員が欲しいですという意気込みで私はやっていただきたいと思います。教育は人づくりであり、そして、国をつくる基礎です。そこはしっかりやってほしいのですが、もう一回ご見解をお聞かせください。

**○工藤指導課長** 教育の人事配置につきまして、都教委が行うところでありながら、私どもも都教委に対して何もしないということではございません。私どもでいえば、現状、公募制度というのがございまして、公募によって区へ希望を出し、また、区では面接等を行いますけれども、その結果、品川区を希望する方が増えてきている現状がございます。

また、さらに、義務教育学校公募というのを始めていただいております、義務教育学校は現在、都

内に8校ありますが、そのうち6校が品川区でございます。また、その制度を利用していない地区もございますので、現状は6校と1校、義務教育学校、つまり、義務教育学校を希望するということは、品川区を希望するということで、これは都に強く要望して認められておるところでございます。

また、そういう意味では、初任、また、異動2年目であって、品川区で品川教育に携わった教員が他地区へ異動した後、義務教育学校公募などで戻ってくるということも想定しながら、私どもは品川区の教育の充実に励んでいるところでございます。

**○須貝委員** 例えば、品川区の職員も、やはりいい人を選びます。各企業も、いい人を選ぶでしょう。その中で座っているのですか。そうではないでしょう。あなた方は、教育指導者としては、申し訳ないけれども、少し足りないです。そうしたら、来ちゃいけないでしょう。これから育つ子どもたちを指導していくのです。申し訳ないけれども、そういう方も受けなければいけない、いや、区内で指導する、それは私はお門違いかと思えます。それははっきり言っておきます。

次に、今、小・中学生同士の学力格差が問題になっています。同じクラスの中で、学力定着の度合いが何層にも分かれているため、学習指導の現場は、どの層をターゲットにして指導していいのか、その判断が難しくなっています。品川区では、現在、習熟度別授業を行ったり、それから、様々な学習指導をしております。でも、現場では、5段階ぐらいに分けて習熟度別教育指導をしないと、授業についていけない子どもたちも出てきております。そして、自分のお子さんが心配な方は、民間の塾に行かせて、何とか学力を定着させるようにしています。教育委員会は、公立の小・中学校の全ての児童と生徒の学力を今把握しておりますが、学力格差の実態と、そして、格差を解消するための対策、それを今どのようにしておりますか。お聞かせください。

**○工藤指導課長** 学力を把握した上での私どもの取組というところでのお尋ねでございます。私どもは、やはり授業を大事にしながら、授業で学力を身につけさせる。また、そういった意味では補習などを行う学校もございます。また、地域未来塾等で、それぞれの課題、基礎基本の定着を図っていくというところは、行っているところでございます。

また、タブレットを配布したことにより、そこに登載されていますeライブラリアドバンスというものは、それぞれの習熟度に合った教材を提供できるような機能も徐々に備わってきているものでございます。そういった、指導を個別最適化するという意味では、現状、タブレットを活用する。また、教員でいえば、全員一律の宿題ではなく、その子に合った宿題を出す。つまり、その子が課題としていることを定着させる。そういった意味では、より基礎基本の定着を図れるように、今回配布しているタブレットも有効に活用を始めているところでございます。

**○須貝委員** 私は、前、AI先生という話をしました。タブレットの活用もその一つだと思います。でも、もっといいものがあるのです。教育ユーチューバー、葉一さんの授業動画、これを活用できないのでしょうか。これ、私、少し調べたら、この人は小・中・高校の教員免許を持って、10分から15分の学習動画を2,500本も作り、そして、登録チャンネル数は140万人を超えている。そして、なぜこれを作ったのかというと、家庭の経済事情によって復習できない子や塾に通えない子も、ユーチューブだったら、いつでもどこでも何度でも繰り返して見られるし、ユーチューブならアカウント登録も要らないし、無料なので、子どもたちがアクセスしやすいので、10年前から始めた。こういう仕組みというのは、私は大事ではないか。1人でも取り残さない教育、それがやはり今は大事な使命になっているのではないかと思うのですが、先ほど見ていた、そちらのタブレットのあれですが、そこには説明も何もないではないですか。いや、私は詳しく分からない。ユーチューバーのは、きちんと白板、

黒板とは言わないですけども、それにきちんと書いて説明までして、そして解答も教える。だけど、何度も何度もいつでもどこでも見られるのです。こういうことも活用を検討していただきたい。ご見解をお聞かせください。

**○工藤指導課長** ご指摘のユーチューバーの動画等があるというのは認識してございますが、その他様々有料のものも含めて、そういったコンテンツがあるということも認識してございます。ただ、やはり学びというのは授業を中心としながら対面で行いながら深めていくものと考えてございますので、そういったものをそれぞれ家庭で自学自習で見るのを妨げるものではございませんが、現在そういったユーチューブの動画を公教育で活用することは考えてございません。

**○渡部委員長** 次に、中塚委員。

**○中塚委員** 363ページの生徒指導対策費に関連して、中学校の校則について、髪型と下着チェックを伺いたいと思います。

本会議でも述べましたが、肩より長い髪を下ろしたままは禁止について、教育次長は、理科の実験、家庭科の調理実習、技術の実習や体育、給食の配膳などを例に挙げて、束ねることを指導していると答弁がありました。確かにけがにつながる場面や、給食の配膳時は束ねることが必要だと私も思います。ならば、どういうときになぜ髪を結ぶのか説明をすればよいのであって、校則で決める必要はありません。守らない人がいるから校則で決めるというのは、連帯責任ということでしょうか。こんな連帯責任の校則は理不尽だと思いますが、いかがでしょうか。

**○矢部教育総合支援センター長** 校則のお尋ねでございます。髪を束ねる必要性については、次長答弁と同じでございます。その場で直す指導をするのですけれども、やはりそれぞれご家庭でのご指導もあるし、そのお子さんの受け止め方もあるので、やはり繰り返し指導していくものだと考えています。大人になって、ここは髪を結わえたり、適切な行動を取るために、小学生であれば1年生から、中学生であれば9年生まで、段階的に指導をして、その中の一つ、校則の中にそれが盛り込まれていると考えられると思います。

それで、各学校によって校則が違うのは、その場その場の地域や時代の背景や保護者やお子さんたちの様子によって、これまでの経緯でできてきたものだという事は繰り返し述べてまいりましたので、そのような背景から、A校のこの規則がいけないとかいいとかということは、なかなか判断できないものと考えております。

**○中塚委員** 繰り返し指導していると。各学校のことについては判断できないとの説明ですけども、大体話を聞くと、結ぶ必要があるときは、言われなくても自分で結んでいるし、きちんとそこに理由があるのであれば、説明をして、自分でできるようになることが教育だし、成長だと思います。しかし、中学生に話を聞くと、例えば、登下校時も含めて常に結ぶように指導される。休み時間も常に結ぶように指導されると伺いました。教育次長は様々な場面を説明しましたが、つまり、それ以外は髪を下ろしたままでもよいということなのか、駄目ということなのか。つまり、常に結ぶという指導は、私は合理的ではないと思いますが、いかがでしょうか。

**○矢部教育総合支援センター長** 常に結ばなくてよいのかもしれません。ただ、毎回繰り返し、その都度その都度指摘したり、そんなの分かっているというやり取りであれば、最初から決まっているほうが子どもたちにとっては負担なく授業に進めるのかと考えています。

また、委員おっしゃるように、最終的には自分で判断できれば一番いいのですが、そういうお子さんばかりではないので、同じ指導をしたいという学校の願いだと考えています。

**○中塚委員** 最初から理不尽なことが決まっていることが理不尽だと私は思います。

肩より長い髪を下ろしたまま禁止について、この理不尽さについて美容師も強く実感をしております。女子中学生から、少しだけ肩につくぎりぎりのラインでカットしてほしいと言われ、学校は大丈夫かと聞いたら、この女子生徒は、ドライヤーでブローするので大丈夫と話すので、だったらいいでしょうということで、少しだけ肩につく髪にカットしてブローしました。しかし、翌日に生徒から電話があって、先生から、髪が肩につく長さなので切るように指導され、がっかりした様子で、美容室でほんの少しだけカットし直したと話しておりました。美容師は、髪型一つで元気になれる、前向きになれる、そんな思いで仕事をしているのに、こんなつまらないことで希望をかなえられないなんておかしいと話しておりました。

美容師の話では、肩より長い髪を下ろしたまま、ワンレンが今再流行しているとのこと。中学生がおしゃれをしたいという気持ちは成長の証です。社会では受け入れられております。しかし、中学生だから駄目では通用いたしませんし、納得できません。校則で肩より長い髪を常に結ぶことは合理的ではないと思います。なぜ常に結ぶことを求めるのか。場面場面で状況を変えることができることを認めてほしいし、そうあってほしいと思いますが、改めていかがでしょうか。

**○矢部教育総合支援センター長** それぞれお子さんがおしゃれをしたいという気持ちはすごく分かりますし、それぞれ自分の個性で髪型や服装などというのは、家庭のほうでそれぞれ自由にやるのはあるのかと思うのです。ただ、学校は、どなたも想像できますとおり、様々なお客様とか、低学年とか、自分より下の生徒とか、いろいろな交流もあります。ここ一番というところは、行事の練習もあったり、行事もあったりということで、その場その場のTPOはかなり頻繁に変わる場合もあります。授業も同じでございます。その中で、このような望ましい服装ですとか髪型について、学校が決めていると認識しています。

**○中塚委員** おしゃれをしたい気持ちは分かるとおっしゃっていただきました。とてもそれは大事だと思います。なぜかという、中学生の話を聞くと、おしゃれだから禁止という指導をされているのです。サイドを伸ばすのを禁止も、おしゃれだから禁止という指導をされているのです。やはりこういうのは、よく学校とも話し合いを通じて、禁止の髪型の見直しを進めていただきたいと要望したいと思いません。

次に、下着のチェックです。本会議で、一つ一つ中身を確認しているものではない、人権侵害には当たらないという答弁がありました。以前にも紹介しましたが、女子中学生に、下着は白との校則について聞くと、「マジキモい」と話していました。また、中学生の親の世代でもある40代の女性に、中学生の下着をワイシャツの上から目視で校則に合っているかどうかを確認していることを聞くと、やめてほしい、嫌だと話しておりました。

質問の趣旨を伝えて了承も得た上でもう少し聞いたのですが、なぜやめてほしいのか、何が嫌なのかと聞いたところ、下着は見せるものではない、見せるためにつけていないと話しておりました。下着をチェックしているほうはセクハラではないと言っても、服の上から下着をチェックされている女性は嫌だと話すのだから、これはセクハラです。違いますか。

**○矢部教育総合支援センター長** 様々事例はあるかと思いますが、下着は見せるものではないと私もそう思います。ただ、目視とかチェックという言葉が、少し私どもと認識が違うのかと感じています。最初に学校でも教室に来れば、「おはよう」というところから始まって、ぱっと見て表情を確認して、表情が曇っていれば、また、悪かったら、それなりの感想をこちらも話すところから、友達同士も、教

員と子どもとの間もそういうことが行われるのだと思うのです。そのときに、昨日と違う髪型とか、もしかしたらぱつと、別に見るわけではなく見える、その表情というか、つけている服装に目立つ色が入っていれば、当然、それについては、どうしたのかというのは、普通に尋ねることなのだと考えています。そういったことを我々は見ているという意味の内容でございます。

**○中塚委員** 私がチェックと言ったのは、見て確認して、校則と異なれば指導しているということですから、これはチェックそのものです。見ているもの、目立つことがあれば指導するということですから、それ自身がチェックだと思います。女性に話を聞くと、シャツの下の下着が透けないように、キャミソールをつけます。それだけ下着が透けて見えるのを嫌がっているのに、目視で生徒の下着をチェックすることは、セクハラそのものだと私は思います。

東京都教育委員会は、今年4月27日付で、都立高校に校則見直しの通知を出しました。その中で、校則の内容が社会通念上合理的と認められる範囲かという視点で見直しを求めて、例として、下着の色の指定や、それに関する指導は行わないと通知しました。

品川区教育委員会も、下着の色指定や指導はやめて、都教委と同じく、下着の色の指定やそれに関する指導は行わないと各中学校に通知すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**○矢部教育総合支援センター長** 校則は、委員もご存じのとおり、学校で定めるものがございますので、現時点では、学校に、ならぬということは伝えるつもりはございません。ただ、これまでどおり、校則の見直しのことは働きかけていきますし、その方法についても生活指導主任会等で周知してまいりたいと考えています。

**○中塚委員** 学校に通知するかしないかは一旦置いておいて、東京都教育委員会は、下着の色の指定や、それに関する指導は行わないと通知を出したわけです。この考えは区教委と同じなのか。先ほどからの説明だと、違うということになりますが、何がどう違うのか、ご説明ください。

**○矢部教育総合支援センター長** 私も同じ通知を、拝見、拝読しました。これまでもお伝えしたとおり、国の生徒指導提要の内容に当たっているものについては、本区としても同じでございます。ただ、この通知自体が既に都立学校宛てで、我々の区立学校宛てに参考送付もされていないものでございますので、これはあくまで都立校の勤めることだということで、表現とか細かい内容について、我々が意見するところではないと考えています。

**○中塚委員** 区教委は意見するところではないというお話ですが、今、その通知が手元にあるわけですよね。その中には、下着の色の指定やそれに関する指導は行わないと都教委は通知した。つまり、そう考えているということです。教育委員会は、同じなのか、違うのか、改めて伺います。

**○矢部教育総合支援センター長** ここは例示でございますし、主に高校生が多い都立でございますので、小・中学生を所管している我々としては、全く同じ意見はございません。

**○中塚委員** 高校生が多いと。中学生は違うと。下着のチェックにおいて、高校生と中学生で何が違うのですか。

**○矢部教育総合支援センター長** 発達段階は大きなことだと考えています。義務教育の中で9年生、本区でいえば9年生でどういう姿を見せたいかというのは、一つそこが区切りだと考えておりますので、特段今回については参考送付もされてございませんので、私たちは考えに変更はございません。

**○中塚委員** 参考送付されていないから考えを表明しないとおっしゃいますけれども、事前に説明もして、通知も手元にあって、私が質問をしているわけですから、区教委は自ら考えを示すべきだと思います。

先ほど高校生と中学生の違いについて、発達段階という新しいキーワードが出てきました。下着のチェックについて、中学生と高校生でどんな発達段階が違うのですか。そして、それが指導にどう変わってくるのですか。しっかり説明いただきたいと思います。

**○矢部教育総合支援センター長** 発達段階で違うというのは、中学生の7年と、例えば、高校生はまた少し違うだろうというイメージもありますが、チェックという認識がやはり私たちと違ってまして、校則というより、目立った髪型とか服装になれば声をかけていくという認識の中で指導しています。学校によっては、今、これまでの経緯でつくってきた校則にそれが載っている場合もあるという認識でございますので、そういう理解でお伝えをしました。

**○中塚委員** チェックという言葉を使わずに、見て確認して指導しているというわけですから、そうした下着の指定があるから確認が求められるのです。ですから、校則で下着の指定をやめれば、確認そのものがなくなってくると私は思いますが、いかがでしょうか。ぜひ、学校は学び、成長する場です。生徒の人権も保障される場です。理不尽な校則の見直しを強く進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○矢部教育総合支援センター長** 私はこの場で、参加することになって、大変こういう協議については大事だと思っています。各学校でこういうことが行われることで、子どもたちの自立の芽が育つのだろうと思っています。学校も間違いなく見直しています。私の手元にある学校だよりは、校則を見直します。と、はっきり学校だよりの前面に書いてあるところがございます。こういう機会を一つ、校則ですけれども、別なことも含めて、いろいろなことで協議したり意見を聞いてつくり上げるということはとても大事だと感じています。

**○渡部委員長** 次に、鈴木博委員。

**○鈴木（博）委員** よろしくお願いいいたします。本日は、ページ365、市民科・各教科充実経費、地域の歴史文化学習から国語教育について、ページ367、特色ある教育活動経費から、メディアリテラシー教育、自殺予防について、専門的講師による授業から、がん教育について、ページ381、学校運営費、学校生活における感染症拡大防止対策経費から、新型コロナウイルス感染症対策について、順不同で質問してまいります。

まず、がん教育についてお尋ねいたします。がん教育については、決算特別委員会、予算特別委員会、一般質問でも継続的に取り上げてまいりました。品川区では、2020年8月から順次、小学校6年、中学1年から3年、高校1年生の家庭に厚労省作成のHPVリーフレットが個別配布されるようになりました。このリーフレットには、子宮頸がんの発病に発がん性のHPVの感染が大きく関係していること、HPV感染にワクチンが極めて有効であることが記されています。

現在、品川区の学校でがん教育が行われていますが、がん教育の目標は、がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見、検診等について関心を持ち、正しい知識を身につけ、適切に対処できる実践力を育成すると、学校におけるがん教育の在り方について述べられています。

がんを予防するための教育ならば、生活習慣を変えることを学ぶことも大切ですが、HPVやB型肝炎ウイルスのような発がんウイルス、ヘリコバクターピロリのような発がん性の細菌感染に対する知識と予防、すなわちワクチンを接種することを学ぶことが極めて重要な学習課題だと考えます。正しい知識を身につけ、適切に対処できる実践力を身につけるということは、HPVワクチンの正しい勉強、学習課題そのものだと理解いたしますが、教育委員会の現在の見解をお伺いいたします。

**○矢部教育総合支援センター長** 学校における学習指導の内容につきましては、学習指導要領に基づ

いて行われてございます。がん教育に関しましては、望ましい生活習慣を身につけることや、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為が健康を損なう原因であるということなどは扱いますが、HPVワクチン接種については、指導事項としては位置づいておりません。

**○鈴木（博）委員** HPVワクチンの接種率が1%から3%に上がったといううれしい答弁が、歳入款別質疑でありました。しかし、まだまだ全く足りておりません。2021年10月1日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会と薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の合同会議の席上で、国立感染症研究所感染症疫学センター予防接種総括研究者の多屋馨子委員は、リーフレットの充実のほか、学校における養護教諭などにより子どもに教える必要があるとし、学校との連携を強く求めたと報道されています。現在、感染症とがんについては、どのような授業が行われているのでしょうか。

**○矢部教育総合支援センター長** がん教育につきましては、6年生の保健で病気の予防、9年生の保健でも、健康な生活と疾病の予防というタイトルで単元で学習をしております。中学校、義務教育学校の後期課程におきましては、令和2年度より全ての中学校でがんの専門医による指導を実施しております。HPVワクチンの接種については、学校が医学的な見地で指導の判断をすることは難しいため、今後も国の動向に注視しながら、保健所等とも連携して、正しい情報をつかんでまいりたいと思います。

また、授業を行っているがんの専門医にも相談しながら、HPVワクチンの存在や接種について、授業の中でも正しい情報を提供してまいります。

**○鈴木（博）委員** また、2020年12月に、HPVワクチンが男性にも適用が拡大されました。男子へのHPVワクチンの接種は、男性にも多い性器いぼ、尖圭コンジローマの男女の感染のうつし合いを防ぐこと、さらに現在、男性で増えている発がん性HPVの感染による肛門がんの発病を防ぐこと、そして、何よりも、男子への感染を減らすことによって、若い女性にパートナーからHPVをうつすことを抑え、子宮頸がんを減らすことなど、大きな意義を持つものであります。ユニバーサルワクチネーションについて、男女にHPVワクチンを接種する国も増えてきています。

この男子に対するHPVワクチンの情報提供もまた、がん教育の重要な一環ではないかと考えます。ぜひ教育委員会からも、男児への、男児の保護者へのHPVワクチンの情報提供をお願いしたいと思いますが、教育委員会のお考えはいかがでしょうか。

**○矢部教育総合支援センター長** 厚生労働省が配布しておりますHPVワクチンのパンフレットは、女子用と認識しております。また、男子のほうは任意の接種であることから、現在は男子への指導はしておりません。

**○鈴木（博）委員** 子どもの未来と幸せに責任を持つ自らの職種の社会的使命もよくお考えになっていただいて、ぜひご検討いただきますように切にお願いして、次の質問に参ります。

次に、新型コロナウイルス検査陽性の小・中学生と保護者に対する学校の対応についてお尋ねいたします。デルタ変異株第5波の流行は、従来感染が圧倒的に少ないと言われていた10代児童・生徒まで感染が拡大し、小・中学生からも多数の検査陽性者が発生しました。中学校では、学校からの感染も少なくなく、小学校までは家庭内感染が主と報告されています。家族に検査陽性者が出れば、小学生、中学生は自宅待機となります。自宅待機となった子どもへの学校からの支援は、どのように行われているのでしょうか。

また、小・中学生の新型コロナウイルス検査陽性者およびその家族に対する、在籍クラスの他の生徒、保護者へはどのような働きかけが行われたのでしょうか。ご説明をお願いいたします。

○矢部教育総合支援センター長 濃厚接触等により自宅待機となった児童・生徒に対しては、学習保障の観点から、1人1台端末も活用しながら、紙ベースの資料も含めて課題を与えたり、授業の様子を配信するなど、各校が工夫して個別に対応しているところです。

日頃より陽性者の差別や偏見を行わないよう、児童・生徒には指導しておりますし、ガイドラインにも記載しているところでございます。

○鈴木（博）委員 現在、新型コロナワクチンの接種が各階層で積極的に進められており、子どもにおいては12歳からメッセンジャーRNAワクチンの接種が可能です。

2021年6月16日、日本小児科学会は「新型コロナワクチン～子どもならびに子どもに接する成人への接種に対する考え方～」を発表し、子どもを新型コロナウイルス感染症から守るためには、周囲の成人、子どもに関わる業務従事者等への新型コロナワクチンの接種が最も重要であり、子どもの接種よりも、まず親の接種を呼びかけました。また、子どもの新型コロナワクチン接種は、十分丁寧に行う必要があるとし、集団よりも個別接種を推奨すると述べています。

子どもに関わる業務従事者である学校職員の新型コロナワクチンの接種は、学校でのクラスター対策としても重要だと思われませんが、現在の学校職員の接種状況をお知らせください。

また、文部科学省によれば、小学校は家庭内感染が70%、学校内の感染が5%、中学生では家庭内感染が60%、学校内の感染が10%と、家庭内感染のウエートが高いと報告されています。家庭内感染を減らすためには、保護者の積極的なワクチン接種が必要と思われませんが、保護者への学校からのワクチンの情報提供はどのように行っているのでしょうか。ご説明をお願いいたします。

○有馬庶務課長 学校職員のワクチン接種の状況でございますけれども、これは9月1日現在のものですが、教員のほうにつきましては、2回接種が終わった者が79.4%となっております。その後、東京都が集計した9月22日に、これは公立高校全体ということで出てきておりますが、2回目の接種が終わった者が83%と出ております。品川区の場合は、9月1日の段階で約8割ですので、これよりもかなりある程度進んでいるのではないかと考えているところでございます。

○勝亦学務課長 私からは、区内児童・生徒の感染経路についてお答えいたします。学校内等でクラスター等が発生していないことを含めまして、家庭内での感染と思われるケースが大きな割合を占めていると推定してございます。家庭内での感染防止のために、児童・生徒の保護者の皆さんには、ワクチン接種に関する客観的で正確な情報を提供していくことが非常に重要であると認識してございます。

しかしながら、一方で、ワクチンの接種につきましては、様々なお考えの方や、身体的に接種が難しい方もいらっしゃいます。医学的、専門的な内容も含むため、教育委員会から一律に接種の勧奨をすることは難しいと考えてございます。接種が任意であることを十分留意の上、保健部門と相談しながら、ワクチン接種に関して、丁寧かつ正確な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○鈴木（博）委員 国立成育医療研究センターが令和2年11月から12月に行った「コロナ×子どもアンケート第4回調査報告 令和3年2月10日公表」によれば、小学校4年生以上の15から30%の子どもに中等度以上の鬱症状があり、子どもたちの心のケアは引き続き重要な課題であることが示されています。

また、令和2年の児童・生徒の自殺者数は479名で、前年の339名と比較して大きく増加しており、コロナ禍における自殺者の増加の背景には、新型コロナウイルス感染拡大による社会環境の変化などの影響も指摘されています。

さらに、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があると言われております。

繰り返しの質問になるかもしれませんが、特にコロナ禍の中の自殺対策について、保健予防課ではなく、教育委員会としてはどのようなことに力を入れて取り組まれているのか、ご説明をお願いいたします。

**○矢部教育総合支援センター長** 近年、若者の自殺が増えており、自殺防止対策は喫緊の課題と捉えています。各学校では、5月の大型連休後に児童・生徒にアンケートを取り、児童・生徒の変化を見取る取組を行いました。

また、この夏休みには、全中学校と義務教育学校の後期課程におきまして、カウンセラーの面談日を1日設けまして、子どもたちの心のケアに努めました。

さらにこの9月、品川区教育の日には、いじめの防止と自殺対策をテーマに、全教員向けの講演会を行いまして、児童・生徒の対応について理解を深めることができました。

**○鈴木（博）委員** ありがとうございました。

今回のコロナ禍で明らかになった問題の一つは、メディアの事実に基づかないフェイクニュースの連発と、それにいいように惑わされる大人たちによる風評被害です。新型コロナウイルス感染症から子どもを守る最大の課題の一つは、メディアと大人がまき散らす風評被害から子どもを守ることです。そのための重要な取組が、学校におけるメディアリテラシー教育だと考えます。現在の品川区のメディアリテラシー教育の現状について、再度、現段階でのご説明をお願いいたします。

**○矢部教育総合支援センター長** SNSも含めて、メディアリテラシーは市民科を中心に、情報モラル教育として、児童・生徒の発達段階に合わせて行っております。今年度からは全員にタブレットが配布されたということで、今までは自分で所持していなかったお子さんも、実感を持って指導を受けている、また、活用していると捉えております。内容は、具体的には、SNSの使い方、著作権に配慮した表現方法の在り方などを事例に、情報発信者の意図を読み取り、自分の意見を発信できる力を育成してございます。

**○鈴木（博）委員** 次に、国語の学習について最後に伺います。国語の学習は、国語の授業の時間だけではありません。例えば、理科で学ぶ岩石について、教科書には砂岩を「さがん」、泥岩を「でいがん」などと平仮名で表示されておりますが、漢字で書いたほうが石の性状も分かり、理解も深まり、子どもの興味が湧くのではないかと思います。

また、パレオディクティオプテラというような、全く意味が分からない言葉はありますが、これはアミバネムシと言われると、古代の昆虫の姿が生き生きと思い浮かんで、いろいろな楽しいイメージなども湧いてくるのではないかと思います。

現在の理科とか社会の教科書が、平仮名だとか片仮名が多過ぎるような気がするのですが、ぜひ国語を意識した授業を行うように要望させていただきたいと思うのですが、一言お願いします。

**○矢部教育総合支援センター長** 各教科におきましても国語の指導は大変重要だと考えております。今後とも国語を意識して教科指導が充実するよう、推進してまいります。

**○渡部委員長** 次に、塚本委員。

**○塚本委員** 私からは、377ページ、学校体育施設整備費、367ページ、プログラミング学習、それから369ページ、介助員等委託についてお伺いしたいと思います。

初めに、学校体育施設整備費なのですが、この中で特にグラウンドの人工芝化、これが決算書では義務教育学校1校、それで、照明LED化、これが決算書で小学校1校、中学校2校ということになっておりますけれども、まず、このグラウンドの人工芝化とLED化はどういう考えに基づいて進めているのかということ、一通り区内の小・中学校に整備が行き届くというのは、大体どれぐらいの時期

になるということがあれば教えていただきたいと思います。

**○有馬庶務課長** まず、人工芝生化でございますけれども、人工芝生化は、平成二十二、三年ぐらいから小学校を中心に取り組んできまして、中学校でも一部、荏原平塚学園とか、そういったところは導入しておりますが、水はけがいいということや、砂ぼこりが立たないということ、そんなメリットもありまして進めているところがあります。

それから、一方、校庭照明のLED化でございますけれども、これは区内には、夜間照明、要するに、ナイターでもできるような照明の施設のある学校が17地区あります。その学校をLED化していこうというものでございます。それで、こちらのほうは、ある程度、17ということで限定がされていますので、LED化は数年で全部終わるという見込みになっております。人工芝のほうは、まだまだこれから、校数が多いものですから、いつ終わるといのは、今の段階では明確な時期が出ているものではありません。

**○塚本委員** ありがとうございます。

今、照明のLED化のほうについてなのですけれども、LED化というか、グラウンドの照明についてなのですが、学校で野球とか、サッカーとか校庭開放で実施しているわけですけれども、この明るさに違いが少しあるというお声を時々伺います。

今、ご説明あったとおり、校庭の夜間開放をやっているところは、比較的LED化等の整備をされる等で、きっと多分、十分な照明がなされているのだと思うのですけれども、一方で、校庭の夜間開放等をしていないところは、なかなかそういうわけにもいかない状況なのかと理解いたしました。

夜間開放をしていなくても、6時ぐらいまでやると、今、この時期になりますとこれぐらいの暗さになってくるので、一定の明るさがないと、なかなか自由にそういったスポーツができないというお声がありますけれども、夜間開放していない学校というのは、どういった理由に基づいて開放していないのかということをお伺いしたいと思います。

**○有馬庶務課長** 校庭の夜間照明ですけれども、一番最初に昭和57年頃にモデル的につけたというのがございます。その後、平成2年度ですけれども、各中学校区域単位で夜間照明をつけていこうではないかという話がありまして、それで最終的に平成17年に完成して、要するに、ある程度中学校区に1校ぐらい、ナイターができる設備をつけましょうということで整備をしたものですので、逆に言うと、そこがナイターができて、ほかの学校は通常どおりの運営に今までの経過で来ているということで、基本的には、子どもたちが暗くなったときに帰るときの防犯的なところで、ある程度の明るさを保つということで、学校によって差ができていくということでございます。

**○塚本委員** そうしますと、今、夜間開放というか、照明があまりしっかり明るくついていないところというのは、学校等から要望なり、そういうことが出てくれば、地域も関係してくると思いますけれども、一定程度つけていこうということは、特段の障害はないという認識でよろしいのでしょうか。

**○有馬庶務課長** 夜間照明は、恐らくその構想を立てて平成17年度に終了しておりますので、一旦はこれで終了しているものと捉えております。それを今後また拡大するということになりましたら、恐らく、まず、夜間に使うニーズがあるのか、それから、近隣との関係がどうしても出てきますので、明るさ、まぶしい、騒音、そういったところでその辺をクリアしていかなければいけないので、当時はそういうこともあってこの17校を選定してきたのではないかと思いますけれども、また今後の要望というか、ニーズによっては、そういったことは検討していくことになるかと思います。

**○塚本委員** ありがとうございます。

次に、プログラミング学習です。先ほど湯澤委員からも質疑が若干ありましたけれども、もう少し具体的に、詳細にお聞きしたいと思います。まず最初に、決算書では565万5,673円ということで決算されていますが、主にどういったことに支出されたのか、ご説明ください。

**○矢部教育総合支援センター長** プログラミング教育は、まず、導入が昨年度ですので、その前から少しずつ触れるということで、ロボットを借りております。そのロボットを学校に貸し出して、端末も一緒なのですけれども、そこで子どもたちが様々な指令を出して、何度も試行錯誤する、そういう意味で、なかなか好評の事業でございます。

**○塚本委員** ありがとうございます。

先ほどの質疑の中でも、電気を使った授業で、プログラミングをやっていますということでした。私の認識で、特にプログラミング学習という単元を個別に設けているのではなくて、いわゆる国語、算数、理科、社会という既存の単元の中にそういった形で、だから、電気だと理科に組み込む形で、こういうプログラミング学習というのは実施されていると思っていますけれども、現状、どういったところというか、どういった単元でプログラミング学習というのが組み込まれているのか。できるだけ詳細に教えていただきたいと思います。

**○矢部教育総合支援センター長** 委員ご指摘のとおり、各教科に組み込まれているというのが全国的な流れでございます。5年生の算数では、正多角形の図を画面上で描くというところで、角度などの調整が、一々描くよりは、何度も試行錯誤できて挑戦できるという学習になりやすいということでございます。

理科は、繰り返しになりますが、電気のところで、先ほど例示しましたScratchという附属品を使いまして、それぞれがプログラミングをして電気がつくとか、ブザーが鳴るとかというタイミングを操作しているところでございます。

また、中学生は技術・家庭の中で、もともとこれはありましたけれども、例えば、自動車のあるマスのところまでプログラミングして動かすような活動を繰り返し、問題解決の連続なのですが、そういった活動はこれまでも中学生では実施してまいりました。

**○塚本委員** ありがとうございます。

そうすると、教えていただきたいのは、そういった授業でやったことに対する習熟度をどのようにして今見ていらっしゃるのかということところが気になりまして、いわゆる国語、算数、理科、社会の中に組み込まれているので、そこでのペーパーテストみたいなことで、どれだけできましたかみたいなことを見ていらっしゃるのか、そういうことがそもそも可能なのかということも含めて、習熟度というのをどうやって見ているのかということをお聞かせください。

**○矢部教育総合支援センター長** 指導は計画的でございますので、必ず評価がございます。ただ、時数がそんなにプログラミング教育に時間をかけているわけではないので、例えば、ペーパーテストの中の一部分、大体大きなB4のテストが多いのですが、一部分、4分の1程度で、実施した中身を、論理的思考を見るようなテストになります。基本的にその操作ができたかということではなくて、何度も繰り返して論理的な思考が育ったかというところを見るテストになります。

当然、そのペーパーテストだけでは難しいので、これはほかの評価と同じですけれども、授業観察をした子どもたちの成長の様子などを書き留めておくということも大きいですし、また、できた作品ですとか、そのときに動いた動作、機械の動作などを見て評価するということが行われております。

**○塚本委員** ありがとうございます。

昨年から必修化ということで始まって、そんな中でコロナ禍になってということで、学校も休校になったりしていろいろ大変な中、こういった新しい取組に対してしっかり取り組んでいってほしいというところで、これからの大事な子どもたちにとって、デジタル化というのが盛んに言われる中で、論理的思考というのをしっかり身につけていくということはとても重要な教育的要素と捉えておいて、今後とも取組を進めていただきたいと思います。

最後に、介助員等委託なのですけれども、就学前の相談の中で、保護者、教育者側で、普通級なのか特別級なのかとか、そういった相談がなされて、普通級でいきたいと思いますときに、そういった方々については必要に応じて介助員等がつくという流れかと思えます。

最初に、この介助員等がついていくというところの手続というのはどのようになっているのかということと、やはり現在、特別支援の対象となる方が非常に増えているということは承知しておりますけれども、学校のニーズに対して、介助員の充足度と申しますか、そういったところはどのような状況にあると捉えているか、お聞かせください。

**○矢部教育総合支援センター長** 初めに、介助員等の配置になる手続でございます。基本的には、年に2回、そういう子どもの様子を学校が観察しまして、これは通常にいるよりもほかの教室、特別支援教室とか特別支援学級がいいのではないかとということも含めて、人が配置されたほうがいいのではないかとという申請を受けます。当然、学校の中でも校内委員会というのがありまして、担当の教員とか養護教諭とかスクールカウンセラーとかが交じって、その判断をするわけです。改めて申請書を校長が教育総合支援センターに出しまして、私たちとしては、係が中心になってお子さんを観察させていただいています。その後、学校と話し合いながら、何時間程度はということでこちらで判断いたしますが、どうしても時間の制約は、A校とB校と同じようにしなければいけませんので、お子さんの発達に応じて支援員の時間は変わってきますけれども、そのように配置をさせていただきます。

充足度でございますが、人口が増えてきているのと同時に、当然、対象のお子様も増えています。そういったことについては、我々のほうも予算を増額して対応してございますが、見方によっては、もう1時間いてくれたらいいかということはあるかと思っております。

**○塚本委員** 確かに品川区は、他区に比べても、介助員等については大きな予算をつけて、かなり進んでいるという評価をいただいている分野かと思えます。そういった中でも、なかなかつけていただくようお願いしたのだけれども、つかなかった等の保護者からの声というのは、やはりまま聞くことがございます。

そういったときに、つくつかない、こういったことのある種の指標的なもので、客観的に皆さんに説明できるものはないのだろうと思うので、そういったところでの説明がなかなか我々も難しいところがあるのですけれども、単純にニーズ的に無理なのだ。ニーズ的にというか、予算的に無理だみたいな話も一方でありますけれども、その件は置いておいたとして、そういったもの、つくつかない等の説明についてしっかりと実施していただきたいと思いますという思いがありますけれども、ご答弁をお願いいたします。

**○矢部教育総合支援センター長** 規定はございますので、学校にもきちんと周知できるように、改めて説明してまいりたいと思えます。

**○渡部委員長** 次に、石田秀男委員。

**○石田（秀）委員** 私からは、365ページ、6・9年生思い出づくり事業から入ります。もう一個は、よく分からないのですが、地域での教育というか、校外学習なのかよく分からないのですが、それについてお伺いしたいと思います。

まず、思い出づくりでありますけれども、教育長の本当にご英断があり、コロナ禍でも実施することができたと思っております。その中で、特に12月にはコロナの感染拡大があつて、教育長から思い出づくりは教育上の観点からも実施していくということが発表され、特にこれは実施されたということで、私のところにも父兄の方々からもよかつたという感謝の声が多数寄せられております。その際に、教育長に感謝してくださいと何度も言う機会が本当にありました。これは本当に感謝をしておりますが、今の6年生を見ると、昨年、林間も行けていない。修学旅行もという、今の6年生は本当にかわいそうと特に思っております。もちろん9年生もそうなるかもしれませんが、ぜひこれは今年度も必ず実施すると私は思っておりますが、屋形船がよかつたということもありますし、これからまた1泊で何ということもあるかもしれませんが、必ずこの部分については何か実施をしていただきたいと思っております。ずっと思っておりますが、計画とかあればお聞かせいただきたいというのが、最初の質問にしておきます。あとは地域の後で言います。

**○有馬庶務課長** それでは、思い出づくり関係でございますけれども、昨年提案いただきまして、教育委員会からも積極的に学校に提案してやってみたらどうだということをやってみた結果、子どもたちからも、本当にこういうことをやってくれてありがとうという作文まで頂きました。周りの大人が自分たちのことをこのように考えてきてくれたのだというような感想文もあつて、そういうところに私もすごく感銘を受けたところでございます。

今年度の状況ですけれども、委員がおっしゃられたとおり、今年の6年生は昨年の林間に行けていないので、何とか移動教室は行かせたいと思っておりますけれども、ずっと夏場から行けない状況がありまして、最終的に今は、この11月と2月3月のところで、1泊でもいいので日光に行けないかということのを再調整をしているところでございます。状況によって行けなければ、昨年のような思い出づくり事業をまた継続して考える必要があるだろうと。

幸いにして、9年生の修学旅行については、この秋と来春に行けるよう、再計画がまだ立っているので、何とか行ければと思っております。

もう一つは、今年の8年生なのです。昨年7年生で移動教室に行けなくて、2か年分ということで、今年予算取りをさせていただいたのですけれども、8年生が行けない状況になって、これは磐梯ですので、もう寒い時期で行けないということですので、8年生に対しては東京近郊でどこか自然体験みたいなものができるのではないかとということで、何とか移動教室の日光の宿泊はできないけれども、東京近郊版、これを何とか計画してほしいということで、今、依頼をしているところでございます。いずれにしても、何らかの形で行事を進めていきたいと考えております。

**○石田（秀）委員** 子どもたちのためにも、ぜひいろいろ実現をしていただきたいと思っておりますので、これはよろしく願いをいたします。

それから、地域での教育ということでお願いをしたいのですが、先ほども言いましたように、コロナで地域でのイベント等も全て中止みたいなどころがあります。だけど、結構、地域の中で子どもたちも活躍をしていたというところがあると思っております。

これはまさに私の町会のところの話をさせていただくと、品川神社の例大祭、2年中止でありましたけれども、いつも必ず特に9年生は代表2人を選んで、町会の祭礼委員会の会議、これにも必ず来てもらって、責任感を持って祭礼も手伝ってよということをやっています。これも非常に責任を持って行動してくれるようになるし、よかつたと思っております。

それから、我々の町会では、親子で防災訓練というのもやっております、これは濱野区長にも、ぶ

らっと私人で、第2回だったと思いますが、来ていただいて見ていただいたとっておりますが、その際、いろいろやるのですけれども、小学校6年生の希望者に、約30人ぐらい参加してくれますけれども、公園でゲームを行ったりするときに、その担当をしてもらいます。そうすると、終了後、子どもたち自ら考えた、我々が考えても食べ物を何を選んでいいかわからないので、ピザだったら何みたいなのを、いろいろな食べ物とか飲み物を考えてもらって、それを町会、商店街が用意して、簡単に言うと、打ち上げを子どもたちだけでやってもらうみたいな形もやっています。だけど、その子どもたちは、非常に親御さんも先生方も見ていただくと、この子はこんなことまで責任を持ってしっかりやれるのだぐらいの、しっかりやってくれている。こういうこともなくなってしまった。

うちの近所にシルバーセンターがあって、そこへ一緒に高齢者の方々とというときは、よさこいソーランを見せに来てなどと言って、それも見せに行ったりしているときもありました。また、デイサービスがあつたりすると、そこで高齢者の方々のイベント等があると参加してくれて、そのときこういうのも見て行ってなどと言って、認知症サポーターのビデオを見てもらったりとか、結構、町会と学校と一緒にいろいろなことをしてきました。

だけれども、こういうのが全て今、駄目。だけれども、ここへ来て緊急事態宣言も解けて、いろいろイベントもやるように、少しずつ始まり出しました。これは、校長先生というのでも分かるのだけれども、もちろん感染の心配というのでも分かるのだけれども、ここについては、やはり教育委員会から、地域でのこういう行事、今までにこういうのがあったら、それは校長先生も含めて、様々、地域コーディネーターの人たちも、やはり校長先生が動かないと駄目だと思うし、これは教育委員会から、こういうことがあったら積極的に情報を取って、積極的に子どもたちを参加させろというようなのを、ぜひここは教育委員会から言ってもらいたいと思って、こういう質問をしています。そこについての考え方を教えてください。

**○中島教育長** コロナの様々な状況がある中で、1学期に私も全校の学校を回りました。今お話があったように、子どもたちは、そんな中でも、学校の中で大変頑張っている。黙食の場面をご覧になったことはございますでしょうか。それから、もちろんマスクをして、うがい、手洗い、そして、ディスタンスを考えながら学んでいる様子、市民科の地区公開講座をご覧いただいたという方もいらっしゃるみたいですが、本当に頭が下がる思いであります。

そういった中で子どもたちが頑張っている様子というのは、地域に出てもそうですけれども、私たちが見ても大変力になる。オリンピック・パラリンピックに関しては、無観客で子どもたちは参観できませんでした。ただ、聖火リレーのイベント等があったときにも、本来だったら、ランナーと一緒に走るべきサポートの8年生9年生20名が、その会場に参加して、私たちを元気づけてくれた。もちろんパラリンピックで片翼の飛行機をやってくれた区内の中学校の8年生の女の子も、大きな勇気を与えてくれました。

そういった子どもたちがまちに出て、様々な形で地域の方と関わっていけるチャンスが、緊急事態宣言が終わった段階でようやく回ってきた。先日、校長連絡会がございまして、その場で、この宣言が明けて、学校のほうとしても、いろいろな機会がこれから出てくるだろうと。ただし、子どもたちの健康・安全だけは十分注意をして、しかし、これまでやれなかったことをまちに出て実現していくようにしていきましようという話をさせていただきました。

私たちも、その中でいろいろまた課題も出てくるのではないかと思います。そういったものに対し支援していきたいと思っておりますし、2学期からは今、各学校のコミュニティ・スクールの地域の方々が集ま

る委員会に全部回って参加させていただいておりますので、そういったところでも具体的をお願いをしていきたいと思っております。

品川の子どもたちを、周りにいる私たち大人が全力でサポートしていきたい。ここでいただいたいろいろな意見も含めて、考えていきたいと思います。

○石田（秀）委員 地域も我々もできる限り協力をしますので、ぜひ今教育長がおっしゃったような形でよろしくをお願いします。

○渡部委員長 以上で、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、10月15日午前10時から開きます。

本日はこれもちまして、閉会をいたします。

○午後5時14分閉会

---

委 員 長 渡 部 茂